

## 平成25年知立市議会 9月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成25年9月24日（火） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

安江 清美	山崎りょうじ	神谷 文明	水野 浩
池田 福子	川合 正彦	中島 牧子	三浦 康司

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	杉浦 辰己	保険健康部長	加藤 初
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	中村 明広
健康増進課長	清水 弘一	市民部長	山口 義勝
市民課長	稲垣 利之	経済課長	平野 康夫
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	議事課長	島津 博史
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第52号 平成25年度知立市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第53号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第55号 平成25年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第56号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号 平成24年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号 平成24年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第6号 平成24年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃

午前9時59分開会

○池田福子委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第52号、議案第53号、議案第55号、議案第56号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第6号。これら案件を逐次議題とします。

議案第52号 平成25年度知立市一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○中島委員

おはようございます。幾つか伺っていきたくと思います。

最初に、23ページの障害者計画・障害者福祉計画154万8,000円の計上がございます。別に債務負担行為ということで452万9,000円ということで継続的な事業ということで載っているわけですが、その今年度の内容と特徴、そして、来年度に向けての計画の推進についての方針を伺っておきます。

○福祉課長

おはようございます。

障害者計画については、平成25年度、平成26年度18カ月をかけて策定する予定であります。今年度におきましては、平成24年度に既に市民2,000人の方に障がい者の方を対象にアンケート調査をさせていただきまして、その集計をまずしていただくという予定であります。3月議会において、その障がい者の方のニーズ調査及び問題点をまとめまして議会のほうに報告させていただくという予算になっております。

平成26年においては、各種団体へのインタビューを行いまして、各種団体が持つる問題点等について明らかにし、新しい障害者計画において何をやっていくのかというのを明確にしていきたいと思います。

相談支援部会という部会と、あと、事業立ち上げ部会という2つの部会、その上に自立支援協議会を設置しまして、各部会4回から5回程度の検

討会議を開いていきます。庁内会議においても、各関係する課にヒアリング等を行い、調整会議を開かせていただく予定でございます。

一応予定としましては、人にやさしいまちづくり推進協議会、こちらのほうが一番の議論する場になりますので、そちらのほうに障害者福祉計画の計画を図っていきたくという予定でございます。

議会のほうには、12月に基本構想を提示したいというふうに思っております。議会については、逐次節目ごとに情報を各議員のほうに報告という形でさせていただく予定であります。

以上でございます。

○中島委員

議会への基本構想の提案が12月議会というのは、それは今年度。平成26年度ですよ。平成26年度に基本構想を提示するという、ある一定の着地点をそこにもってくということ、2年間の取り組みと。

特に今、各種団体のインタビューも来年度は行っていくと。今年度はアンケート調査のまとめを冊子にするんですかね。冊子にして3月議会までにそれを完成させて提示していくと。その後はヒアリングをして各種団体の問題点。そういう流れということはわかりましたし、また、議会のほうも議決案件ということで取り組ませていただくということですので、しっかりまたアンケートの内容等のところからまずはスタートかなというふうに思っております。

各種団体のヒアリングということではあるんですけども、特に今、当局として抱えている、この問題を解決したいなという問題意識、そういった問題意識というものは、今まとまっているものがあるのでしょうか。

○福祉課長

平成27年度の障害者計画についてのポイントとしましては、まずは総合支援法という形で平成24年の6月から始まっております。そこで相談支援体制というものが重要であるというところございまして、ここについては障がい者の方がサービスを受けるといときに相談支援員という方が障

がい者のヒアリング等を行いまして、日常生活の状況をプランニングしていきます。プランニングしていくときに、障がいの程度において、どこの事業所が一番その方に合っているのかということを決めて生活ができる状態をつくってまいります。

その部分が、今回の総合支援法の一の重要なポイントだというふうに考えておまして、この相談支援部会というところに安城養護のジョブコーチという資格を持った方と、あと、知立市の在住の安城市の社会福祉法人の施設長の方及び相談支援員等々集まっていたら、その相談支援体制について十分議論していきたい。そこがしっかりできると、それぞれその市内、市外のサービスの事業所を有効に使っていただけるというふうに考えておりますので、そこがまず一番重要なところかなと思っております。

次に重要に考えてるのは、ケアホーム等、障がいの方が親元を離れて生活をしていく場所としてのグループホームという形で、ケアホーム、グループホームなんですが、そここのところについて重点的に平成27年は考えていきたいと。

なおかつ、もう一つは、親の方が高齢者になっているというところで、成年後見センター等についても何とか立ち上げていくような形の計画にしたいという、この3点でございます。

以上です。

○中島委員

よくわかりました。

第1のポイントとして言われたのは、ちょっと障がい者のサービスについても介護保険のケアプランをつくって事業所を紹介してサービスを選定して計画を立ててあげるという、障がい者の支援、サービス提供についてもそういう流れを確立をしていくということですね。そのための相談支援体制をしっかりつくっていくということに、専門家もそこには入ってもらうということなので、その点では流れとしては適切なサービスの提供ができるのかなというふうには思いました。

ただ、障がい者の今、手帳を持っていらっしゃる方が、

全てその相談につながっていくのかどうか、その点はどうなのでしょう。今、考え方としてのお話で申しわけないが。

○福祉課長

現在、平成24年度実績で300名程度の方がサービスを受けられております。そうしますと、大体平成25年度が280名でしたので、ほぼ手帳を持っていらっしゃる方でサービスを必要とする方は全て大体使われているのかなと。

ただ、あと、周知されていない方、十分知らない方については新規でまたそれを受けていくという形を考えておりますので、今は大体8割、9割はサービスは利用されているかなというふうに感じております。

以上です。

○中島委員

手帳を持っていらっしゃる方で軽い方は、まだサービスも要らないよという人もいるかもしれません。そういうことで、体制としてはこういうふうでやっていくということで、具体的な推進で、あとは問題、落ちこぼれないような形、いろんな目こぼしがいっぱいあつたりないような形、そういうものをきちんとやっていけるかどうか。全ての障害者手帳を持っていらっしゃる方に目を配って、このサービスに流れに乗っていただける。そこで要らなければいいんだけど、相談体制には100%の方が乗っていただけるようなそんな体制にしていきたいなというふうに思います。

詳細は、もっともっといろんな問題点があるろうかというふうに思いますけれども、2つ目のポイントで言われてたのは、今やはり問題になっている親御さんが高齢化したときにグループホーム、ケアホーム、また、いろんな施設、今充実してほしいという問題がありますよね。この点についてしっかりと、ヒアリングの中で出てくるのかもしれませんが、その辺の自分たちがヒアリングする上でアンテナを高く、こういった問題、今、困っていらっしゃる方がいるわけだから、その点をしっかりとアンテナで捉えていただく、そういう姿勢で取り組んでいただきたいなというふう

思うんですが、今言った施設以外にも求められている、そんな施設がありますけれども、ぜひそういったところでやっていただきたいと。成年後見センターということも大事な課題かなというふうに思う。しっかりとアンケートをまた見させていただいて、それらが具現化できるようなそんな取り組みをぜひお願いをしたいというふうに思います。

債務負担行為452万9,000円、総事業費としてこういうことでよかったですね。ですから、2年目は298万1,000円と、こういう残事業で2年間でやるというふうで、わかりました。

次に、地域元気交付金で実施する各施設の工事内容ということで、きょうは保育園のトイレの關係の資料が出ておりましたので、わかりました。保育園は洋式トイレが大変少ないということで、やっていただくと。あとは、西丘とか福祉の里のトイレとか、シルバー、保健センターの給水ありますけれども、関連の特徴だけ、こういうポイントでやるんですよということを一度総じてお答えください。

#### ○子ども課長

内容といたしましては、こちらのほう、保育職員トイレ改修工事ということでございますが、特に調理員用トイレの改修が目的でございまして、こちらにつきましては、保健所の衛生指導におきまして和式より洋式のほうが衛生的であるという指導がありました。今回、年度年度に要求は財務のほうにはしておりますけど、やはり順位等がありまして、なかなか改修に至らなかったんですが、今回、元気臨時交付金ということで庁内に募集というんですかね、案内がありましたので、そちらのほうに出しまして採用となった次第です。

あと、職員と調理員トイレを設置するというところで、配らせていただいた資料のようでございますが、既存のところとか知立中央につきましては平成26年度取り壊しでございまして設置せずということであります。それとともに、洗面台の電気温水器も同時に設置するように計画しております。

以上でございます。

#### ○長寿介護課長

トイレの改修ということでございますけれども、福祉の里八ツ田のほうの今の地域福祉センターのほうのトイレ改修については、平成25年度においても1階のシャワートイレの工事など全部終わりました。1階は全てシャワートイレというように工事が完了しまして、2階、3階のほうでは暖房つきの。

すみません。トイレじゃなくてシルバーの管理棟のところ。シルバー人材センターの作業棟管理ということで屋根の改修工事でございますけれども、こちらのほうは元気交付金の範囲の中で、平成5年当時の建物がそのまま残っておりまして、いきがいセンターの作業棟ではございますけれども、古いまま残っておりまして、屋根のほうはかなり表面が遙離しておりまして、雨漏りをいつしてもおかしくないという状態でございます。それを今回のこの交付金の中で早急に改修していくということで、今回あげさせていただいております。

#### ○健康増進課長

健康増進課のほうであげさせていただいております給水設備改修事業のほうについて説明させていただきます。

工事の内容を簡単に説明させていただきますと、屋上に設置してあります老朽化した高架水槽を撤去いたしまして、加圧給水ポンプでの給水を行う方式に変更するものであります。

この工事を行う利点といたしまして、まず第1に、老朽化した高架水槽の修繕を実施しないこと。第2に、毎年発生する水槽の保守点検委託料が不要となる。第3に、水の滞留時間が減り、新鮮な水が利用できる。4つ目として、やや現在水圧が低い傾向にあるんですが、これが改善できるなどというメリットがあります。

いずれも、やや地味な工事内容ではあるんですが、今回地域元気臨時交付金の対象事業として実施をお願いするものであります。

以上です。

#### ○中島委員

福祉の里八ツ田のトイレの話もしていただいて、ここはもう平成25年でシャワートイレ完了。ここは今回の修繕の内容という意味では、今ちょっと途中で終わっちゃったような感じで、もう一度、今年度の元金交付金の関係の修繕は何ですか。

○長寿介護課長

地域福祉センターのほうは元金交付金の関係はあげておりません。

○中島委員

その関係ではないですね。

ちなみに、ちょっと教えてください。

○長寿介護課長

今回、補正であげさせていただきました22万1,000円につきましては、給湯設備の4つ給水弁がある中の1つが故障しております、それで1カ所の故障ですので、何とか残りの機械で今現状を維持しておりますけども、これをそこに負担がかかってきますので、この部分を早急に直ささせていただきたいということで、お風呂、シャワーの関係の部分でございますけど、これは修繕で22万1,000円をあげさせていただいたものでございます。

それから、もう一つ、各種営繕工事ということで136万5,000円につきましては、こちらのほうは地域福祉センター、ちょうどミニバスがとまる場所の南側のところでございますけど、あそこは屋根のところからデイサービスの車いす等の方の乗降をあそこでやっているわけでございますけども、雨の日が大変水はけが悪くて、あそこに水たまりができる状態になってまいりまして、そのところを直すということで、水はけをよくするというそういう工事でございます。

○中島委員

元金臨時交付金とぐちゃぐちゃに聞いてしまって申しわけございませんでした。

今のシルバーのところについては、屋根を直す工事をいたしますけれども、これは雨漏りが心配ということで平成5年から大分たっているということですね、20年ですね。今の屋根の構造から新しい構造に何か変更もするのでしょうか。

○長寿介護課長

こちらのほうは今のこのまま取りかえるということではございませんで、そのまま上から悪いところを改修しながらかぶせていくと、こういう感じでございます。

○中島委員

これは耐用年数は、どのぐらいの建物なんでしょうかね。

○長寿介護課長

耐用年数については、はっきり承知しておりませんが、平成5年4月にオープンしてから、隣の地域福祉センターも含めてかなり状態が悪くなってきていることを考えると、耐用年数過ぎているのかなというふうに思いますし、ぎりぎり今は直しながらやっておりますけども、耐用年数という形では承知しておりません。

○中島委員

そうすると、またこれは公共施設の全体の見直しの中の仲間に入れていかなきゃならないことでしょうか。その辺は、検討の中身になってるのでしょうか。

○長寿介護課長

こちらのほうは市全体の公共施設の中の一つとして検討の中の一つに入らせていただいておいて、順番にあそこの施設も直していくというところには入っております。

○中島委員

そういう意味では、長寿命化の中身の一つという屋根の改修だということですね。わかりました。

それから、福祉の里の関係は空調の関係をやるという話でしたけれども、トイレの関係で、もう終わったわけですが、洋式化とか温水シャワーが出るとか、前にも議会で指摘をさせていただいて、その後やっていただいたということですが、トイレの便器そのものではないんですけども、ちょっと不具合を感じているという問題を指摘をさせていただくわけですが、例えばトイレの中の荷物かけが、すごい高いところにあるんです。障がい者の方が手を伸ばしてかけられない。

それから、もう一つは、ここがトイレですよと

いう表示も上のほうにあるんですね。意外と目線が高い。もう少し低い目線でバリアフリー的な改善ができないか。そうお金のかかる話ではないんですが、ちょっとしたことで使いやすいトイレにさらになるということでは思っておりますけれども、そんなことについて、どのようにお考えでしょうか。

○長寿介護課長

トイレの荷物かけですとか、表示のことにつきましては、私も現場のほうもちょこちょこ行きますけども、今指摘のあったことを特に問題意識を持ってなかったものですから、今回御提案いただいたということで、少し現場のほうを見させていただいて、向こうの職員ともちょっと話し合ってみたいと思います。

○中島委員

ぜひ一度見ていただいて、私も、ほんとに高いところにあるなど。市役所のトイレもそうなんですけどね、市役所のトイレも高いところにあるんですよ。なぜこんな高いところにあるのかなということをおもっています。

よく公衆トイレの上のほうにあって、上から手を伸ばしてかばんを盗んでしまうというような事件があったりして、フックのかけかたを工夫されて、上からすつと取れないようなフックにかえたりとか、そんなようなこともやってる。どこも高いところにあるわけですよ。もう少しかけやすいところに考えていただきたいということを要望をしておきますので、一度調査、今、調査するということでおっしゃっていただいたので、よろしくお願いをいたします。

それから、この西丘センターの場合の屋根ですか、これも。そういう意味で違うと言ったのね、元氣臨時交付金じゃないという意味じゃなくてね。申しわけございません。

そういうことで、今までなかなかやれなかったことを元氣臨時交付金で実施するというそういう中身としては、今年度中に全部やるということで、ぜひまたお願いをいたします。

それから、消費者行政のところで、国の10分の

10ということの小さな予算なんですけれども、これはどういう内容で今、国が全額補助という形ですか、これもあるのか。

○経済課長

消費者行政の補助金ですけれども、消費者生活活性化基金事業補助金という形で平成23年度までの基金事業でした、当初は。それから、平成24年度に継続しまして平成25年度も継続事業ということで今、予算がついております。

うちのほうは、当初予算ではこの事業、補助金がつくつかないかわからない状況でしたので、当初予算で9万5,000円の予算で参考書購入費の1万円、旅費の6,000円、講座用チラシ啓発物品の7万8,000円という9万5,000円の計上で補助金を計上しておりました。

毎年約25万円程度使っておるんですけども、当初予算が少なかったものですから、今回、県のほうと調整しまして、9月の追加補正ということで14万7,000円、相談員の費用弁償の3万4,000円と消耗品はちょっと啓発冊子みたいなものですけども11万1,000円と東京に行く研修会等の参加負担金2,000円という形で14万7,000円の追加補正をさせていただきまして、10分の10で基金のほうからいただくという補正予算を計上させていただきました。

○中島委員

消費者相談のところの相談員ですか、今言われたのはね。今は配置されていないんですか、消費者の関係の相談員は。例年のような配置をやっていないということですか。

○経済課長

消費者生活相談は、毎週金曜日の午後1時から午後4時まで実施しています。この費用弁償は、東京でその方がことしかわられました。相談員が新規になりましたのものですから研究という形で東京に行っていただく予算を計上させていただきました。

○中島委員

研修費の負担金は2,000円ということですよ。これだけじゃないの、それは。費用弁償の3万

4,000円もそうと。それはプラスなんですけど、もともと25万円の事業をやっていたと、毎年消費者行政の。

今回は、当初では9万5,000円しか計上されなかったということですが、例年のようにやっているにもかかわらず、最初にのせておかなかったということは、もちろん財源更正で国がお金をくれれば、財源更正すればいい話で、事業そのものは継続的にやっているわけで、こここのところの組み方というのは、本来は当初予算で全部のせるべきというふうに思いますが、いかがですか。

○経済課長

言われるとおり、当初に一般財源の持ち出しがあっても予算を計上すべき内容だったかもしれませんが、今まで基金事業ということで10分の10いただいておる事業でしたものですから、一般財源の持ち出しがないようにという考え方をとらせていただいたことがありまして、ちょっと事業を縮小したということがよかったか悪かったかといえば、補正ではなくて当初予算で計上すべきだったかもしれないということは理解しております。

以上です。

○中島委員

基金事業ということで、これがなくなったらやめてしまうという、そういうことでしょうか。

○経済課長

消費生活行政の事業に関しましては、継続して実施していくものですので、基金の補助金がなくてもこの事業は相談もやっていきますし、継続して研修会等も実施しますし、そういうことはやっとうとうという担当課としては考えております。

○中島委員

2階の奥の相談室で市民相談と高齢者の就労相談と消費者相談とセットで市民相談窓口があるので、これは基金が終わったからといってなくなるものでもないということからすると、本来はこれは当初で全部のせておくべきだったということだけはね、何かを削らなきゃいけないので削ってみたというようなことなのか、それは財政のケチケチ作戦の一つなのか、ちょっとわかりませんけれ

ども、何かを削らなきゃということでやられたとしたら、それはこんなところは削るものではないと。最低の対応ですよ。消費者のいろんな相談があると思うので、それはぜひ継続的にきちっと確保するというで弱腰にならないでやっていただきたいというふうに思います。

それから、観光施設用地購入費のところ、本会議でも少し説明がされてましたけれども、もう一度中身、場所と面積、そういったものについて、それから経過も含めて御説明ください。

○経済課長

観光施設用地取得事業、今回、予算計上させていただきましたのは5,997万5,000円、消耗品、収入印紙代が4万5,000円、登記委託料が3万7,000円、用地購入が5,989万3,000円ということで合計で5,997万5,000円の予算計上させていただきました。

この経緯ですけれども、文化広場の隣の細長い駐車場を今回購入する予定になっております。また、その隣にまだ用水路を挟んで三角形の駐車場をまだ借りております。今回購入する予定面積は2,385.72平方メートルです。予算では2,395.72平方メートルとちょっと10平方メートル余分に予算をつけておりますけれども、測量をして面積が確定できなかったものですから、ちょっと10平方メートル余分に予算をつけております。登記簿面積では2,385.72平方メートルということですよ。

この土地に関しまして、昨年度、平成24年度ですけれども土地の所有者の方から売却したいという申し出がありまして、土地を返してほしいという申し出がありました。その関係があつて、うちのほうとしては、駐車場として継続して確保していきたい。土地の所有者の方は、土地を有効利用する形で現金がほしい、そういう状況の中で、今回購入という方法で土地を市のものにして駐車場として活用していきたいということで予算計上させていただきました。当初予算には金額がまだ確定できなかったものですから、不動産鑑定手数料の82万1,000円と測量委託料の72万8,000円を予算計上させていただいて、不動産鑑定した結果の金額

で予算計上のほうをさせていただいたという形でございます。

以上です。

○中島委員

測量後の面積が2,385.72平方メートルと、これだけを購入したいということですね。地図がないので、またそういうこの部分ということを示していただきたいんですけども、文化広場と接している全部西側の土地ではなくて一部真ん中を残すということですので、用水路もありますよね、ぴよんととび越えられる用水路があって、少しどこまでがもう一人の方の所有のものなのかな、同じかどうか知りませんが、今回あがったものじゃないところ、その区別がわからないので、もう一つのほうは、測量したわけではないんですけども、全部買うというような話にはこれはならなかったんですか。

○経済課長

今、測量してまして、面積はまだ確定しておりません。もうすぐ結果が出ますので、今現在結果待ちという状態で、あと1日、2日で測量の最終的な面積が確定できるんですけども、まだ面積が確定していない状況ということで、これは登記簿上の面積ということで御理解していただきたいと思います。

それから、地図に関しましては、簡単な地図をあとでお配りしたいと思いますので、それはそういう形で対応させていただきたいと思います。どこを買うかという地図に関しましては。

それから、残っておりますあとの三角のもう一人の方の土地に関しましては、まだ買い取り希望はされておられません。将来的には買い取りの希望が出されるかもしれません。そのときは担当課としては購入していきたいという意向でおりますので。

今回当初予算でもやりましたように、かきつばたの駐車場自体が非常に満杯で待ち時間が多い状況がありますので、駐車場がなくなるということは担当課としては非常に危惧しておる状況です。ですから、今ある駐車場は確保していきたいと考

えております。

以上です。

○中島委員

地図、大至急配っていただけないでしょうか。今あるんですか。大至急持って来て配ってください。

○池田福子委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時37分

---

再開 午前10時38分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

今、地図を出していただくわけですが、その他の帯のところについては、ちょうど真ん中に帯があって、文化広場、それからその帯があって、今度買おうとしている土地があって分断されるという形でありますからね、当然もし買い取り要求があったら買っていく方向だということはわかりました。

○経済課長

文化広場の隣の土地のほうを今回購入します。文化広場にくっついている橋で文化広場の運動場のほうに入れる、そちらのほうの大きい土地のほうでして、文化広場と隣接している土地を購入するという考え方ですので、今から地図を渡しますので、それを見ていただきたいと思います。お願いします。

○中島委員

地図がないので勘違いしちゃう。やっぱりちゃんと見せていただかないとわからないですよ。

○池田福子委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

---

再開 午前10時40分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

今、お手元に配りました地図のBって書いてあるほうの駐車場でございます。地番でいいますと、八橋町井戸尻25の2、26の4、26の5、38の2、38の3、39の1。

ちなみに、面積を登記簿上でいいますと、25の2が424平方メートル、26の4が78平方メートル、26の5が4.42平方メートル、38の2が0.3平方メートル、38の3が16平方メートル、39の1が1,863平方メートル、それだけのトータルで先ほど言いました2,385.72平方メートルということになります。

以上です。

○中島委員

文化広場と隣接した側の長い帯というところがありますね。Aの部分がまだ未購入というか、貸してもらって引き続き駐車場にしたいということでもあります。

Aのほうは、おひと方なのか、何人かに分かれていらっしゃるのでしょうか、地主は。そこまでわかりませんか。

○経済課長

現在借りている方は1名です。

○中島委員

Aの土地については、地主は1名ということでお話し合いは1名の方とすれば成立するかもわからないということですが、当面は売る気はないということですね。

そうすると、AとBと一体的に整理することなかなか整備、例えば下をアスファルトにしていくなか、そんなような整備がしにくいなという感じはするんですが、このBのところを購入したそのあと、どんなふうな整備を考えていらっしゃるのでしょうか。

○経済課長

現在も文化広場の駐車場として毎月10日以上この駐車場を使っております。今現在は舗装されておられません。有効利用というお話だと思うんですけども、何らかの形で、この駐車場の有効利用を図っていくことは必要だと思っております。

ただ、駐車場として造成して、うちが整備して

おります。この用水路の整備もまた土木のほうと協議してやっていく必要もありますので、購入したあと、用水路の整備は考えなければいけないかなと思っておりますけども、まだAの土地は借地ですので、一体的に整備するということはちょっと難しいと考えております。

以上です。

○中島委員

Bはどうするんですか、その整備は。Bはどのように整備していくんですか。

○経済課長

Bは今後検討していくという内容でございます。まだどういう形で、今現状のまま、差し当たりはしばらくの間は使っていくと考えております。

以上です。

○中島委員

Aの地主が売ってもいいよというふうになればA、B全体一体の整備ということのほうが効率的だなと思います。

ただ、Aの方がずっとその気はないよというふうに言われるのであればBのところは少し舗装する形で駐車場にしたほうがいいと思いますし、その辺、交渉はもう少し、交渉というか、余り無理やりはもちろんいけないんでしょうが、意向確認という意味ですね、もし長い間、売っていただけないようならこちらの整備だけやらなきゃいけないし、その考え、方針を固める上でも、あなたはこういうおつもりなんだろうかと、そんな働きかけをやっていただいで効率的な整備をしたほうがいいというふうに思うんですが、そういう形で話し合いをもっていっていただけますか。

○経済課長

今回、Bの用地を購入するに当たりまして、Aの方とも3回程度市役所に来ていただいでお話をさせていただきました。今後の方針を検討する必要がありましたものですから、お話はさせていただいております。

以上です。

○中島委員

3回話したけども売る気はないという結論だけ

が今残っているんですかね。今後、何か考えていただける余地があるかどうか。

○経済課長

相続が発生したときに売却のことも検討したいということで言われておりました。

以上です。

○中島委員

そういう御本人の事情というものもあるので、それにあわせてということで、そうすると当面はこれは簡易舗装とかそんなものはされないということでしょうかね、検討するという話ですが。相続ということ、あとそれこそ何年という話ではないので、全くそんなことは勝手な話で、見込みもわからないわけだから、だとするならば、ここを簡易的に舗装していくということについての結論は出したほうがいいのかなどというふうに思うんですが、かきつばたのところで雨が降ったりする、そんなこともありますので、したほうがいいのかなどと思いますけども、検討というだけで、その辺の方向はもう少し伺っておきたいと思います。

○経済課長

今回、文化広場の運動場が、確かに雨が降るとじゅるじゅるになってしまいます。ですけれども、Bの駐車場に関しましては碎石がまいてあります。ですから、そんなにひどい状況ではありません。ですから、今の現状のままでも十分駐車場として活用できると考えております。

以上です。

○中島委員

私は、前の議会のときに、この購入の測量費というものが出た段階で全部買えるならと思ったんですが、前提としてはね、全部買えるなら、このところを駐車場として使うにしても日常的には使わないわけだから、緑地しての位置づけをして知立市のあいてるときについては簡易にテニスができるような空間にするとか、そういうようなスポーツ的な活用もできるようにということを私は提案をさせていただきました。

今のお話だと半分半分なので難しいなという感じはするので、もし全部買えるような段階では、

この土地については、駐車場にはもちろん使うんだけれども、その他の有効活用という点では、一度スポーツの活用という意味での検討をしていただきたい。ここにはスポーツの関係の担当部はないわけですが、その辺を私はちょっと提案をさせていただいておりますので、心にとめていただいておりますでしょうかね。

○経済課長

一体的に文化広場との活用ということが将来的に検討する必要があると考えておりますので、そのときにはいろいろ考えていきたいと考えております。

○中島委員

文化広場と一体的というふうになってくると文化広場もグラウンドとしての役割ということで知立市のその辺のカウンタになっているわけで、一体的にという、その辺が知立市の公園面積ということか、グラウンドの面積が広がっていくということになるので、そういった位置づけの開発、有効活用というものをやっていただきたい。

今、文化広場が10日ぐらい利用させていただいてるというのは、どういう中身ですか。駐車場としてじゃなくてですか。

○経済課長

文化広場の駐車場自体は非常に台数が少ない、とめれる場所が少ない。ですから、このかきつばたの駐車場を行事があったときに駐車台数が少しでも多い場合には、あけてここで駐車させてという駐車場として使っております。

○中島委員

過去の実績として毎月10日ぐらいは駐車場として利用していると、こういうことですね。わかりました。

ちょっと今すぐに調査しなくて申しわけないですが、A、Bそれぞれ今の賃貸料について幾らかお知らせいただけますか。

○経済課長

Aのほうが、年間ですけれども74万円強、Bのほうが年間83万円強です。

○中島委員

両方で160万円ぐらいの毎年の賃貸料でやっているということです。購入して、かきつばた園の観光地としての活用が当然まだずっと続くわけでありまして、必要だということでもありますので、いつまでも賃貸よりは購入したほうがいいたろうなどというふうには思いません。購入に当たっては、今言った点について留意していただきたいと。

これは私もかきつばたまつりのときには、市民農園あたりまでずっと車がつながっててね、なかなか入れない。私、観光して、市民農園借りてるので、そこへ私は車を置いてちょっと行かせてもらって、帰ってきたら、まだ並んでいるというね、同じ人じゃないですけど、大分時間かけても、まだ並んでるといふ実態を昨年は見ました。ことしはそういう意味では、来迎寺小学校の運動場をシャトルバスを走らせて送迎したということで、その点では、渋滞がどの程度解消したとみられているのか。いろいろ雨が降りまして運動場のでこぼこ、わだちができてしまっ、ちょっと大わらわで場所を変えたりということもされたようですけども、これについてはどんな評価と、今後の考え方。まだこの文化広場の駐車場があった上で、なおかつ足りないという話で今それがありますので、継続する話ですね。ですから、それについてはどのような評価で何台ぐらいのあふれた人たちが駐車していただいたのかなという、その辺の実績的なものも今年度のことで申しわけないですけども、お願いします。

○経済課長

かきつばたの一番見ごろの時期、非常に待っている時間が長いという苦情をいただいております。最高で2時間というようなお話も聞いておりました。

そういうこともありまして、平成25年度、実験といたしまして、かきつばたまつりのパークアンドライド事業ということで来迎寺小学校の運動場を駐車場として使って事業を実施しました。

予算的には当初予算で91万7,000円、消耗品を含めると約100万円費用をかけております。100万円かけて5月11日、12日、18日、19日の土日の

4日間を来迎寺小学校の運動場を使って、これははっきりした台数はわかりません。乗車人数で916人、約200台程度ぐらいは多分入ったと思われます。カウントしてなかったものから台数が確認できてないんですけども、乗車人数は往復で916人使われておりますので、後半で88台使われておりました。前半のほうが人数多いものから、はるかに、200台以上は入られました。今回、正直言いまして、先ほど言いましたように、雨の関係がありまして、文化広場のグラウンドも雨でぐちゃぐちゃです。来迎寺小学校のグラウンドに入った車もぐちゃぐちゃで、走るのがすごく難儀な状況でございました。ですから、職員の駐車場のほうにバスを入れて送り迎えするような形をとりました。そういう形で実施したんですけども、かきつばたの駐車場のほうの行列というのはなくなりました、この土日に関しましては一切。私も何度か見に行きましたけども、事業としては成功したと思っております。

ですけども、運動場を使ったこと自体がグラウンドが非常に悪い状態にしちゃったものから、あとで当然グラウンドを直さないかんということもかかってきます。ですから、場所の検討は必要だと考えております。

以上です。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

今、来迎寺小学校の運動場の話をしておりました。一般の方については、職員駐車場のほうに入らずに運動場に入ると。バスだけを職員駐車場のほうに碎石があるので入れたと、こういうことですね。普通の乗用車の場合、バスは重いので余計にわだちが深く、運動場が次の日に困ってしまったという話がありまして、バスはとんでもない

ということでこちらに移ったけれども、乗用車、全体で200台ぐらいとまったという話ですが、4日間ですかね、今言われた延べ。そうすると、1日50台ぐらいはとまったということですが、乗用車という範囲では雨対策は大丈夫なんです。

○経済課長

今回、非常に雨が大量に降りました。乗用車でもツルツル滑る状況で、私の自分の車で中、走ってみたんですけども、非常に運転しづらい状況でした。そこにまたバスが来てわだちをつくりますので、どんどん悪い状況になっていきますので、朝一でもバスが入る前の状態で私が運転したときでも非常にハンドルがとられる状態だったので、非常にこれは大変なことだなという状況でした。

以上です。

○中島委員

学校側は大変困ったんですが、それはどのように対処されたのですか。ならすようなことやったと思うんですが。

○経済課長

建設業者に整地をしていただきました。

○中島委員

そうすると、それは幾らかかったんですか。

○経済課長

しばらくお待ちください。

○池田福子委員長

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

駐車場整備委託として32万5,500円使わせていただきました。

○中島委員

先ほどのパークアンドライド事業ということで、およそ100万円といった中にそれは入っているんですか。

○経済課長

内容といたしまして案内看板7枚で8万2,950円。入っています。

○中島委員

運動場のぐちゃぐちゃになったところの整備をやっていただいた32万5,200円も入って全体で100万円ぐらいのパークアンドライド事業になったということですね。全体で100万円だったということですね。

来年は、どういうふうを考えていらっしゃるんですか。

○経済課長

今回、社会的実験事業ということでやらせていただきました。担当課としては、来年度も継続してやっていきたいと考えております。

以上です。

○中島委員

日という50台ぐらいの車が入ったという、そういうことですが、雨が降らなければいいですけど、やはり大変なことで、次の日に間に合うかどうかという、事業、次の日、晴れて運動場使うというときに間に合うかどうかという心配は残ります。

ですから、来年も同じでいいかなどうかなということを考えるんですが、例えば建設業者が入ってやってくれたんだけど、それは当日の終わってからすぐやっていただいて、翌学校の開校日には、もうきれいに戻してお返ししたという、これができるんでしょうか。

○経済課長

今回の場合ですと、運動会が翌週の土曜日にありましたので、それまでということで、学校が開催しているときに時間を見計らって、お昼休みだとかそういうときに整備する形で学校の運動場自体は、例えば土日使って月曜日に整地してきれいになってるかといったら、そういう状況ではありませんでした。

以上です。

○中島委員

校長先生やら学校の先生にお話を聞いたんですけども、市の大事な観光事業だから協力しないこ

とにはねということで、困ったけどもねというお話でして、なるべく困らない方法で考えなきゃいけないというふうに思うんですよね。その対策はとれるかといったら、運動場に石まいちやうわけにはいけないわけです、できないんですね、そういう意味では。

だから、ずっとそれでいいというふうな、来年度もやりたいというお話でしたけど、ずっとそれでいいかどうかというのは問題じゃないかと思うんですよ。じっくり学校と話し合わなきゃいけないかと思うんですよね。それはちょっとお話ししていただいて、どうぞということでしたんですか。

#### ○経済課長

学校側のほうにも大変迷惑かけたことは事実でありまして、違う場所で何とか車がとめられる場所が見つからないかなということ、検討していきたいと考えております。

以上です。

#### ○中島委員

例えば牛田駅の北側ロータリー、あそこに往復のシャトルバスが行って、電車でおいでくださいと、そういう対応もできるのではないかと思うんですよね。もちろん三河八橋駅のほうで歩かれる方もいるでしょうし、本線から利用して来る方は牛田駅でおりたらシャトルバスが出ておりますと、これを利用してくださいということで、なるべく車じゃなくて徒歩で来ていただくと、そういうことも、うんとPRすれば使っていただける。

名鉄の今、電車は上りも下りも大体1時間4本、15分おきに出ているんですよ。だから、どの時間帯で行っても、そんなに長く待つことはないという意味では困らないと思うんです。だから、歩いて来ていただいて、一度それをやってみるといっても来年度試行的に、こちらは1回やってぱっとなくなると皆さんが、あら、ないということになってびっくりするかもしれませんので、ちょっと来迎寺をなくしてしまうかどうか、私も今、迷うところですけども、牛田駅のほうが周知されれば、そちらに変わっていくんじゃないかというように思っていますので、そんな検討もぜひしていた

できたいと。CO<sub>2</sub>削減にもなりますので、そういったことで考えられないかどうか、お答えをいただきたいと思います。

#### ○経済課長

知立駅、牛田駅からシャトルバスでどうだというお話は、うちのほうでも一度検討は必要かなとは思っておりますけども、ただ、それは三河八橋駅という駅がありまして、そこから歩いて来てもらうのが名鉄で来る順路だという頭がまだあるわけです、確かにCO<sub>2</sub>の削減と言われて電車に来ていただければそういう皆さんがいいんですけども、私どもが考えているのは、今、八橋のかきつばたの駐車場が1時間も2時間も待っていただく状況を解消したい、それにはどうしたらいいかということを考えておりまして、電車で来られる方に関しては三河八橋駅まで行っていただきたいというような気持ちではあります。

ですから、牛田駅からのシャトルバスだとか、知立駅からのシャトルバスというのは検討は必要かもしれませんが、まずは近くの駐車場を何とか確保して、それから少し遠くてもいいものですから、そこからバスで送迎する、そういうことを今、考えておるんですけども、ゆとりがあれば駅からそういうシャトルバスというものも必要かなとは思いますが、差し当たりは三河八橋駅まで来ていただこうと考えております。

以上です。

#### ○中島委員

大変難しいかもしれませんが、車で来迎寺小学校のほうに入られた方、文化広場の駐車場のほうに入られた方、どちらからみえるんだろうという調査はしたことがあるのかなと。

本線で岡崎駅のほうから来た人が、知立駅まで行って乗りかえをして八橋駅まで行くなんてことは、とてもやりませんよ。こちらからだったら、やはりないなということで車になっちゃうなという感じがするんですけどね。どういうところから車でおみえになった方は来られましたかというね、もし入場のときに何かアンケートでもとられれば、そういう調査も一回していただいて、今のシ

ヤトルバスの話については引き続き検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○経済課長

わかりました。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川合委員

それでは、23ページの今の質問とちょっと重複するかもしれませんが、障害者計画・障害福祉計画策定事業154万8,000円のことについてお聞きしたいと思います。

この障害福祉計画の計画の一連の流れについて確認をさせていただきたいんですが、まず、福祉計画はつひいぷらんが平成19年度にできたんですが、その前に平成10年度から平成19年度に知立市障害者基本計画というのが策定されたわけですね。計画期間が平成10年から平成19年だったんですが、平成17年度に障害者自立支援法が成立して平成18年度施行となりまして、それを受けて今、施行されております知立市障害者計画とちょっとその中に障害福祉計画というのがダブって入って記載されているところがありますので、この辺の年度的なものを確認したいんですが、つひいぷらんがこれは平成19年に発表されているんですが、実際には平成18年から今の障害者自立支援法の関係で平成18年に前倒して平成20年が第1期の障害者福祉計画、そして、平成21年から平成23年が第2期というようになってますね。実際には、当初、障害者計画については平成18年度から平成23年の6年間になっていたわけですね。今、1期、2期が終わって平成24年度からの3期ということになってるんですが、障害者計画というのは6年であったのが9年に延長されたという理解でよろしかったでしょうか。

○福祉課長

障害者福祉計画は平成23年度まで、川合委員のおっしゃるとおりでございまして、福祉課のほうの都合で平成24年から地域福祉計画を平成28年までの計画をつくりました。本来ならば障害者計画

は平成23年度中につくる予定でございました。

ただ、当時としては、地域福祉計画がないというところで、平成23年においては地域福祉計画と障害福祉計画、これ、第3次障害福祉計画なんです。平成24年から平成26年を策定しております。障害者計画についてはつくっておりませんので、これは、まことに申しわけございません。

つくってないというところで平成24年に予算化をしまして、自前で障害者計画をつくるという形を福祉課はとりました。しかし、平成24年6月に総合支援法が策定されて、自前でつくるのはできないということで、今回断念をしまして、人にやさしいまちづくり推進協議会のほうに今回諮らさせていただきまして、障害者計画を平成18年から平成23年のものを平成26年まで延伸をお願いをいたしました。今回、予算化をさせていただいて、平成27年から障害者計画をつくるというふうになりました。どうも、まことに申しわけございません。本来もっと平成24年にできていなければならなかったということでございます。

以上です。

○川合委員

僕もこういう計画をいろいろ似た名前がありまして、計画年度がいろいろ長い期間の中を分けていたり重複していたりするのがありましたので、年度別に書いてみたらそういうことになりまして、平成24年度からがどういう扱いかなのことを思いまして聞いたわけですが、今回の平成27年度からの策定は、その後、何年間のものであって、その中をこれまでのように3年間とかいろいろな細かく分けていくとか、その辺の構想はどのようにしておりますでしょうか。

○福祉課長

平成27年度からの障害者計画は、5年から6年というふうに考えております。その数値的な管理をしていくものが障害福祉計画でございまして、これが3年の期間でローリングをしております。好ましいのは6年にして3年ローリングの障害福祉計画とあわせていくというのが望ましいかなというふうには個人的には思っております。

以上です。

○川合委員

それで計画的ないろんな上位計画からの関係がわかりました。総合計画あり、知立市地域福祉計画、そして障害者計画、その中に障害福祉計画がローリングプランとしてこれから形成されていくというふうを確認させていただきました。

第3期、今ちょうど平成23年にほんとは終わっているわけですが、平成24年からの3年間、平成24年、平成25年、平成26年の3期に入っているわけですが、ヒアリングをしていただきまして、今度新しい平成27年度からの計画にそれを生かしていただくというふうに今、先ほどの質問で確認させていただいたんですが、平成20年度に第1期が終わって平成21年度、第2期の障害福祉計画を策定されるときに、市長は、その計画書の表紙に、これ、前もお聞きしましたが、コメントを出してみえまして、第1期福祉計画を定めた見込み量に加えて障がいのある人の地域への移行の一層の促進、福祉就労から一般就労への移行の強化及び相談支援体制の充実強化を定めていくというふうに第2期計画策定のときに書いてみえるわけですね。第3期のときは、そういったコメントがない状態で策定書があるわけですけど、現状において、第2期策定のときを振り返って、今の知立市の現状をもう一度どのようにお考え、感じてみえるか、市長からお考えをお聞きしたいと思います。

○林市長

これも本会議で申し上げましたように、就労支援のA型、B型と在宅支援も一定の水準というか、目標数値は達成をしているという考えというか、実績であります。

しかしながら、それが全ていいのかというと、そういうわけではなくて、まだまだやり切れないところがたくさんあるわけでございまして、そうしたことをしっかりとやっていく。

先ほど申し上げましたように、相談支援、ケアホーム、成年後見人センターの確立、そういったことなどを中心にしっかりとこれからもやっていかなければいけない、そういう認識でございます。

○川合委員

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

これから5年、もしくは6年のある程度長いといえば長いし、五、六年だと、そうえらい長期ではありませんが、この間に非常に障害者福祉については需要量の増大、今ある既存の施設が非常に不足しているという現状が強く露見されてくる時代だと思っております。

今のけやきにおきましても、ちょうどその設立当時からの方が40歳後半、50歳を過ぎるというふうになってみえるわけでございます。前も言いましたが、高齢者福祉と違って非常に長い人生の間を福祉を継続するということでありまして、その先には障がい者の方、高齢者の専用の施設でありますとか、それから今、養護学校の卒業生の方も受け入れができないというような現状があるわけですし、また、その一つの顕著な例として、先日もちょっと申しましたが、市外の福祉施設に知立市の方が働いてみえる現実があるわけですね。それも家を引っ越して、家を売ってか、向こうに建てられたか、どういうふうかわかりませんが、いずれにしても生活環境をころっと変えてまで移住しなければならないという現実があるわけですが、この辺のことにつきまして、市長、どのような見識をお持ちでしょうか。

○林市長

ほんとに施設が絶対的に足りないという思いはございます。

これ、本会議のほうでも申し上げましたように、市としても優先順位を決めてやっていくわけでありまして、家族会と申しますか、家族の皆様方が何とかしなければいけないという思いが非常に感じていらっしゃるようで、少しずつそうした動きが出ているわけでありまして。

せんだつても、私、御相談を受けたわけでありまして、そうした家族会ができて、そして、それに対して市と一緒に施設を設立をしていくと申しますか、そんなことをやはりやっていかなければいけないなと思っております。

○川合委員

ぜひ今後の計画策定に期待をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

先ほどアンケートをとられたということで、そのアンケート内容を十分見返していただきたいわけですが、私の手元に、ある保護者の方たちのアンケート結果を持っております。

その中に4項目ほどありまして、まず1として、卒業後の進路は決まっているか。決まっているが3人、決まっていないが9人。卒業後の希望は市外通所が8名、市内が2名、どちらでもという方が2名。そのほか、一番卒業後の悩みとして、市内に選べる施設がほしい。今のところないというふうですね。卒業までに実習できる施設がほしい。家族と安心して同居できるサポートがほしい。将来ずっと知立市内で暮らしていきたい。親が亡きあととか、るそのようなことがアンケートとして寄せられているわけですが。

その中で、1つ気になりましたのが、ケアホーム、グループホーム、これも絶対数が足りないわけですが、今後、整備していく中で、平成27年度ぐらいをめどに厚労省のほうから一元化を図っていき、その中でレスパイト的な内容を強化していく。日中一時であるとか、ショートステイを今後ここに導入していくというような考えもあるわけですが、この辺につきまして、当局ではいかがお考えでしょうか。

○福祉課長

その辺につきましては、事業所の立ち上げという形でグループホームの事業所をいかに立ち上げてもらおうのかというところが一つのポイントかなと思っています。

グループホームを使ってもらう方に対しての1日の生活の組み立てを相談支援員の方に十分検討していただいて、その方がSOSを発するような状況に陥ったときに、どのような体制でその方を支援するのかというところまで相談支援員につけていただいて、それを支援できる体制を行政とさまざまな部署でネットワークをつくっていくというような形でグループホームで生活できる状態をつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○川合委員

ぜひそのように。やはり障がいをお持ちの方、御本人も大変でございますが、保護者の方、周りの方たちの急な生活上の時間が要るときとか、レスパイト的なものが今後さらに必要になってくると思いますし、そういうところにつきましてもよろしくお願ひしたいと思います。

第2期が終わったときに、平成23年度のある程度予測数を出すというときに、前回配っていただきましたものの中に、平成23年度の数値目標というのがありまして、この中にもまだ達成されていないものも若干あるようでございますが、例えば福祉就労から一般就労、平成23年度、1年間就労移行数8人というようなふう目標が書かれています。相談員も既に4名ほどができていべきであるというようなふうにもなっているわけですが、なかなかいろいろな事情でそうもなっていないところもありますので、ぜひ今後の計画に今、集約されておりますアンケートも含めて広く意見をお聞きの上、策定をお願ひしたいと思います。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第52号について、挙手により採決します。

議案第52号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第52号 平成25年度知立市一般会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第53号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

国民健康保険の今回の補正は、基金を積むということと、あとは返還金があったりするわけですね。国庫負担の返還金と。基金というのは、決算資料全部トータルすれば、ずっと見ればわかりますが、あえてこの補正で1億3,721万5,000円という基金積み立てを国保の基金に行います。この段階で幾らになったのかということを一応聞いておきます。

○国保医療課長

基金残高につきましては、平成24年度の末で5億3,300万円余がございます。それに加えて今回の積立額を加えたもの、6億7,000円になるということです。

○中島委員

平成24年の決算額は今、言われたとおりですね。それで、当初繰り入れがありましたね。6,867万2,000円繰り入れをしたという数字がありますね。ですから、5億3,300万円からこれを引いた金額に今回の積立金をプラスするという計算になるんじゃないですか。

○国保医療課長

申しわけございません。基金の繰入金は、今現在しておりませんので、6億7,000円というお話をさせてもらったんですけど、これから繰り入れをしていきますと、その分は当然減額にはなってくるということでございます。

○中島委員

予算書には繰り入れますよとあるけれども、ま

だ繰り入れをしていないということですね、繰り入れをする予定は予算書にはあったんですが、繰り入れの予定があるんですか。

○国保医療課長

うまくすると減額ということはできるのかもしれないんですけども、今のところは療養給付等を見ますと、去年よりも不足ぎみになってくるということでもありますので、繰り入れをさせていただくことになるというふうに考えております。

○中島委員

繰り入れは予定どおり行うだろうと。8,600万円余ですね。これはやらなきゃならないというふうな今の見通しであると、こういうことですね、今のお話はね。どういうふうになるのか、今後また見ていきたいというふうに思いますけれども、もし入れたとしたら5億8,000万円ほどの残高になるという計算になります。だから、計算上もう入っているのかなという計算をしてみたんですけどね、私は。5億8,354万3,000円が現在高と。大変国保の基金残高は大きく膨らんでおります。

今年度は一般会計繰り入れ、法定の繰り入れは行いますけれども、その他繰り入れというものはなかったと思いますが、どうでしたか。

○国保医療課長

平成25年度はゼロの見込みでした。

○中島委員

平成24年もゼロだったし、今回もゼロでやっていって、基金が今大きく膨らんでいるということでもあります。また決算の審査の中でいろいろ聞いていきたいなと思いますが、私どもは国民健康保険税、1世帯1万円下げれるんじゃないかということで選挙のときに公約でやったんですけども、世帯数から見ますと、1億円あれば1万円下げることができるという計算になるんですけども、現状としては、基金がどんどん膨らんでいってると。この現象についての所見を求めます。

○国保医療課長

基金が大きく膨らんだのは平成23年度に保険税の引き上げをさせていただきました。その際に、引き上げの影響等を踏まえて一般会計からのその

他繰り入れを大きくさせていただきましたので、その部分で基金は膨らんだということなんです。

これからの予測をさせていただきますと、このまま基金が膨らんでいくということはありませんので、この基金を逆に食っていく形になります。一般会計からの法定外繰り入れをどれだけできるかということにもよるわけですが、財政当局との話の中で、基金の残高が療養給付の1カ月分程度、3億円程度まではもたせてほしいと。それまでは基金を使ってしのいでいくということで当面の話になっています。

それ以降につきましては、3億円の基金を維持していこうとすると保険税は改正をさせてもらう必要が出てくる。これは減額ではなく、増加をさせてもらわないと、今のところ保険税収入やなんかも昨年度の決算を見ますと、やや減少したということの中で療養給付は伸びてはおりますので、減少させる引き下げというのは無理だというふうに考えております。

○中島委員

介護保険のように3年ごとで決算して保険料幾らというふうにやる方法でないので、ずっと見ながら上げたりしていくというやり方ですので、どれだけ基金が今の時点であるのが妥当かというような議論は、逆に難しい面があるんですけれども、平成24年、平成25年と全く繰り入れをしないと。それ以前は、確かに平成23年度は上げましたよ、2億円ほどの繰り入れにしたということ、3億円でしたか。不正確なことを言っちゃいましたけど、以前よりも2億円ぐらいふやしたんです。だけど、今までずっと繰り入れがあったものをゼロにしちゃったんですね、平成24年、平成25年度。以前の繰り入れをしていけば基金がもっと1億円ぐらいふえちゃうような形にもなっていようかなというふうに思うんですが、全くゼロにしてこういう状態だということは、やはり私が今申し上げた値上げというものが妥当だったかなというのは、私の気持ちからはぬぐい去ることができません。また決算の審査ということで結構ですので、それはね。

それから、大変初歩的に、この国庫負担金等の

返還金が毎回きますけれども、この時期にこういった形で2,326万5,000円ですか、行うということについての具体的な算定を説明していただけますか。なぜこういうふうになるのか。

○国保医療課長

2,300万円になった根拠ですか。

国庫負担金につきましては、毎年このような形で返還をさせてもらうというふうになってるわけですね。どうしてこうなるのかということになりますと、概算で国庫の申請を出していくという中で、実績を見た結果、返還が出てくるという形で、毎年余分にもらって返すという流れにはなっているということです。

昨年度は6,700万円返還させてもらってますので、ことしは見込みがある程度精査されておったのかなという中で2,300万円に減ってはきてるわけですね。

○中島委員

療養給付の見込みというもののずれと言うものが、当然その国のほうの補助もあるもんですから、補助というか負担金がね、そのずれということで出てくる。療養給付費の見込みのずれイコールこういうずれと、こういうことですね。

○国保医療課長

大きく言って、そういうことです。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号について、挙手により採決します。

議案第53号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第53号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第55号 平成25年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

一般管理費でネットワーク配線工事費というのがありまして、国の交付金というものも入っておりますね。同額交付金が入っております。この説明をお願いします。

○長寿介護課長

こちらのネットワーク配線工事18万6,000円につきましては、国保連と毎月審査支払データ、いろんなデータを送信、やりとりをしております。

今回その通信速度を速くする、通信料を大きくする、そういうことで、フレッツ光というようなものを導入してスピードと量をバージョンアップしていくと、こういうことで全額補助をいただきながら工事をさせていただくというものでございます。

○中島委員

雑入ですが、交付金が出て行くということで、これはどこの交付金になるんですか。国保連からのということじゃないですね、雑入の入ってくる先はどこですか。

○長寿介護課長

これは国保連でまとめてデータの送受信はしておりますけども、国からの補助でございます。

○中島委員

スピードアップということで通信をフレッツ光に変えていくという、そういう内容だということ

で、ここも基金の残高を御披瀝ください。

○長寿介護課長

今回の補正で1,000万円余らせていただくということで、トータルしますと約1億5,500万円ほどになります。

細かく言いますか。1億5,487万2,757円、これがこの補正した後の基金残額になります。

○中島委員

ここも当初予算4,000万円を基金繰り入れがありますが、これもまだ実施していないということの数字ですか。

○長寿介護課長

こちらのほうは、まだ入っておりません。あくまで年度末のほうで。

○中島委員

年度末で調整するために繰り入れをすると、こういうことですか。

○長寿介護課長

そのとおりでございます。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号について、挙手により採決します。

議案第55号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第55号 平成25年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第56号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号について、挙手により採決します。

議案第56号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第56号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時58分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号 平成24年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○神谷委員

それでは、2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、決算説明書の136ページ、第2款5項2目人口動態調査費、同3目人口動向調査費ということについて質問させていただきます。

私、3月議会の一般質問で知立市の人口の増加ということについて質問させていただきました。知立市の人口動向、動態ということについては非常に将来に向けて注視しているところであります。人口動態調査に調査費が6万3,000円、人口動向調査に2万5,000円、これは非常にえつと思うほど安い金額でありますけれども、このような安い金額でどのような調査をされて、どのような調査結果が得られるのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○市民課長

人口動態調査のほうでございますが、こちらのほうにつきましては、概要としましては厚生労働省が指定する統計調査で、出生、死亡、婚姻及び離婚について戸籍に関する届け出から、死産については、死産の届け出に関する規定による届出書からその届け出を受けた市町村長が保健所に報告する調査ということになっておりまして、これにつきましては、月に2回報告しております。

もう一つの人口動向調査につきましては、愛知県が指定する統計調査でございまして、毎月の住民基本台帳の市町村の年齢別人口及び世帯数、転入者、転出者の移動状況を県に報告するという調査でございまして、これは月に1回調査のほうを報告するというところでございます。

○神谷委員

これ、調査して報告する金額でファクス代とか、電話代とか、コンピューターの使用料とかでこの金額になってくるのでしょうか。お願いします。

○市民課長

一応事務用品一式という形で、こちらのほう支出のほうを計上させていただいております。

以上です。

○神谷委員

ちょっとわかりにくい。一式という、報告事項一式でこの金額ということですが、それをやることによって単なる統計をとっているところに対して報告をするという意味で一式という調査なんですか。将来に向けて知立市で調べていって、10年先にはこういう人口になってるとか、そういうものに反映させるとか、そういうものではないのでしょうか。お願いをしたいと思えます。

○市民課長

こちらの今言われているのは、5万9,135円とかその辺の使い道ということですか。

○神谷委員

大体そうなんですけれども、一式で丸めてということなんで、ただ統計を取って報告をしているだけのことにしか聞こえなかったんですけども、それをどう生かしてとかそういうようなことはお考えにはなっておられないのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思うんですけども。

○市民課長

こちらのほうとしましては、ただそちらのほうの報告事項がありますので、こちらからそちらのほうに、ただ月2回ですとか、月1回こちらのほうに報告しているということになりまして、それについて、あと分析したりどうのこうのというのはないです。

○神谷委員

こう言うのは何ですけども、もうちょっと生かしていただいて将来予想なり何なりに使っていただければいいのかなと思うんですけども、ぜひともその辺、よろしくお聞きしたいと思えます。

続きまして、主要成果報告書の75ページでございます。本会議の質疑で同僚の稲垣議員が同様の質問をさせていただきましたが、関連してお聞きをさせていただきます。

新林保育園駐車場の舗装化の件でございます。新林保育園の駐車場につきましては、駐車場利用者が雨の降った日など水はけが悪いことから、非常に多くの方が困っていらっしゃるということを

私も耳にしております。あわせて、その駐車場の周辺には側溝があるんですけども、すぐにその側溝に砂が入って詰まってしまうと、水はけが悪くなってしまい、地域の方が苦労していらっしゃると思います。そうした観点から、駐車場の舗装化を早急をお願いをしたいというふうに思います。

子ども課長に答えていただくとともに、子ども課長が所管する保育園利用者への利便という観点からの舗装化ということのみならず、付近に生活していらっしゃる方の利便を図るためにも舗装化が必要だという観点から、ぜひとも市長からも御答弁をいただきたいと思えます。よろしくお聞きいたします。

○子ども課長

質問の件についてでございますが、本会議でも御質問がありまして、福祉子ども部長が答弁させていただいておりますが、平成24年度に新林保育園の南側駐車場の舗装をやっております。これにつきましては、碎石等入れている際にちょっと事故がありまして、その後そういうのではいかんということで舗装させていただきまして、引き続き平成25年度につきましては、上重原保育園の東側の調整池の上部を駐車場として利用させていただいておりますので、こちら利便性が悪いということで駐車場舗装ということで既にもう完成しております。

それとあと、質問者が言われました残りの新林の西側の駐車場でございますが、こちらと、あと宝保育園の北側駐車場、中央保育園の東側に駐車場がありまして、3駐車場につきましては借り上げをしております、借地で駐車場利用をさせていただいております。

それで、今後でございますが、おっしゃられるように何度と雨が降った際に、週初めですか、やはり乳児ですと布団を持って園に行き準備して動かなくてはいけないということで、それをまして荷物を持ちながら子供の手を引いたり、子供を抱っこしていくというのはなかなか大変であるということは重々伺っております。その中で、予算

の許す限り計画をしてちょこちょこやってきた次第ですが、3園の宝、新林でございますが、こちらにつきましては、来年度以降の実施計画の要求のほうにあげさせていただいております、今後、議会が終わり次第、その査定が始まるんですが、こちらのほうも過去数年、実施計画というのがありまして、ある一定以上の予算を超える場合は提出させていただいて、そこで審議して予算づけとなるような制度になっているんですけど、そのとこにあげさせていただいておりますが、このところ大きな事業がありまして、南保育園の建設とかありましたので、そういう面でちょっと一斉にはできずに、ことしですと上重原保育園の調整池のところでございます。

今後は、やはりそういう利便の悪いことということは重々知っておりますし、また、碎石ですので雨のときは雨でそういうふう利便が悪いと、乾いたら乾いたで砂ぼこりで、せっかく洗濯をしたり風通しのいいときに部屋が砂ぼこりになってしまうという声を聞いておりますので、担当課としてもそういうことを訴えて予算づけしていただけるように進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○林市長

今、保育園については保育園利用者という視点で舗装してほしいということ、また、私のほうも、歴代の新林の地域の役員の皆様方から、周辺の側溝にすぐ土等がたまって水はげが悪いと。あそこは勾配がなかなかついてなくて、根本的に水はげをよくするようなことをやっていくということをやっつけていかなければいけない。御迷惑をおかけしております。なかなか抜本的な解決にはお金がかかるということで、御迷惑をおかけしておるところでございます、そうした中で、駐車を舗装することによってそうした砂ぼこりがなくなって、側溝に入っていきそうな砂、土等がなくなることであれば一つの解決になっていく。抜本的にはならないんですけども、そういった視点からも前向きに考えていかなければいけないと思っております。

○神谷委員

ぜひともですね、保育園利用者のみならず、地域に生活されている方の利便性も図るために、なるべく早くお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山崎委員

それでは、少し質問をさせていただきたいと思っております。

主要成果報告書の87ページの廃棄物減量推進事業のリユースマーケットに関して、少し質問をさせていただきます。

こちらのほうは、平成24年でしたかね、パティオで第1回のリユースマーケットを開催したと思っておりますが、107万3,015円、まず内訳のほうを教えてください。

○環境課長

リユースマーケット、平成24年度パティオで行ったんですが、需用費としてチラシの印刷で13万7,000円、養生テープが3,780円、あと、役務費として2階でワークショップみたいなことでCO<sub>2</sub>の削減に関連する教材をお借りしたんですけど、これは東京のほうから、無料なんですけど取り寄せるということで、その送料、これが5,140円。

委託料といたしまして、イベントごとのノウハウのある広告代理店のほうに総合のプロデュースということで38万9,970円。

あと、モリゾー、キッコロの小さな紙があるんですけど、商品を買われたらその分CO<sub>2</sub>が削減されたという証明書みたいなそういったものを含めて、最終的にはこちらのほうに書いてある3,568グラム、これをCO<sub>2</sub>のカーボンセットをやったということで政府の認可のあるプロバイダー、こちらのほうにも委託しております、これが33万6,000円。

それと、受付業務、市内のNPOのほうに募集受付。

そして、当日の後方支援ということで駐車場の整備だとかそういったことをやっていただきました。

た。これが10万5,000円。

最後に、会場借り上げ料、パティオのほうですね、1階と2階をお借りしたんですが、9万6,100円、合計107万3,015円ということになっております。

以上です。

○山崎委員

平成24年のときに第1回のリユースマーケットを知立市文化会館パティオで行ったということですが、そのとき廃棄物減量推進事業として循環型社会を目指す目的があると思いますが、この平成24年のパティオで開催したときの実績みたいなものを教えてください。

○環境課長

こちらの主要成果に書いてあることになっちゃうんですけど、50ブース用意して、当日キャンセルが1ブースあったものですから49ブース、いわゆる出店者ですね、市内外から募集を広くいたしまして、49ブースとして、参加者、いわゆるお客様ですね、519名来たということ。実績という、そういうことになります。

以上です。

○山崎委員

それで、平成25年、ことしなんですけど、8月でしたかね、福祉の里八ツ田でこちらのリユースマーケットのほうを開催したと思いますが、そのときの状況も教えてください。

○環境課長

ことし平成25年8月3日の土曜日、福祉の里八ツ田3階、梅、桜の会議室で細々と開催をさせていただきました。出店者は会議室がそんなに広くないもんですから13件ということで、1店舗はともちゃんが入っていただきました。

ブース14で来場者数、これは出店者も14ブースで39名の身内の方も御夫婦でみえたりとかしますもので、その方も含んで総計として151名、来場者がございました。

以上でございます。

○山崎委員

第1回の平成24年のパティオで開催したリユース

マーケットから大分ちょっと規模のほうは縮小というわけではないんですけど、大分小さくなってきたなというふうに感じております。

来場者数、参加者の方も大分減っているなというふうに思うわけでありますが、こちらのほうは平成25年で次の開催が、たしか11月23日ですかね、こちらのほうはどういった感じで開催するんでしょうか。

○環境課長

実は、会議室のほうは既に押さえてあるということもあって、また土曜日ということになっております。今回8月にやったような形で、同様に14ブースを使ってやりたいと思っております。

私どもの考え方として、市外いろんなところでフリーマーケット等をやっております。大きいところもあるかもしれませんが、マンモスフリーもあるかもしれませんが、あくまでも市民の方に根づいた4Rの普及ということで、毎年ここに行けば不用品を売れるというか、そんなに高い金じゃどうせ売れないんですけど、それをリサイクルしていく機会があるという毎年この時期にやってくるということが根づくことが大事だと思っております。

そして、新品をもったいなく捨てるような機会がないような形で、こういう機会を捉えるためにやっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○山崎委員

多分このリユースマーケットを平成24年やったときのモデルというのが青年会議所が、たしか平成22年のときでしたかね。こちらの市役所の駐車場のほうを貸し切ってリユースマーケットというのを物々交換という形で、フリーマーケットとは少し形態違うんですけど、そういった持ってきたものによって物を交換していくという物チェンジといって物々交換をしたわけでありますが、そういったとてもこのときにやった事業主体が青年会議所になってしまいますけど、参加した市民の方から非常に好評であったなというふうに私も参加

して感じていました。

こうした家庭で不用になったもの、リサイクルできるようなものを青年会議所が受け付けたわけでありまして、こういったものを何か市のほうで受け付けたりするということは今後ないのでしょうか。

○環境課長

まず、青年会議所と平成24年度のときも御協力いただいて物々交換という、それは無料で交換するという事業で、かなり盛況だったということは承知しております。

それで、平成24年度に開催するに当たって、そういった御経験のあるJCと打ち合わせを重ねたところでございますが、無料で交換するというところで、私どもがちょっとこだわったのが、その前にやっていたリサイクル店で、かなりごみが最終的に残ってしまったということがありました。結局何でもかんでも持ってくるという形で、恐らく最後のほうには若干残ったこともあるかと思いますが、JCもそうだったと思うんですが、それがありまして、何とか価値のあるものをつないでいこうと、次の方に渡していこうという趣旨のほうでいろいろ会話が並行線になってこういうリユースマーケットにいったという経過がございます。

そして、御質問の件なんですが、当市の不燃物処理場で当市の作業員のほうから御提案があって、プランターが今いろいろプランターでやってる家庭菜園みたいなことが多いものですから、そういう需要のあるものが結構捨てられているということで、今ちょっと構想ということなんですが、もちろん捨てるというものはそのまま作業をするというわけにはいきやへんものですから、御意思を持って意思を確認した上の話なんですが、そういったものをどこかで、例えばNPOのブースでそういったものを取り扱うような形でリユースマーケットの中で生かせれんかなということは今後の研究課題として今、検討しておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○山崎委員

今、環境課長からお話ありましたように、不燃物の処理場のほうですかね、結構使えるものといったらあれですけど、使用できるものが結構あるんじゃないのかなというふうに私も感じております。

そういったところも利用しながら、この規模というのが少し何となく根づかせるという意味合いでやられてるところでありましたけど、せっかくでしたら平成22年のときにやった規模とは言わないですけど、いろんなところをこういった不燃物処理場のものとかを利用したりしながら規模自体もう少し市民の方に根づきながらも周知していってもらって循環型社会が構築できるような、そんなスタイルをぜひ目指していただきたいなと思っております。こちらの件は、以上とさせていただきます。

続きまして、主要成果報告書の93ページをお願いいたします。

商工費のほうでございまして、中段の街路灯電料の補助金に関して、若干ちょっと質問をさせていただきます。

こちらのほう、知立市商工会の電灯料補助金147万4,000円、中央通り40万円、銀座商店街協同組合9万4,000円とあります。交付先の商工会の147万4,000円、こちらの内容のほうをお示ください。

○経済課長

街路灯の電灯料補助金に関しましては、今言われました商工会の補助金147万4,000円、これに関しましては商工会が管理しております弘法通り発展会、要は、発展会の16地区の街路灯に関しまして商工会に電灯料を補助しているという内容のものでございます。

昨年度、平成24年度の電灯料の補助に関しましては、平均で24%ぐらいの補助率になっております。ですから、商工会が管理している発展会の16団体の補助が147万4,000円ということですので、よろしく願いいたします。

○山崎委員

それで、私は一般質問でも質問をいたしました

が、この街路灯の中央通り商店街協同組合の街路灯の新設とアーケードの撤去に関して、こちらのほうを一般質問で話しましたが、昨年、商業団体等の事業費補助金の規定によりまして補助金というものを交付が決定をしていると思いますが、本会議一般質問のときに話しましたが、ベースの部分ですね、いわゆる新しくアーケードを撤去して全て新しいものにしようとしたところに基礎の部分の原状回復の問題が出ているということで指摘というか、問題を提起させていただきました。

所管が違うのであれなんですけど、土木課のほうからは、道路管理者としては原状回復というものが絶対条件であるため基礎の撤去はお願いをせざるを得ないという本会議のときにお答えをいただいております。

しかしながら、現状基礎のベースの部分の改修を考えたときに、約1,000万円近くの工事費用がかかるということでお話をしたわけでありまして、その中で、1つの代替案というわけではないんですけど、まずは設置予定となっているLEDの街路灯の基礎としてこのアーケードの基礎が流用できるものは、活用できるものは活用していくというような方法というものを1つ考えられると思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

要するに、古くなった街路灯の部分だけを取り外して街路灯の端の部分は残してLEDの街路灯の基礎として活用していくという方法だと思うんですけど、その方法はどうでしょうか。

○経済課長

今言われました、基礎の部分を生かしてやるという方法もあると思っております。

私どもが平成24年度にいただいた計画によりまして、平成24年6月ぐらいなんですけども、まず今、平成24年度設置したので34基の街路灯を撤去して28基新たに設置するというところで、その中で、アーケードの撤去するという形の計画でいただいております。

ですから、今はいただいたときには34基を撤去して新たに28基を設置するという予定の計画で平成25年度予算に関しましては新設で28基、アーケ

ードの解体で、それは基礎部分を除かない部分で20%の補助をするという予算を組んでおる状況でございます。

以上です。

○山崎委員

1つの案としてアーケードの基礎を活用していくという方法があるわけでありまして、もとは街路灯の部分が耐用年数がきておりまして、街路灯をとにかく新設をしなければいけないということで、この話が浮上しているわけでありまして、少しアーケードの部分のこともお聞きしたいんですが、このアーケードに関してなんですけど、こちらのほうはアーケードを中央通りでつくったときの耐用年数というか、設置時期というのは御存じでしょうか。

○市民部長

私が、昭和から平成になるころの時期だったと思いますが、商工観光担当をしまして、その時期にアーケード、そのときにつくられたと記憶しております。

○山崎委員

そうですね。その時期だったのかなというふうには私も認識しておりますが、恐らくこの街路灯に関しても、アーケードの部分に関しても、四、五年というのが一つの取り壊しというか、時期にくるんじゃないのかなというふうには地元も地域の方も思っております。

アーケードの部分はもちろんのこと、街路灯の部分は、ほぼ今、市民部長も市民課長も見ていただいていると思うんですけど、かなり老朽化が進んでおりまして、部品の一部が落下したりとか、そういったことも現にあったものですから、これは早急に対応しなければいけないという状況であります。

その中で、こちらのほうは風間議員も質問をされておりましたが、商店街のまちづくり事業ということで、3分の2補助ですよ、アーケードの撤去と街路灯の新設に関して3分の2の補助がいただけるという商店街まちづくり事業に関してでございますが、こちらのほうが第3次募集が今か

かっている時期だと思いますが、ちょっと詳しく教えてください。

○経済課長

商店街まちづくり事業に関しましては、9月11日に3次募集の案内がきております。平成25年の9月11日から平成25年の10月11日までの間に申請してくださいということで3次募集があります。

その中で、アーケード等の改修事業については、行政機関等からの要請書において老朽化が著しいなど、その危険性等を記載するとともに、地域住民等に対するアンケート調査を行い、安心・安全の向上の指標とすることが必要ですという内容が入っております。

中央通りに関しましても、こういうものが補完できれば補助対象にはなると考えております。

以上です。

○山崎委員

その中で、現状の中央通り商店街協同組合でございますが、この協同組合を一時解散をして、後に来年度に向けて発展会に移行していくという今、動きをしているわけですが、この協同組合から発展会に移行したときに、今、第3次募集がかっているということで御説明ありましたが、商店街のまちづくり事業の3分の2補助に関して、果たして補助が受けれるのかどうか、その辺のところはどうでしょうか。

○経済課長

この補助は、設置してから5年間見ていくという制度になっております。ですから、昨年度、中央通り商店街の方から話があったときに、この補助金の対象にならないかという問い合わせもありました。ですけれども、協同組合を解散する方向性がありましたものですから、そこでこの補助を断念したといういきさつがありますので、今の組合を継続していくという話であれば補助にはなると思いますが、解散するという話になると、ちょっと難しいのかなという状況です。

以上です。

○山崎委員

そうすると、当初の予定でありました協同組合

を来年度に向けて発展会に移行して、なおかつ交付金でアーケードの撤去と街路灯の新設に関して進めていく事業が、一旦協同組合から発展会に変えていく、移行していくとなると、なかなか商店街まちづくり事業の補助は受けられないという現状でありました。

ただ、これも一般質問のときにもお話をさせていただきました。今後、中央通り協同組合が解散をして、それこそ街路灯がなくなってしまうという、そんな事態というものは非常に知立市にいても安心・安全を考えたところからでも非常に地域の住民の方はもちろんのこと、知立市が非常にマイナスになってしまうということをお話をいたしました。

今後の話し合いというものも本会議の一般質問のときにお話をさせていただきましたが、中央通りと行政を含めて、しっかりとした着地点をお互いに腹を割って話し合って、最終的な着地点を見出す話し合いの場というものを今週の金曜日でしたかね、午前10時から行うということで、こちらのほうはどういったスタンスで行うのでしょうか。

○経済課長

今週の金曜日の午前10時半から建設部、都市開発部、私ども市民部等集まりまして、それから、組合の方の役員に来ていただきまして、やっぱり何らかの形で解決策を見出すということで、まずぶっちゃけた話、今どういう状況なのかもお話を聞いて、それから市のほうの対応策を検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○山崎委員

今週金曜日の午前10時半から市民部、建設部、あと、駅の関係ですから都市整備部のほうも来ていただけるということで、3部署と中央通りということで話し合いの場を設けていただくということで、お互いの折り合いをつけて、何度も話をしておりますように、お互いが納得できるような着地点を見出させていただきたいと思っております。

その中で、私から個人的というわけじゃないんですけれども、お願いをしたいのは、ぜひ副市長にも

出席をしていただいて、私も本会議のときにもお話をしましたが、これは中央通り商店街だけの問題だけではなくて、駅周辺の問題、ひいては安心・安全という観点から、知立市の全域全体の問題と私は考えております。

これもお話ししておりますが、道路法の第40条という原理原則は、原則としても市民の方が不利益をこうむらないような、そんな政治判断をしていただきたいと思っておりますので、最後に副市長に、この会の出席のお願いと今後の政治的判断をお願いして私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○清水副市長

まず、打ち合わせの会の出席の件でございますが、本会議でも申しましたように、お互いに実情をしっかりと話し合っ解決策を見出したいということで、関係の部を3つの部集まっていたくように組合側と話をさせていただくような段取りを経済課のほうでとっていただきました。

私も、ちょっと時間がその前にもスケジュールもございますので、始めの時間からかどうかは今お約束ができませんけども、その打ち合わせの場には、ぜひ出席をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、もう一点、今回のこのお話は、こういうふうな話になってきたというのは、やはりアーケード設置する時期のお話もございましたけども、その時点、どのような話し合いで、当然公道にそういったアーケードという工作物を設置するわけですから、その安全を確保するという事は道路管理者としては設置者に対して当然のお願いでありますので、堅牢なそういう基礎のもとに事故のない建造物をつくってほしいというのが道路占用許可をさせていただくときの私はお話しだったとお思います。

それを今回、老朽化のために取り壊すということでございますので、そこは道路管理者が言うておりますように、原状回復をお願いしたいというのは、これは当然のお願いなのかなということ、この辺も御理解をいただく中で、本会議でも申し

上げましたけども、やはりそうはいいつつも今の商店街連合会の組合の皆様の方の今後のことも含めて、どこまでその仕事が組合として実施をしていただけるのか、また、道路管理者としてもほんとに全てのものをそういうふうな原則を通さないといけないのか、それから、将来の区画整理事業との絡みもございますので、そういった将来の事業計画ともかみ合わせる中で、総合的な判断をさせていただくのがベストかなというふうに現状思っておりますのでございます。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○水野委員

主要成果報告書の51ページですね、市民相談費について質問いたします。

748万9,242円で7.8%の減額となっておりますが、どうしてこういうふうな減額になったか御説明いただけますでしょうか。

○市民課長

こちらのほうの主な減額の理由といたしまして、市民相談につきましては平成23年度は毎週月曜日から金曜日までの週5日実施しておりましたが、平成24年度から月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の週4日になったための減額ではないかと思われま

す。

以上でございます。

○水野委員

減ったというところで理解いたしました。市民相談のところですね。

それから、法律相談について、これはよく広報ちりゅうなどで市民の皆様は、ある程度知識があると思えますが、相談はどのような形態、形式で行われているのか。例えば開催回数が24回ということで、月2回で、お一人が1回当たり30分という形で、相談費は無料と、そういう形ではないかなというふうに、私、勉強不足で大変申しわけないんですけど、思うんですが、どうでしょうか。

○市民課長

こちらのほうの法律相談につきましては、知立市のほうが社会福祉協議会のほうへ委託をしてお

りまして、その中で法律相談ということがあります。法律相談につきましては、内容としましては、離婚ですとか、相続、契約事故等、法律的知識を要する問題についての相談等を行っております。

今、水野委員がおっしゃいましたように、相談日につきましては、毎月第2、第4木曜日の午後1時から午後4時までということでやっております。相談場所につきましては、福祉の里八ツ田の相談コーナーを使わせていただいております。相談員につきましては、弁護士をお願いしております。

以上でございます。

○水野委員

これ、1回当たり30分ぐらいですか。どうですか。

○市民課長

1回当たり30分かどうかというのはあれなんですけど、一応1日6人までということでお願いしております。

○水野委員

今、相談員は弁護士ということで説明がありました。相談員に対して、弁護士に対して、多分年間契約されてると思うんですけど、何人の方に、お一人とかお二人とかあると思うんですけど、幾ら費用を払われているのでしょうか、教えていただけますか。

○市民課長

こちらは全体の委託契約で金額がなりますが、137万5,500円がこちらが平成24年度の決算額になります。

弁護士は、多分1人ではないかと思われます。

以上です。

○水野委員

今、137万5,500円という形だったと思うんですけど、僕ちょっとよくわからないんですけど、形態がね、基本的に30分で消費税入れて5,250円という形が弁護士の相談費用だと思うんですね。それについて、ふえていけばどんどんふえていく。その弁護士と依頼人との関係があるので、このあたりはよくわからないんですけど、市が中に入っ

ているということになれば、基本的な料金だと思うんですけど、委託という形で何々法律事務所というところをお願いして、そこから必ずその第2と第4の木曜日の午後2時から午後4時までという形で契約されてると思うので、法律事務所と契約をされているので、この137万円という形になって、1人の方だと高過ぎるような気がするんですよ。この辺はどうですかね。資料がありましたら。

○市民課長

私が誤解するような答弁をしまして、申しわけありません。

137万5,500円というのは、先ほど言いましたように社会福祉協議会のほうに委託しておりますので、その中には心配事相談ですとか、人権相談、交通事故相談、そういうのも全部含めて137万5,500円でございます。

あえて法律相談で言うならば、単価としましては2万円ということになります。

○水野委員

2万円というのは、どういう意味ですか、単価というのは。ちょっとよくわからないんですけど。

○市民課長

3時間で2万円という形になります。

○水野委員

大体3時間で2万円ということは、30分当たり5,000円ということぐらいですよ。

相談員ですね、この弁護士ですけど、これは弁護士会とかそういうところで紹介を受けていただいているのか、ずっとこここのところ例えば何年か同じ法律事務所をお願いしているのか、その辺はどうなんですかね。

○市民課長

こちらのほうの弁護士につきましては、顧問弁護士の方をお願いしているということです。知立市の顧問弁護士です。

○水野委員

ということは、ずっと弁護士は変わらずに、ずっと長年来ていただいていると。知立市の顧問弁護士を引き受けてくださる弁護士にずっと来てい

ただいているということですね。

弁護士、いわゆる法律事務所のほうから、その先生がいつも来れると限りませんもんで、違う方が来ると、こういう理解すればいいんですか。

○市民課長

水野委員のおっしゃるとおりでございます。

○水野委員

今、相談内容ということを先ほど述べていただいたんですけど、これは差し支えないような内容だった。どんなことが相談できる。

例えば町内会のこととか、そういうことも相談できるのかと。個人的なプライベートのことしか相談できないのかと。町内会で弁護士頼むとお金がかかりますから、それを行っていいのかいけないうのか、その辺が知りたいんですよ。どうですかね。

○市民課長

そこまでのプライベートなことまでは、うちのほうも把握しかねておりますので。申しわけありません。

○水野委員

町内で困ったことがあるんですよ。どこ頼んでもいいかわからない。私のところへ来てもらっても、私は法律家じゃありませんので、やっぱりわからないんですよ。せつかくこういういい市のほうで相談窓口があるということであるならば、例えば区長、副区長が町内で困って、どうしても法律の先生の力を借れば解決できないというのがあったら、これは私はいいと思ってるんですけど、どうですかね。市民部長、これはまずいですかね、言っは。

○市民部長

今、水野委員おっしゃるように、身近なそういった御相談も予約制にはなっておりますけれども、あいておるときであれば行っていただいて相談していただければ結構かと思っています。

○水野委員

気さくといったらあれですけど、身近なことから、私たち知立市民の方たちは使っているという、町内のことであったとしても、順番待ちだ

と思いますけど、予約してということ。

それで、その後、さらに深くなった場合は、その先生がそのまま弁護とか相談に乗っていただけるのか。一回限りという形だと思うんですね。

例えば、また申し込みば2カ月後とか1カ月後やれるとか、そういう形になってるのか、それとも、例えば1回相談したら3カ月間は来てはいけないとか、そういうルールあるんですかね。特にないですか。

○市民課長

しっかり把握はしてないんですが、ただ、予約制になっておりますので、その辺の事情を言えば、また相談を受けていただけるかもしれないです。

○水野委員

というのは、弁護士の相談費というのは、ばかにならなくて、結構かかるんですね。相続の話だとかいろいろ悩み事が市民の皆さんあると思いますので、その後、例えば先生が、自分はこれが専門じゃないからと違う先生を紹介して下さるとい、そういうこともやってくださってるんじゃないかなというふうに思います。

結婚相談について聞きたいんですよ。私、こちらのほうがどちらかという聞きかたなんですけど、議員の皆さんは結婚されてみえる方なんですけど、問題は、結婚したくないという方を無理に結婚させるということはできませんけど、結婚したいけどなかなか出会いがないと、そういうことが多々あると思うんですね。

自分では何ともしようがないとかそういうことを親御さんも大変心配してみえると。開催回数が51回で、これは月で何回とか決まってるのか、予約して事前にオーケーなのか。それから、誰が相談されるのか、あるいは誰が相談に対応していただけるのか、専門家の方がみえるのか、その辺がちょっとわからないので教えていただけますか。

○市民課長

結婚相談につきましては、月1回、毎週火曜日の午後1時から午後4時まで実施しております。

誰がということなんですが、こちらのほうの相談員につきましては、女性の民生委員にお願いし

ております。

以上です。

○水野委員

女性の民生委員が対応してくださるということですね。

これは、もちろんさっきお話しあった、経費が年間で幾らという形で出てるんですかね。これはどうなんですか。民生委員だから、もう民生委員のほうでお金払ってるから出ないということですか。別途出るんでしょうかね。どうでしょうか。

○市民課長

結婚相談につきましても、先ほど言いました137万5,500円の中の内数としまして経費のほうというんですかね、そちらのほうのお支払いはしております。時間にして単価でいきますと1,270円ということですよ。

以上です。

○水野委員

具体的にはどのようなことをされているのかというのがちょっとよく見えてこないんですね。結婚相手を探してあげるとかそうなのか、この辺のところ結婚相談という形になると、私たちとすれば、何か相手を登録してる人だとかそういうふうに思ったりするんですけど、どういう相談というふうに考えたらいいんですかね。

○市民課長

相談内容につきましても結婚相談ですので、そちらのほうのあれだと思うんですが、最初のお見合いまでサポートするというようなこととなっておりますので。

以上です。

○水野委員

私もよくね、何とか議員、結婚相手紹介していただけないかと言われるんですけど、なかなかそうその方に似合ったような希望の方が私、世間がそう広くないので見えないんですね。いろいろ好みとかありますし、なかなか難しいんですよ。

こうやって市のほうで取り組んでいただいていると。これは、当然無料なんですよ。登録費とかそんなのはないですね、普通の結婚相談所のよ

うな。そういうことは一切ないですよ。

○市民課長

相談費のほうは無料でございます。

○水野委員

少しでもこうやって、結婚したいという人が相談所を使って結婚していただくということは大変いいんですけど、年間何件か成立してるんでしょうかね。どうでしょうか。

○市民課長

そこまで何組成立しているというのは、こちらのほうは把握しておりませんので。申しわけありません。

○水野委員

一般質問で山崎議員が、結婚のことについて積極的にやられたらどうだという話あったんですよ。婚活というんですかね。

いわゆるほかのところ、民間でやってるところは大変危険なところもあるということが多々聞くんですね。そういった合同でお見合いみたいなことをして、どちらかというとな女性のほうが傷つくことが多いんで、酔わせて何とかという話も新聞報道等であつたので、市がやってるということは非常に私は安心できるような気がするんですね。

ただ、うまくいくかいかないか、結婚できるかできないかというのは、それは縁の問題でありますもんで、これは何とも言えない問題だと思うんですけど、市民の皆さんから一回また聞いていただいて、僕はいいことだと思いますので、大変言いにくい話ですけど、市の職員の中でも結婚されてない適齢期という、結婚したくて結婚してない方もみえるんですね。だから、どんどん宣伝していただいて、活用していただくような方向もいいんじゃないかなと思うんですね。

次に、心配事相談などについてですけど、これはどなたが対応されるんですか。市の職員が対応されるということによろしいんですか。

○市民課長

心配事相談につきましても、こちらも民生委員の方が対応していただいております。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時06分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水野委員

引き続き質問させていただきます。

法律相談は法律家、弁護士ですね、それから、結婚相談、心配事などの相談については民生委員がということなのですが、民生委員が果たしてこの結婚相談とか心配事相談というのを行うことに対して、ちょっと私、危惧するところもあるんですね。どういう方が民生委員かがよくわからないんですね。

自分で手を挙げて、私、責任感がある方で何とかしたいとかそういう気持ちを持ってやっていただいているとは思いますが、どうやってこの民生委員が決まっているのかというところが、ちょっとここ知りたいんですけど、どういうふうに民生委員が決まるんですかね、ここの結婚相談とか心配事相談というのは、教えていただけますか。

○市民課長

先ほどの心配事相談、結婚相談につきましては、一応民生委員がやられてるということなのですが、これは、充て職でやってるわけではありません、たまたまこのときに民生委員が相談員ということになっておりまして、今回の民生委員も任期がありますので、任期が切れた場合には民生委員やめられた場合に、その後も聞くところによると、相談のほうの業務はやっていただけるといような話でございますので、必ずしも民生委員が心配事相談なり結婚相談なりをやられるというわけじゃなくて、たまたまこのときの民生委員にやっていただいたというような経緯があるみたいです。

○水野委員

ということは、たまたま民生委員になったというふうに理解すればいいんですかね。あるいは民生委員を退いたあと、相談事に積極的に乗ってあげるわという形でやっていただける市民の皆さん

がおみえになるという、そういうふうに分かるといいですかね。

次に、市民相談について、これは市役所でやってみるんですね。この市民相談というのは、これはもちろん市役所ですから、当然市の職員が対応という形で各部署の職員が対応していると。これは相談というのは、ほんとに身近で困ったことがあったら相談できるという、そういうふうに理解すればよろしいですか。

○市民課長

相談員につきましては、3名みえます。2名の方につきましては、3名とも市役所の市の職員のOBでございますが、2名の方につきましては、前、保育園の園長先生をやられた方が2名みえます。あと、市の職員が1名まいりまして、合計3名の方が相談していただいております。相談の内容につきましては、市役所での手続的な一般相談ですね。例えば何か言われた場合、この問題につきましては、こちらのほうの課へ行っていただいたらどうですかという、そのような課の案内をしているという、そんなようなことも相談内容としているということでやらせていただいております。

○水野委員

ということは、このOBに対しても、さっき言ったお金が出てるといふふうに考えればよろしいですかね。どうですかね。

○市民課長

水野委員おっしゃるとおり、お金のほうは出ております。

○水野委員

お幾らぐらい払われているんですかね、仕事料として。

○市民課長

時間940円でございます。

○水野委員

今、市民課長のほうからお話いただきまして、来ていただいて整理をして、例えば教育行政とか保育行政だったらそちらのほうに行ってくださいと、こういった書類が必要ですよ、ある程度

ことを言ってそちらの各部の課に送るといふふう  
に考えればいいですね。

次に、外国人相談についてですけど、本会議  
等々でもいろいろ質問が出まして、特にこの知立  
市には外国人の方たちが多く住まわれていると。  
本会議の次の日ぐら이었다ですかね、テレビで  
東小学校の件についても放送されておまして、  
私も拝見しました。いろいろ大変なことが多々あ  
るということがよくわかりました。

相談内容ですけど、これは教育問題だとか住ま  
いの問題とかそういった多種多様な問題、就労に  
ついてとか、そういうふうになればよろしいで  
すか。

○市民課長

一応多種多様な相談が寄せられるかと思いま  
すが、例えば保育所の入所ですとか、小学校の学校  
の入学の問題ですとか、税金と水道の料金の関係  
ですとか、その他いろいろな多種多様な相談にな  
ってくるかと思えます。それぞれ担当課のほうに  
行って通訳をしていただくという、そういうよう  
な仕事でございます。

○水野委員

なかなか思うように一遍に解決できない問題も、  
何も知立市だけじゃなくて豊田市でもいろいろ御  
苦労されているという話はよく聞くんですね。テ  
レビ報道等でも大変行政としても問題を抱えて、  
うまいこと解決していけばいいけど、努力して  
いるけどなかなかできないと。ほんとに御苦労よ  
くわかります。

最後に、市民部長に質問させていただきたいの  
は、こういった相談事、弁護士は守秘義務という  
ことで、その点についてよく御理解されてるんで、  
これは大丈夫だと思うんですけど、個人情報のそ  
ういったものが漏れる等々があるので、私は、何  
もやってくださる方たちが漏らすとかそういうこ  
とを言っているわけじゃないんだけど、その点が  
心配なんですよね。特に結婚相談とか心配事相談  
というのは大変ナイーブな問題ですので、この辺  
が民生委員の方、あるいは民生委員をやめられて、  
その後もお手伝いしていただける方たち、この辺

については、しっかり指導といたらおかしいで  
すけど、マニュアル的なものでこうしてください  
というそういったことをちゃんとお願いしていただ  
いているんですかね、その辺はどうでしょうか。

○市民部長

相談に来られる方も市民の方、相談をしてくだ  
さっている方も民生委員と市民の方です。私ども  
としましては、それぞれの立場で責任ある対応を  
して下さっておると思っております。

○水野委員

今、市民部長のほうから答弁いただきましたも  
ので、この予算は絶対取っていただきたいんです。  
近くで相談できる方がいないと困りますので、た  
またま回数が減ったということで減額になったと。  
たまたまという言い方が正しいかどうかわからな  
いんですけど、それだけ申し込みのあれがなかつた  
かもわからないですけど、しっかり広報ちりゅう  
等々で宣伝していただいて、そしたら市民の皆さん  
も、市役所よくやってくさったという形があ  
ると思うので、ぜひこれをお願いしたいんですけ  
ど、これでほんとに最後にしますので、しっかり  
予算を取っていただきたいということと、副市長、  
これは削ることは仕方ないと思えますけど、数が  
少ないので。これはなしということだけはやめて  
いただきたいということをお願いして質問を終わ  
ります。

○市民部長

水野委員おっしゃるように、周知を徹底して、  
皆さんに気軽に利用していただけるような環境を  
整備してまいりたいと思えます。

○清水副市長

今、御発言のとおり、ここにございます市民相  
談、あるいは消費生活相談、市民生活を取り巻く  
いろんな問題、複雑多岐になっております。こう  
いった相談業務は今後も必要ですし、さらに重要  
度が増すのではないかなというふうに思っており  
ますので、そういった視点で取り組んでまいりた  
いと考えております。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○三浦委員

それでは、2つ、3つ質問させていただきます。

初めに、浄苑費、84ページでございます。浄苑費ですが、ここに書いてあります平成24年度、10歳以上の使用状況ということでありますが、市内が352、市外が292、合計が644ということですが、市外の市別の内訳がわかりましたら教えてください。よろしくお願いいたします。

○市民課長

市外の火葬状況でございますが、平成24年度の実績でございますが、豊明市が221、東郷町が60、日進市が1、豊田市が5、その他が9。市外の計としましては人体でいきますと296。

以上でございます。

○三浦委員

やはり豊明市が多いということ、これは当然今までにわかってることでありまして、ほかには東郷町が60、日進市が1、豊田市が5ということですが、知立市が352ですが、これ以外で刈谷市の青山斎園、安城市の葬祭場、豊田市とか名古屋市の、そういったの、火葬というのの件数というののわかりますかね。

○市民課長

申しわけありません。市外への程度行っているかというのは、ちょっと把握はしておりません。

○三浦委員

傾向としてどれぐらいいっているのか、ふえていっているのかと。その辺のこともわかりませんか。

○市民課長

今ちょっと手持ちのほうにそちらのほうの資料がないものから、ふえているのか減っているかというのもちょっとわからない状況でございます。申しわけありません。

○三浦委員

逢妻の施設が老朽化ということもありまして、他市の火葬場を利用するというのも市のほうも知っているとと思うんですが、これ、利用料金というのは協定で、例えば安城市なら安城市民の料金と同じというのか、そこら辺はなりましたよね、そういう形で。

○市民課長

料金につきましては、たしか市外料金そのままでございます。協定か何か結んでいけばあれですけどね。

ただ、例えば炉のほうが緊急的に壊れてしまったという場合は、緊急的なものにつきましては、また市内料金というようなこともあるかどうかと思いますけど、普通料金であれば普通の市外料金という形になります。

○三浦委員

協定ということはやってなかったんですかね。前そんなような気がしたんですけど。

これが豊明市と火葬場の使用について話し合いがされていた。それが現在ほとまってるというようにも聞いておりますが、私もその間の経過というものは余り聞いてないものから、現在豊明市との話しというのはどうなっているのか。わかればお願いします。

○市民課長

一昨年ですか、豊明市との協議ということで、部長、課長、担当者レベルで、これを見ますと平成23年7月8日から平成24年12月25日まで延べ10回ほど協議を重ねまして、ことしのたしか2月ごろに各議員には経過報告ということで配付させていただいたと思うんですが、そちらのほうにもまとめとして書いてありますように、これだという決定事項というんですかね、こうやっていくんだというのは今のところまだ決まっていないような状態でございます。どちらかという豊明市のほうもその辺で知立市と絶対やっていくのかどうかというのは、その辺もまだ決まっていないような状態でございます。

今年度、平成25年度に入ってから、こちらとしましても豊明市のほうに積極的に働きかけていくというか、そういうことは今のところはやっていないんですが、いずれにしても、火葬場の動きの問題でございますので、これから検討していかなくてはいけないなということは思っております。

○三浦委員

豊明市が、今後自分のところでつくっていくと

というようなことも、今あるわけですね。そこら辺に関して、豊明市の総合計画とかそういったものとか計画的なものというのはあるんですかね。わかっているのでしょうか。

○市民課長

一応豊明市のほうの総合計画にも載っておるようでございますが、具体的にその総合計画どうのこうのというのは、私のほうは認識はしておりません。

以上です。

○三浦委員

こういった形の豊明市が220件も使ってるわけですよ。この感じで今から推移していくのか、このままゆくのか、知立市も方向性といいますか、今後どうしていくかというのが決めていかないと、なかなか逢妻浄苑の今後の計画というのは立たないと思うんですけど、豊明市が自分のところでつくって、知立市は頼らないよと、いいですよという形になった場合、知立市はどういうふうに考えているのでしょうか。

○市民課長

豊明市のほうも日進市とか東郷町というのを尾張圏のほうにもありますし、知立市と一緒にやってくのかどうかというのは、いろいろあるかと思いますが、知立市のほうにつきましても、豊明市と一緒にやっていくのか、もしくは定住自立圏というのがありますので、その辺も刈谷市とどうするかというのもいろいろありますので、その中からいろんな選択肢がある中で、知立市としてどのように今後やっていったらいいかというのはこれから検討していかなくちゃいけないなとは思っております。

○三浦委員

当然それやっていかないといけないと思うんですけど、現在それをやる予定といいますか、実際にこのまま放っておくのか、もう少し積極的に知立市のことを考えも出していくのか、知立市の中のその庁内の会議でもそういう形でもってくると思うんですけど、その辺はどのような形で今後やっていくのか、計画的なものがあればお願いしま

す。

○市民課長

今の火葬場ができましたのが昭和45年でございます。60年が耐用期間となりますと、あと17年ぐらいいし残ってないというようなことで、三浦委員がおっしゃられたとおりでございます。

だから、知立市としても火葬場につきましては、すぐできるかというそういう問題ではございません。何年かかけて火葬場のほうが計画して建築していくというようなことだと思います。

ただ、今のところ具体的にこうやっていこうという、申しわけございませんが、今のところどうしていこうというのは、まだ具体的なことにつきまして、私のほうに頭の中に入れておりません。

○三浦委員

多分、今後豊明市は自分ところでつくっていくのではないんですかね、今の状況を聞きますと。

そうした場合、知立市は豊明市がなくなると350件ということですので、その辺を踏まえて、どういう形に今後もっていくかというのを真剣にこれから考えていかないといけないと思っておりますので、ぜひその辺の考えをしっかりとっていただきたいと思っております。

市長、どうですかね、この件は。

○林市長

今、三浦委員おっしゃるとおり、真剣に考えていかなければいけないと思っております。市外料金は今までよりも倍にした、そして市内料金を安くしている、ただにしたということもございます。これも豊明市など市外の方々に真剣に火葬について考えていただく、そんな雰囲気にもなっていたということでもやらせてもらっているわけがあります。

定住自立圏の中でやるのか、また、豊田市の方も使ってみえるので、豊田市と一緒にやっていくのか、いろんな選択肢があるわけですが、やはり真剣に考えていかなければいけないと思っております。

○三浦委員

そういうことですので、ぜひ協議のほうですね、

庁内の会議また開いて進めていっていただきたいと思えます。

次に、よいとご祭りについて少し、きょうは簡単にさわりだけにしますけど、平成24年度のよいところですね、95ページのここにありますが、当日の入場者数が7,500人、これは天候が悪くて客が半分に減ったというようなことを話されておりましたが、ことしは1万人と聞きましたですね。その入場者について、ことしも交えてどういう感想を持っているか、お願いしたいと思えます。

#### ○経済課長

よいとご祭りですけども、平成23年、平成24年度2年連続雨ということで苦慮していたんですけども、ことしは何とか天気もちましたものですから1万人という形で人数もふえた状況でございます。

よいとご祭りの会場、中央通り、新駅通り、U F J 銀行通り、3つの通りを使って今、実施しておるんですけども、当初の目的の駅前の商店街の発展ということからすると、ちょっとずれてきたのかなと私、思っておりますけども、やっていることに対して、踊ってる人も楽しそうに踊っておりますし、私は個人的にはいいお祭りだなと思っております。

以上です。

#### ○三浦委員

主催者側の考え、そういうことで、人数がふえたと言ったんですけど、昨年の7,500人で半分になったということは1万5,000人いったのかなと。そうすると、ことしが1万人。やや減ってるんじゃないかな。私の考えでいきますと、年々人が減ってるのかなと。それから、踊りのチームも年々減ってるのかなと。これも統計見ればわかりますけど、減っているということ。

それと今、経済課長言われましたように、通りの発展といいますか、にぎわいを取り戻す、そういう意味において、開けてる店が少ないということを考えますと、なかなかその辺につながるのかなというようなこともございます。

それから今、踊ってる人も楽しんでるという話

がありましたが、いろんな意見は聞いています。また、反対に、見に来た人が踊りに参加できないということも聞いてますし、なかなかよいとご祭りも続けてきましたが、ぼちぼち考えを改めるといいですか、最初に戻らなければいけないのかなというようなことも考えております。

これは反省会といいますか、実行委員会のほうでやりました反省会をしたと思うんですけど、その結果はまだ出てないですね。

#### ○経済課長

まず、実行委員会のほうだとか、観光協会だとか、そういうところでもよいとご祭りに関しては今、話題になっております。

よいとご祭りのいろんな意見ありまして、例えば昔のように知立中学校に戻ってきて盆踊り大会にするんだとかそういう意見もあります。いろんな意見がある中で、今どういう方向でいくかということ、明日の夜も準備委員会も打ち上げがありますし、前回の観光協会の総会が人数が少なかったもんですから、成立がしないぐらいの内容ですので、また今度集めて臨時会やる予定になっておりますけども、その中で今後の方針等を検討していきたいと今、考えておる状況でございます。

以上です。

#### ○三浦委員

まず、実行委員会の私も委員の一人ですので、なかなか言いにくいところもあるんですけど、そういった中の反省もでございます。

また、今の言った観光協会の総会か、その意見のほうも聞いております。いろんな意見、今、経済課長が言われたように、中学校に戻したらどうかという意見も十分聞いております。そんなことで、やはり今、考える時期じゃないかなと。

もう一つ、駅前が今、再開発やってまして、あの通りがまた使えなくなる時期が来るということ、そこら辺も一つの機会になるのかなということも思っております。そんなことを踏まえて、また一回よいとご祭りの件は市のほうが市民にも考えてもらうということで、これ、参加者に対するアンケートはやってると思うんですけど、それは

まだ答えが出てないと思います。市民に対しても、一回アンケートやったらどうかと思うんですけど、それを踏まえてお願いします。

○経済課長

今、御指摘のあったとおり、参加者だとか出た人に対してのアンケートはとっております。ですけども、市民に対してのアンケート自体は実際実施しておりません。何らかの形で調べられたらいいと思っておりますけども、なかなか対応が難しい状況だということだけは御理解していただきたいと思います。

○三浦委員

一回機会見て市民の意見も聞いてもらったらなと思います。

市民部長、総体して考えをお願いします。

○市民部長

このよいとこ祭り、ことして14回ということ、歴史もだんだん重なってきたわけですが、その中、私、初めてことしこういった形で担当しまして、最初から最後まで見ることができましたし、また、今、三浦委員おっしゃったように、いろんな方々の意見も聞くことができました。

どうして14回も継続されておるのに、こういう形の話が出てきておるのかなということを考えたときに、やはりそれぞれ皆さん感じ方が違うということはあるかもしれませんが、いろんな催しが一つの中に一緒に入っておるものですから、自分の気に入らないこと等が感じるところはあるのかなというようなことも思いますので、一度ここへきて、どういった形でこのよいとこ祭りを推進していったらいいかということをお互さんとひざを交えて話し合う機会をつくって、今後どうしたらいいかということは検討していきたいと思っております。

○三浦委員

ほんとに真剣に今後よとこをどうもっていくかというのは、話し合いをぜひしていただきたいと思っております。

それでは、次にいきます。

同じ観光ですけど、観光の施設の関係で、市長がこの間の本会議でも松並木の活用ということを

盛んに言っておられました。やはり知立市の観光の中の松並木、一つPRする大きな資源だと思っております。

そんなことで、何とかその松並木の活用もしていかなければいけないと思っておりますし、昨年の費用の維持管理費ですか、いろんな出てますけど、松並木に関する何か昨年で使ったことはあるんですかね。

○経済課長

昨年度、松並木に関しての費用というのは出ておりません。あそこの管理は文化課のほうで、これも巻きだとかあちらのほうは多分やられたと思いますので、観光協会とか経済課のほうでの予算の支出は出ておりません。

○三浦委員

観光的な目的の予算使っていないということですが、今、私もしよちゅう言ってるんですけど、松並木から旧東海道を歩いて知立神社へ行くというその旧東海道を歩く人たち、トコトコ東海道を初め、名鉄とか各ツアーですね、それから、個人や同好会のような人たちが、ほんとに今多いんですよ、歩いている人が。この間の日曜日も歩いてましたし、そういう人たちに対する配慮といえますか、今はやりのおもてなしという感じで、昔から言われている休憩所なり、トイレなり、そういったものの整備をぜひしてくれということで私も何度か言ってるんですが、その前に、そういった人たちがどれぐらい松並木を通っているかという把握なんかしてますかね。その辺は。前も一回聞いたと思うんですけど。

○経済課長

正直言います、そこでカウントしたこともありませんので、実際どれだけの人が観光で旧東海道を歩いておられるかというのは把握しておりません。

今年度、電柱に看板をつける事業で歩く人たちに利便を図るようなことで事業は実施する今、予定になっております。

以上です。

○三浦委員

ほんとに団体といいますか、20人、30人という形で歩いていかれるですね。うちががすぐ前が東海道なもんですから、しょっちゅう通ってますけど、やっぱり、その休憩所、トイレというような形で、ぜひつくっていただきたいと思うんですね。

一つ今、提案といいますか、私もそういった形でつくりたいなと思って、場所的にここがいいなと思ってるところがあるんですけど、具体的に言いますと、私の隣ですけど、前の田島浅弘さん、議員をやられた、その自宅があるんですけど、そこが今、空き家になってるんですよ。間口が5間、奥行きが6間ということですが、全然使われてないということで、結構広いところで、休憩するにもいいところだなと思ってんですけど、トイレとかそういうのもできますし、これも地主といいますか、田島さんがイエスと言わなければそんなこと使えないんですけど、この間たまたま話してまして、そういった考えもおもしろいなという形で田島さんも言ってくれたんですけど、こういった東海道の中で本格的に休憩できる場所、パンフレットなんか置ける場所、いわゆる情報発信の基地ですね、そんなような形で、そこが1つできれば、これはすごい知立市の観光にもつながりますし、いいんじゃないかなと。

また、その通りが劇場通りと言いまして、劇場通り発展会というんですけど、前、すぐ向かいに知立劇場があったということで、その知立劇場の看板なんかを田島さんのお宅でつくってたんですね、かいたりとかいろんなのを。それは何年前かなと思うんですけど、そういった形で、レトロなまちづくりというのもありますけど、そういった看板なんかを中に並べてもおもしろいかなと。知立市の一つの名物になるかなと思うんですけど、そういったことで、休憩所をぜひ、これもこれやる場合には、市のほうは例えば簡単な造作といいますか、そういったのは手伝っていただかなければいけないんですけど、そういった意味でそういったことを考えているんですけど、その辺いかがでしょうか。

○経済課長

前からたびたび休憩所等を設置ということで議会等での発言ありまして、うちのほうも何かできないかなということはいつも考えております。

今、言われたところに関しまして、一度研究させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三浦委員

ぜひですね、当人が貸してくれるという話じゃないと進まないことですが、いろんな意味で管理する人とか、いろんな問題も出てくるかと思えます。また、予算的なものもありますが、ぜひ一つ今までの課題だと思いますので、知立市の観光の中の一つのネックだったことが解消できればいいのかなと思います。

市長、いかがですかね、私の考え。

○林市長

まずは松並木に関しての松並木を資源を使った何か催しというか、それは以前からも議会でいろんな議員がおっしゃってくださったように、私もやっていきたいなということで、担当のほうに今、指示をさせていただいております。

休憩所の話も出ているんですけども、私、あそこに今おっしゃってくださったことを休憩所をつくったときのことを想像するんですけども、なかなか連続性という意味で、まだ私、想像力弱いんですけども、例えば有松の山車会館とか絞り会館のある通り、あそこは非常に連続性を持った町並みができております。あれ、やり方が行政がどうのこうのという、当然関与は、タッチしてるんですけども、まちの皆様方が非常に力を入れられて、お金を出し合って、それに対して行政がちょっと支援をしていくというような、そういうような格好というふうに聞いているわけでありまして、有松はもうちょっと研究、何回か歩くので、いいなと思うんですね。あのやり方をちょっと参考にさせていただいたらどうか、知立市にもああいうような取り組みができないものかなということを今、研究しております。

○三浦委員

今、地元が立ち上がるという話であります、

あそこはさっきも言いましたけど、劇場通り発展会というところでありまして、やはり商店街の活性化ということも一つ絡んでるんですが、その商店街の発展会というのがあるもんですから、そこにも協力を依頼して、そことの会長とも話してるんですけど、おもしろいなということも言っております。

そういった意味で、地元と市が一体となって協力して、そういったものの施設ができれば大変すばらしいなと思ってますので、一回考えてください。よろしくお祈いします。終わります。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川合委員

それでは、二、三、聞かせていただきますが、主要成果報告書63ページ、就労移行支援のところですが、就労移行支援の内容で、一般企業等への就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行うサービスということがありますが、これは主にどのような内容かお聞かせいただけますでしょうか。

○福祉課長

就労移行支援ですが、障がいをお持ちの方で一般企業への就労が可能と思われる方に対して、事業所が日常の挨拶だとか、その簡単な軽作業を実際に訓練としてやっているというところがございます。

具体的には、安城養護の生徒の就労状況を見に行ったときには、刈谷市のサッカー場の椅子を雑巾で拭くという作業を就労移行事業という形で実施をされておりました。そうやってさまざまな訓練をして、一般就労に向けていくという事業所でございます。

以上です。

○川合委員

そういうような作業というか、日常の企業とのコミュニケーション、たまには顔を出してお互いの理解を深めるという意味もあると思うんですが、具体的に知立市内の企業の状況とか、その企業たちの数、もしくは具体的な作業内容がわかりまし

たらお願いします。

○福祉課長

就労移行支援事業としましては、平成24年では知立市内の事業所はございません。平成23年度まででしたら、けやき作業所が就労移行支援という形でやられておりますが、現在は知立市内には就労支援事業所は1件ございまして、知立市内ですと、わいYOUほ一ふという事業所が1件ございます。

あと、近隣では刈谷市のくるくるという就労支援事業がございます。

あとは、名古屋市だとかの支援事業所のほうに行っております、電話等で確認したところ、実際4名の方が平成24年度実績で一般就労をされたということを確認しております。

以上です。

○川合委員

今のところは、平成23年まではあったけど平成24年からはなしということ。

○福祉課長

知立市内ですと、わいYOUほ一ふというところが1カ所、就労支援事業をやっております。

○川合委員

この辺のところは一般質問からきょうにかけて、くどくどとお聞きしておりますが、やはりけやきが今、就労移行の支援事業をやってみえないというようなことも初めてお聞きして、ちょっとびっくりしたんですが、就労移行というのは一般就労されていけば、その方自身も社会的な自立が可能、成り立っていくわけだし、そこにまた新たな受け入れができるという、こういう福祉の場では非常に重要なものだと思っております。

この前ちょっとお話ししましたが、半田市とか高浜市の場合は、これは行政の方が一緒に行っているのかどうかかわからないんですけど、常に数社の会社に出向いて軽作業をそこの職場の方たちと一緒に定期的にやっているとということがあるんですよ。

そうすると、一般の就労に入った場合でも定着できていくというようなことがあるんですが、そ

の辺のところは、どのようなふうにお考えでしょうか。

○福祉課長

けやき作業所のほうでジョブコーチの資格を1名取っていただきました。平成25年度ではなくて平成26年度からなんです、けやき作業所のジョブコーチの方にそういった企業とのつなぎをやっただけだと、平成25年は、とりあえずは安城養護の進路指導の先生から一般企業への就労の仕方等を学んでもらうというふうな形で今、進めております。

平成26年からはメープルけやきの方2名を何とか一般就労させていただくと、知立市内のサービス利用者の方を1名、計3名の方を一般就労させていただくと、それを目指してやっていただくというような形で、今、話を進めさせていただいております。

以上です。

○川合委員

この前お聞きしましたように、ジョブコーチがメープルのほうで資格を取られて、これから活動していただくということで、その辺につきましては非常に期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、その下になります就労継続支援のA型、B型ということで、それぞれA型のほうで42名の方、B型のほうで39名の方が就労支援の福祉的な就労をされてみえるということでございますが、この方たちの日常の作業の内容等をお聞きしたいんですが。

○福祉課長

就労支援A型といいますと、知立市内の作業所でいきますと第2けやき作業所でパンのほうをつくって販売しております。ここは就労支援Bが10名と就労支援Aが10名で、Aの方は主にお客様の対応というところでですね。就労のBの方は、中でパンづくりの作業をやらせております。

あと、市内ですとスマイルリンク、コーラスというところ、ここが就労支援Aでございまして、トヨタ系の下請の会社で、車の部品をつくられて

おります。

また、平成25年から新林町で空というところ、知立老健の跡地になるんですけども、そこが就労支援Bで14名の方を利用者として雇っております。そこでは乾燥キノコをつくって出荷をするというような作業をしております。市内でいくと、そんなところでございましょうか。

以上です。

○川合委員

けやきのほうでは製品をつくって販売をしていくという、非常に社会的なかわりの親密な就労の形としては、非常にいいのではないかとこのように思っております。

第1けやきのほうの就労状態はどういうふうでしようか。

○福祉課長

第2けやき作業所がパンをつくられてまして、弘法のけやき作業所、こちらのほうでは、ここでも就労支援のBをやられております。ここでは、簡単な軽作業等を実施しているというところでございます。

弘法のけやき作業所のほうは、就労支援Bというところでやっております。

以上です。

○川合委員

弘法山の第1けやきはBということで、雇用契約は結ばないけれども作業等を通じて社会参加、居場所づくりというようなふうな形で働いてみえるということだと思っておりますが、先日も申し上げましたけど、こういうような作業が非常に障がい者の方たちと社会を結ぶ重要な部分になっているということなわけです。今ある作業料、金額でどのぐらいかということはお聞きませんが、これが実際に今後、景気の動向もあるでしょうけど、ある程度確保されて、今後需要量がふえてくる中で、作業所としても規模の拡充が望まれるわけでございます。

ただ、今のけやきでいきますと、第2けやきは製造販売までで大体手いっぱいだと思うんですが、そのほかのいろんな企業からの軽作業なり、今ま

で福祉の側からは気がつかなかったようないろんな作業だとか仕事もあると思うんですね。そういったものを確保していく、そういうことをしていけないと、今はこれで施設的に受け入れができないから手いっぱいだよ、これではやっぱり、この間も申しましたように、今後の需要量に対応できるわけがないわけでありまして、再来年からの新しい計画をつくっていく中で、その辺の数字も織り込んでいかないと今後の需要量には絶対に追いついていけないということがあるわけです。

ですから、それについてはいろんな作業所をNPOの方たち、民間、もしくは民間の中でも福祉法人の運営経験のある方たちが知立市に来ていただいて新たな仕事のエリアを広げていただく、こういうことが非常に重要じゃないかと思うんですね。

この前ちょっと言い忘れましたが、高浜市のある方が、どんどん売上げが下がってきて、このままでは何ともならんと。施設の運営が行き詰まってしまう。そういうことで各企業に回られて、ほんとに机に頭をこすりつけて仕事をお願いされたという経緯がある。ここまでやられときに、初めて企業の方は、何だ、福祉業界ってそんなに厳しいのか。障がい者の方たちは、もう少し守られているような気がしていたけど、そうじゃないんだなということを初めて気がつかったという、そういう現実があるんです。

なので、やはり今、設備は案外整っているんなら施設もできてきましたが、これはこれまでの需要に対してそれを追い求めてきた結果、こうなったわけですが、それで充足したあと次が見えなくなってしまうので、ぜひこの辺は需要量がこれで終わりじゃなくて、これからふえていく、それに対応することが大事であるということを見込みまして、副市長、この辺、見解をお聞かせ願います。

○福祉課長

その点につきましては、9月19日に安城養護学校のほうで自立支援連絡会という勉強会に行っていました。就労生活支援センターというのが西三河南部、碧海6市プラス岡崎市というエリア

の中で1つございます。そこが主に障がい者の方の就労生活支援をする拠点としてあるわけですが、今回平成26年において碧海6市にそれが設置されるというところでございます。

それに対して、行政、事業所がどのようにかわっていくのかというテーマで9月19日の中でパネルディスカッションがされました。そのパネルディスカッションのコーディネーターをされている方が今回相談支援部会で参加していただくと。川合委員が話された高浜市の施設の方、この方、知立市の方なんです、この方も相談支援部会という形で参加をしていただく予定でございます。

さらに西三河の社会福祉協議会、碧南市の社会福祉協議会に障がい者のアドバイザーという形で1人設置されております。その方も入っていただいて、今後、障害者計画をつくっていくという予定をしております、重々その辺は新しい障がい者の方が企業で働ける状態をつくれる組織形態を知立市では何とかつくっていきなと思っておりますので、また御協力をお願いしたいと思っております。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時08分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○清水副市長

今の就労の問題でございますけれども、先ほど来、福祉課長も答弁をさせていただいておりますけれども、今後の計画づくり、ことし、来年で進めさせていただくわけですが、その中で、いろいろ当事者の方等々関係の皆さんのお話を十分伺う中で、今、御質問者がおっしゃったようなそういう需要を改善できるような方向で計画のほうをしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○川合委員

ぜひお願いしたいと思います。これも議決事件

の中に入りましたので、我々の考えや目にもとまることなので、協働でいいものをつくっていきたいと思います。

実は、これ、さっきもお見せしましたはっぴいぷらんの中で、これがつくられるときに平成19年のところにヒアリングに基づく各種の意見というのがありまして、就労について、そこに障がい者の雇用については、市など公共機関から率先して実施してほしい。就労時にはジョブコーチなど仕事の指導と同時に、障がい者とその他労働者との相互理解を深めるための役割を担う人材の導入をしてほしい。それから、授産所につきましては、障がい者の就労の場所としてのニーズが高くなっているが、同時に、障がい者の居場所がないため、その役割を果たしている部分がある。今後さらに充実させてほしいというようなことがあります。

これが6年前のことで、それが今後これまでの実績をもとに新たな策定に入るわけでございますが、そこでもう一度だけお聞きしますが、こうした場合、具体的なことになってしまいますが、こういった事業所をつくりたくても場所がない、今つくっているいろんな製品についても新たな販売ルート、もしくは販売拠点をつくりたい、そういった場合に、土地の購入、建物をつくるなんてことは、とてもなかなか難しい話でありますので、あいている事務所店舗もしくは空き家等を利用した施設整備というのは今後考えられるわけでございますが、そういった場合に、この間の本会議のときには、市民部長にはっきりとした答弁いただかなかったわけでございますが、この辺につきまして、そういった今あいている資源の活用につきまして、どのようにお考えかお聞かせください。

○市民部長

先日もお答えさせてもらったように、市内一円では調査したことございませんので把握はしておりませんが、中心市街地の中で、空き店舗、空き事務所等調査をしてありますので、そこを御利用いただいているそういった事業を進めていただくと、これは情報提供は私どものほうはできると思います。

それで、その中で、今そういう就労に関する支援等については、私どもというよりも先日もお答えしたように、福祉子ども部のほうで継続的な支援を制度的につくっていったほうがいいのではないかとというふうに私自身は思っております。

○福祉課長

福祉課のほうでは、今、実施計画のほうで要求はさせていただいてるんですが、事業所の立ち上げ時における家賃補助等を社会福祉法人及びNPO法人に1年間に限らせていただいて家賃補助を政策として今、企画部のほうに要求をしている段階でございます。

○川合委員

そのように、ある程度スタートラインを補助していただければスムーズにそういった経験のあるNPOもしくは社会福祉法人が誘致できるのではないかとというふうに期待するわけでございます。

ちょっと一つだけ最後にお伺いしますが、空き店舗、空き事務所の利用について、お店とか事業所じゃない使い方というのは、これは今、予算要求していただいておりますが、空き店舗利用ということ、今のところ事業所とかお店に限ったような補助の仕方になっているんですけど、その辺はどうですかね。使い方の問題じゃないですかね。

○福祉課長

福祉課のほうでは、事業所の立ち上げということで家賃補助を検討しておりますので、空き店舗等というものについては、条件としてはつけない予定でございます。

○川合委員

そういうふうにやっていただければ、ありがたいと思います。

今までいろいろとあいている店舗、事務所の活用がなかなか難しいことがありましたけど、そういう場合に、今、市民部長は中心市街地のものだったら情報提供していただけると。中心市街地でない場合でも、例えば利用者の方が、ここがいいというそういう物件を探してきた場合には、ここではないといけないというようなことではなくて、柔軟に対応していただきたい。

前は空き店舗活用となると中央通りの1カ所店  
があって、そこでしかいけないというような縛り  
があったのでなかなか難しかったんですけど、今  
後は、そういう資源活用は全然縛りなくて、どこ  
かにそのための物件として適当なものがあれば、  
それを使われる方の要望に従った援助の仕方、支  
援の仕方をぜひお願いしたいと思います。

そういうことから、拠点整備が一つでもできれ  
ば一歩ずつ進んでいく話だと思いますので、ぜひ  
よろしくお願ひいたします。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○安江委員

簡単な質問をお願いいたします。

82ページの下段の健康教育について、まず伺い  
ます。

個別健康教育の対象者として、40歳から64歳ま  
での平成23年、平成24年度の特定健診受診者のう  
ち、血糖、脂質、血圧等が基準値以上で生活指導  
の必要のある者で、本人より希望のあったものと  
ありますが、参加者が6人ですかね、まことに少  
ないと思われそうですが、スタッフ、実施内容につ  
いては至れり尽くせりで申し分のないものとなっ  
ておりますが、参加者6人については、どのような  
当局はお考えをお持ちか、感想をお持ちかお答え  
願ひます。お願ひします。

○健康増進課長

この1回6名につきましては、ぴんしゃん教室  
という教室の中で実施があったものでありまして、  
限られておりますので、非常に少なくなっており  
ます。

○安江委員

続いて、がん検診についてお伺ひします。

早期発見、早期治療を進め、医療費の軽減を図  
るとともに、働き盛りの市民の生命を守るため、  
40歳以上の市民に対して乳がん検診は30歳以上、  
子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に実施され  
ております。これが余りにも受診率が低いように  
思われますが、さまざまな周知法は駆使しておら

れますが、余りにも低い受診率の低さについて、  
当局はどのようにお考えでしょうか、お答えくだ  
さい。

○健康増進課長

今のクーポン券を利用しての乳がん検診のお話  
しだと思いますが、確かにクーポン券を利用して  
の受診率というのは、非常に伸びておらずで下  
がっておるということで、非常に残念だと思っ  
ております。

ただし、がん検診全体といたしましては、受診  
率のほうは伸びておりますので、乳がん検診全体  
としてのクーポンの利用のほうのあり方は、今後  
検討していく必要があると考えております。

以上です。

○安江委員

全体の受診率は高まっているということをお伺  
ひして、少し安心しております。

クーポン券を利用された方で受診者に対して多  
くの罹患者がみられますが、何らかの危惧をお持  
ちの方が受診されたとの見方もできますが、今後  
クーポン持たれた方、もっとさらには全体的なが  
んを検診される方がふえることについて周知法を  
もう少し考えていただけたらいいというふうにし  
うんですけど、さらに多くの方が受診していただ  
けるような方策は何かお考えでしょうか、お答え  
願ひます。

○健康増進課長

がん検診の受診率向上については、日々頭を悩  
ましておりますが、一番考えておりますのは、例  
えば特定健診で国保の方の普通に受ける検診と日  
にちを合わせる事とか、実施期間を長くすると  
かそのようなこと、あるいは啓発活動をもっとど  
んどん行っていくということですね。

あとは、そのような電話の催促とかそういうこ  
とも含めて、また検討していきたいというふう  
には考えております。

以上です。

○安江委員

さらに多くの方に受診をしていただきまして、  
未然に防ぐ、それから、早期発見に努めていただ

くように努力していただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

最初に、ページを申し上げられませんが、民生委員の件について伺いたいと思います。

民生委員の活動に対しては、県と市がそれぞれ活動費としてのお金を支給する形をとっておりますが、その状況をお知らせください。

○福祉課長

民生委員ですけれども、民生委員の県よりの活動費用弁償費ですが、年間1人当たり5万8,200円で、市からの活動費報償金、年間1人当たり4万9,000円でございます。

○中島委員

これは、どのように管理をされていらっしゃるのか。

○福祉課長

現在は、全て互助会会計、協議会会計という2つの会計を持ちまして、そちらのほうに全てプールをして、それぞれ使い方によって会計を分けて支出しております。

以上です。

○中島委員

その件に関しては民生委員の皆さんからの日々の活動費に充てるお金を自由に使えないというようなことの御意見が出ておまして、この支給方法についての見直しをしてほしいと、こういう意見、これは前からありまして、私も初めて何うわけではない、前からの問題でありまして、民生委員会のほうで決めているからそちらにお任せしているというような方向で、ずっと見直しがなされてきませんでしたけれども、今どのようにそれは検討されていらっしゃるのか。

○福祉課長

このたび、3年に一度の民生委員が新たに選ばれるという機会をございまして、一応8月の役員会のときに、一度協議会会計、互助会会計、また

お金の集め方について事務局より見直し案を提示させていただきました。

これは、全部集めるのではなくて、事務局で全部お金を管理するんじゃなくて、上半期、下半期という形に分けて民生委員の方から一部、全体の民生委員の協議会を進めていくだけの費用をいただきまして、それ以外は民生委員の方に使っていただくというような形に変えたいということを提案させていただきました。

一応は今回9月総会に事務局案という形で全員の方に案を提示させていただいて、もう一度10月に話し合いをするという形になっております。

ただ、12月1日に新しい民生委員にかかわるので、平成26年度以降から4月からそのような方式をとりたいというところで現在の民生委員の方には説明させていただいてます。

ただし、実際そのメンバーがかわって新しい役員の方等の意見も聞く必要がございますので、平成26年4月に向けて新しいメンバーがそろった段階でもう一度議論をしていただいて、具体的には平成26年4月からお金を集める方法と会計の管理の仕方を変えていくという予定でございます。

○中島委員

今、見直しの作業をしていただいている、現在過渡期で、平成26年度から見直しをするならその時点から見直しをすると、これが基本的な方針として今、話し合われていると、こういうことですね。

民生委員の中には、協議会の位置づけが民生委員法の第24条で民生委員協議会というのが設置されるということが書いてありまして、その任務というものはどういうものなのかと。今、民生委員協議会の会計にまず上半期のお金を入らせていただいて、あとは皆さんに配ろうかという今ありましたけど、民生委員協議会というものは、一体どんな任務を持つものなのか、その辺は御披露いただけますか。

○福祉課長

民生委員協議会は県の研修会等、役員の方が出ていただくとともに、福祉祭りとか、草の根フ

フェスティバル等の参加等をしていただいております。

また、あとはいろんな図書購入だとかをそこでしていただいているというところがございます。

○中島委員

法律によるその任務というのが一応書かれていますよね。民生委員法の中の第24条、協議会の任務は次のとおりというところに立ち返って、私は原点からそのあり方を精査しなければならないと、こういうふうにいるんですけども、そういった目を通していただいて今回の見直しをするというスタンスにはなっていないんじゃないんですかね。

○池田福子委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時26分

---

再開 午後3時26分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

今回の見直しについては、やはりお金の流れが余り明瞭ではなくて、本来の協議会の役割ができてなかった部分もあると思いますので、そこら辺もお金の流れを明確にして、その協議会の役割というところをしっかりと検討させていただいて、予算の収入支出科目等の見直しをさせていただいたというところがございます。

○中島委員

だから、第24条のところに書いてある任務というものについて1から6までずっと書いてありますけども、その以降もまた詳しくあるんですけども、それについては御披瀝をいただけますか、認識持ってますかということをもまず聞いてるんですが、それは休憩ということですか。

○福祉子ども部長

今現在、民生委員の協議会というのを市内には3つあります。南部、中部、北部という形。

それで今、会議等をやらせていただいているのは、その連絡協議会、またさらにもう一本固めた

形でやらせていただいているということで、実は、会計については連絡協議会の中で全てやっているという状態になっております。

その中で、先ほど言った互助会の会計のほうの部分と協議会の部分とということで、ただ、任務等については、各中部、北部、南部という形の協議会の中で、当然協議会会長が個々にみえますが、その中で動いているということで、任務については各小学校等の関係だとかもっておりますし、そういうことはやっていただいて、お金の形態の部分が今まで各全体をまとめてプールしてたというのがどうもまずいということで、今回はお金の部分をもう少し全ての委員にわかりやすいようにというんですかね、そういった形でやらせていただくという形をとってという形になります。

○中島委員

この民生委員会報に書いてある任務については、1、担当区域または事項を定める。2、職務に関する連絡及び調整を行う。3、福祉事務所その他の関係行政機関との連絡。4、必要な資料及び情報を集めること。5、職務に関する必要な知識、技術の習得。その他職務遂行に必要な事項を処理する。これが協議会の任務でありますというふうに法律では書いてあります。よろしいでしょうか。

この点に見合わせて、協議会の今のお金の使い方、見直したということでもありますけれども、その点、今の6つの任務ということで認識して見直しをしていただく必要があるかというふうに思うんですが、いかがですか。見直しの内容がそのようになったということですか。

○福祉課長

このたびは、そのようになってるというふうに思っておりますが。

以上です。

○中島委員

よく皆さんから言われるのが、今までのところでは県外研修ということでたくさんのお金を使っていくと、この辺を少し見直すようなことを聞いておりますけれども、これを互助会からお金を協議会の会計に入れて、そのお金も使って勉強会を

行うということを今までやってみえたわけですね。本来私は、その点だけ、いろいろありますけども、その点から言いますと、ほんとに研修ということであるならば、協議会の任務の中にありました5、職務に関する必要な知識、技術の習得、そのほかにもこの研修にはほかの問題も出てくる可能性はもちろんあるわけですが、中心的にはその第5番目の任務、これが協議会の任務というふうになっております。この研修会、民生委員会が行っている県外研修というのについては、この研修会後の任務としてやっておられますか。

○福祉課長

研修会については、一応は協議会の中では県外研修をするという一文が入っております。それで実際はやってるんですが、今回の改正点で一番議論になったのは、参加されなかった方に対してのお金の返金という話がございます、それに対して今回の改正点は、県外旅費の3分の1を協議会会計から支出する。互助会会計からも3分の1を支出する。参加者からは負担金をもらうと。今までは全て報償金でもらっていたお金から県外旅費を出してたんですけども、そうではなくて協議会から3分の1、それから、互助会会計から3分の1、参加者負担金から3分の1というような形で、参加される方がそれなりの負担をされるという形の支出に変えさせていただくという形で、どうしても出れなかった方については負担金は求めないという形に変えさせていただくということで提案をさせていただきました。

以上です。

○中島委員

参加されない方については、3分の1は要らないという中身ではありますけれども、残りの3分の2の原資はそれは何ですか。

○福祉課長

3分の1の原資は協議会会計からの支出です。残りの3分の1は互助会会計からの支出という形をとっております。

○中島委員

互助会会計というのは、お一人お一人の皆さん

の負担ということですよ。行かない方についてもそこには負担をしていると、3分の1をね。協議会の3分の1というのは、互助会からの繰入金という位置づけは全くなくて市の補助金とか社協の補助金とか、その範囲のものが3分の1であると、そういう会計処理ができるということですか。

○福祉課長

そのとおりでございます。

○中島委員

それにしても本来の研修というのは、協議会の任務でありまして、これを協議会の活動としてなら本来なら知立市の補助金とか、社協からの活動の補助金とかあって、そういう原資でこの協議会が運営をされると私は認識をしているわけですが、そういったもので本来はやりくりしなければならぬのではないかと。互助会から3分の1入れたり出したりあるわけですが、本来は全額で、今、知立市の補助金とか社協の補助金とか、そういう公的な補助と、それは全体の何%に当たるんですか。本来なら、それで全部やらなければならないですよ。

平成24年度決算の数字として具体的にお聞かせをいただきたいと思いますが。

○福祉課長

平成24年度決算額は、知立市補助金と交付金が34万3,440円でございます。愛知県の民生委員協議会活動費交付金が39万708円でございます。知立市社会福祉協議会の補助金が30万6,000円。

以上でございます。

○中島委員

大体それで104万円余というのが公的な資金としてこの協議会の活動に充てられます。

それで、それだけでは活動が不足すると。不足するお金は幾らぐらいなのか。決算的に言うと幾らぐらい不足するのか。その不足するお金をどうするのか、このところなんです、問題は。

○福祉課長

平成24年度決算でいきますと、協議会会計は157万3,585円で不足額が53万3,437円でした。これを補ったのが互助会会計からの支出でございます。

して、協議会会計への繰出金が94万円でございます。協議会会計への収入は、先ほど言いました県の活動費の費用弁償と市の活動費の報償金、あと、全国民生委員互助会事業の見舞金と愛知県民生委員、児童委員の互助会事業の見舞金が互助会会計の収入の全てでございます。

○中島委員

よくわからないですけども、全体を言われてもね。

要するに、協議会の会計の中の裏づけとして100万円余が公的なもの、それ以外のものが60万円近くあるということですね。その60万円はどうするかと思ったら互助会から入れてもらってるといことですね。

私は、協議会の任務としてそもそもあるならば、それは全て公的なものでやらなければならないと、互助会からお金をもらうんじゃないとね。互助会費は、お一人お一人の活動を支えるお金ですよ。両方合わせたって月2万円もないわけですよ。わずかですよ。先ほどのお金でいうと幾らでしたかね。両方で10万円ちょっとだから1万円もないぐらいですよ。それをそれからまた協議会のほうへ出しなさいということは、私は、ここを見直さなければならない。

協議会の仕事は、本来の任務、それは個人に出した活動費から取り上げる、それをやるというのは本末転倒と。もともとそれは本人のあっち行ったりこっち行ったり、いろんな人を見舞ったり、病院のお見舞いに行ったり、いろんな活動をしてみえるんですよ。1人何十人持っていらっしゃいますか、平均かもわからないですけど。民生委員が今108名でしたかね、ふえましたけれども、1人の対象者、その対象者をきめ細かく見て回ってあげる活動という意味で、大変少ない活動費なんですよ。そこから取っちゃっていいの。

○福祉課長

大体1名当たり120世帯から280世帯の間という形になってますので、大体2万8,000人として割ると260世帯ですか。もう一遍言います。厚生労働大臣が定めているのは、人口10万人未満の市に

おいては120世帯から280世帯を見るというところでございます。

以上です。

○中島委員

そのたくさんの方々の見回りや支援、また、いろんな紙おむつを配っていく、65歳以上ひとり暮らしの方のアンケート調査を行う。年末にはまたいろいろとあるというようなことで活動される。

先ほどの金額でいきますと、1人当たり1カ月にしますと1万円ぐらいですよ。それだけのお金でボランティアだと、そんなのもらわなくてもいいんだという発想ではなく、ちゃんと活動費としてあるわけですよ。ここの1万円から、さらに活動費としてこちらへ入れなさいと。これはちょっとおかしいんじゃないかと、そう思うんですよ。

だから、不足分が60万円ほどだということであるならば、それは本来、市が活動費として入れる協議会の活動については公的な資金で運用をする、これが本来ではないかと。ここのところを民生委員法の第24条の視点で見直してほしいと言ったのは、そういうことなんですよ。この視点以外の仕事を協議会の中でやってると思いますか。大体この視点で活動を今、組み立てておられますか。

○福祉課長

委員のおっしゃるとおりで、協議会の活動は今言われた内容で活動をしております。

○中島委員

おおむねかとは思いますが、民生委員も民生委員会のこの協議会の中から社会福祉協議会の会費を出す。赤い羽根の募金のお金もここから出す。議員もかつては議会から出していたんですよ、みんなから出してくださいと言って。それは各個人がみんな出してるので、ここで徴収するのはやめましようとなったわけ。赤い羽根や緑の羽根、ここは緑は関係ないですけども、赤い羽根、社協、それから前は議員のほうは、けやきの応援するお金も徴収して出しておりました。でもそれは個人個人にしましようということで取らないんですね。だけど、この協議会の中からは、1人頭幾らという計算で協議会から出すという方

法をとってる。

私は、これも本来ならば、本人たち、一人一人見たら赤い羽根を集めたりする係をもってたりね、社協のお金を集める係をして自分もそこで出している。しかし、ここからまた出さなきゃいけないというね、二重的に。わずかな活動費の中からそういうのも二重に支払うようなシステムになっている。そういうこともこの中でやっているということで、私は、どうかと。もう少し精査してもいいんじゃないかと、協議会の本来の任務というものに即して、もう少し精査をする。互助会があっちゃいけないというふうには思わないので、お互いのお見舞金だとかそういうものがある場合には互助会というものもそれはあっていいと思いますので、互助会が幾ら会計として必要なかということ、その上で見直すということで、本来は、活動費は本人にとるところを私はもう少し徹底した見直しをすべきではないかというふうに思うんです。

協議会の任務は公費で賄う。民生委員からはお金を集めて、またその協議会活動をする、これは間違ってると思いますよ。いかがですか。

○福祉課長

委員のおっしゃることは、重々そのとおりだという部分は感じます。

ただ、やはり改革をしていく中で、現在の制度を急激に変化するというのは、なかなか民生委員の方も受け入れられるかどうかという点がございまして、民生委員の方とも話し合いをしていく中での終着点というのは難しいかなというところがありますので、その辺は今回の意見を参考にさせていただいて、どこまで新しい民生委員の役員の方と協議をして妥協点としてどういう形になるのかというのは、ちょっと予想がつかない点でございまして。

以上です。

○中島委員

私も資料をコピーいただいたんですけど、協議会のほうと互助会のほうと、ともに専門部会の会費というのがあるんですね。協議会からは25万

6,000何がし、互助会からは18万円と分けて専門部会の会費という形で出ておりますが、これは何ですか。

○福祉子ども部長

今の専門部会については、今4つございます。高齢者、障がい者、児童という形でその3つと、あと主任児童委員の部会という形で4つありますが、基本的にはその活動費ということで出させていただいているものであります。当然その中で、専門部会でも研修会をやったりだとか、近隣の視察へ行ったりだとか、そういった事務もやりますので、そういったのに使われているという形になります。

○中島委員

そうですね。それが、なぜ片や協議会からお金を出し、26万何がし。18万円は互助会で出さないと。何ですか、これは。これも私は変だと思うんですね。研修ということで主にやっているのなら協議会のほうに全部入らなきゃおかしいわけですよ。協議会でこれは公費でやるべきですよ、こういうのは活動費なら、そういう研修ならというふうに疑問を持つわけですよ。第24条の第5項の部分に当たるんだったら互助会と協議会に分けて、なぜ予算を組むのかと。互助会で組む分と協議会で組む分と活動が違うんですか。

○福祉子ども部長

活動内容については一緒ですので、あわせて使っていただくということになるわけなんですけど、ただ、基本的に今、委員の言われるように、補助金等の中でやっていくという話になってきて、その中で、今回の予算等についても、例えば県外出張のお金についても全て役員会並びに協議会の中で諮らせていただいた中で決めさせていただいているという条件もありますので、それで、うちのほうからそれについてこうしなさい、ああしなさいというのはなかなかちょっと言えないということで、今回は委員の言われたようなお金の管理については、事務局のほうから提案させていただいて役員会並びにこれで協議会のほうに諮らせていただくという形で決定していただくものですから、

先ほど福祉課長が言われたように、その中で、民生委員たちがどのようにお考えになるかというのは、ちょっとまだわからない部分もありますので、全てがきっちりいくかどうかというのは、ちょっとわからないという状況にあります。

○中島委員

両方の二股に分かれた活動費は何かと、矛盾じゃないかということをお私に言ってるんですね。みんながそう決めたからいいんだってというふうに言われたんでは、これは議会としては、そうですかとは言えないんですよ。

本来の任務ということでありますので、本来なら協議会のほうに全部入らなきゃいけないですよ。互助会で専門部会の会費をもつなんていうのはおかしいですよ。協議会のほうに全部これは含めた形で一本化してやらなきゃならない。なぜ分割したのが私はわからないですね。

長い歴史ということもあるとありますが、協議会の先ほどの民生委員法の第24条というところから立脚して、民生委員の皆さん、こここのところちょっと勉強していらっしゃるんでしょうかね。こういうことを勉強して話し合ってるのかどうか私、わかりませんが、担当課長も、えっという顔をされたということは余りないなというふうに思っています、そういうところからのもう一回抜本見直ししなきゃいけないと思うんですよ。協議会というのは、どこが事務局になるんですか。

○福祉課長

事務局は福祉課の保護援護係でございます。

○中島委員

互助会は直接関与しませんね。

○福祉課長

便宜上、互助会も保護援護係で管理しています。

○中島委員

便宜上ということであって、法的にいったら互助会はあくまでも互助会ですよ。民生委員の助け合いの場所が互助会でしょう。

ですから、この互助会、便宜的にお金だって全部預けちゃってるんだから、互助会の民生委員の皆さんは一円もお金がないわけですからね、そこ

からもらって活動するしかないという意味で互助会があると。それも本来なら民生委員の役員の中で互助会ならやるべきですよ。だけど、便宜上そちらがやっているという長い歴史の中で、固定化しているということであって、これではいけないと思って民生委員が一人一人がやっているというふうには私は全く思えません。

ですから、改革するんだったら、もう一度この民生委員法に基づいて協議会の仕事は何か、互助会の仕事は何か。助け合いですから、どの範囲の活動を互助会がやるかは、それは市が関与すべきじゃない。そこからお金を出してくださいなんて言うべきじゃないと思うんですよ。こういう見直しが基本的にされなければ解決にはならない。事務局なんだから、この辺についてはしっかりと皆さんに説明していただけるだけの資料を持ってお話ししていただければ納得していただけると思うんですよ。そういう立場での見直しというのはどうですか。

○福祉課長

今、言われた研修費の支払い等について、それは一回見直しをさせていただきます。

あと、全体の協議会の事業を全部見れるかどうかという点については、やはりその予算取り等の関係もございますので、早急にはお答えはできない部分でございます。

ただ、民生委員等との協議もございますので、ある程度の改正をしたものを提案はさせていただきますけれども、それが全て受け入れられるかどうかは民生委員との話し合いの中で推移していくものかなと思ってますので、そういうふうな形になるかなと思います。

○中島委員

事務局としてのその辺は指導性がなければならぬし、民生委員からきちっとこれは活動費ですかね、報償金のようなものですが、これはちゃんとほしいと、こういう意見が出たんでしょう。これはちゃんとやってくれと。出すものは出すから、くれるものはちゃんとくださいと、これをはっきりしないといけないと思うんですよ。最初から全

部召し上げちゃってやってる方法は、だめですよ。活動費、意欲がそがれちゃいますよ。お金がなくてということをお口にされるわけじゃないよ、皆さんも。だけど、このやり方はおかしいと、皆さん、そう思いませんか。わずか1万円の活動費ですよ、1カ月。たくさんの方をほんとにお世話していただく。就学援助の方のお世話とかやるわけでしょう。120人のお世話ということですから、この1万円ちょっとというお金については、本人にしっかり渡すと。正式に協議会の活動として必要なものは公費で出す。互助会は皆さんが2,000円ずつ出しましょうと、月1,000円ずつ出しましょうと、例えばということで互助会でお互いにやるというものならいいと思いますが、互助会で見ますと、全国民生委員の互助会の見舞金とかね、非常に全国範囲で出されるという仕組みになっていて、これはやめろという意味ではありませんので、こういうものがあったり、けやきの会やかとれあ、福祉ネットにも寄附金を互助会から出しましょうとかやってますよね。それは総意であるならばいいんですよ、互助会でやれば。

ですから、この中で協議会への繰出金が96万円というような予算を立てて、最初から互助会のお金をくださいよと言って協議会の96万円、使わなかったというけども、決算的にはね。だけど予算的にいうと公費が100万円ちょっと、互助会が94万円という会計で平成24年度の協議会の活動をするという方針を立てていらっしゃる。そういうことですよ。そういう姿でいいのかという、一番根本はそこをまず基本的な姿勢としてはっきりさせないといけないんじゃないかという、こういうことですよ。

副市長ね、余り細かいところは皆さんのところにも資料はないと思うし、わからないかもわからないですけど、ただ、そういう協議会の活動に皆さんに渡されるべきお金が96万円、全員の分ですけどね、なければ活動ができないというあり方そのものがどうかと。公費の見直しをちょっとしたほうがいいんじゃないかと、この点について御所見を伺いたいと思います。

○清水副市長

この民生委員の会計処理の問題と、それから、例年県外にそういった研修というようなことでお出かけになる。そこで多額の予算も必要だというような中で、過去からそういう会計処理をされてたというふうに理解をするわけです。

御質問者の意見、本当にそのとおりだというふうに私も思うわけです。これは個人に当然お支払いすべき、手元にお渡しすべきものを便宜的にそれをプールして皆さんのお話し合いの中で決めていただいたということの結果でそういうことを処理しているというものの、やはり少しどうかというところもありますけども、過去からの民生委員の活動の中身ですとかそういったことを考えると、福祉課長も大変苦しい答弁をさせていただくわけですが、その部分も事務局の立場からすると、従来の民生委員としてのお仕事のお手伝い、民生委員同士相互のそういった連携、そんなことにも非常にそれは寄与している事業だということの中で、非常に苦しい判断をしているんだというふうに私自身理解をしているわけでございます。

そういうことでございますけども、先ほど福祉課長も申しましたけども、ことし、民生委員の改選時期ということでもありますので、どこまで今、御質問者がおっしゃるようなところに立ち返っての議論ができるのかどうかはちょっと今はわかりませんが、少なくともそういう問題提起をいただくという中で、新たな民生委員に対して、そういったことの問題も今までの経過も踏まえながら問題を投げかけるということは必要だというふうに思っております。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時08分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

委員の質問のあった件でございますが、一応改

正点として、県と市、報償金は全額本人のほうに負担するような形で提案させていただきます。

赤い羽根の募金については、互助会計よりの支出という形にさせていただきます。

県外研修については、互助会及び協議会の要綱の中に県外研修については重要な研修だということで位置づけられておりますので、それぞれ支出するというようになっております。ですので、先ほど説明させていただいたとおり、互助会計から3分の1、協議会計から3分の1、本人から3分の1というような形で今までどおりの提案にさせていただきますしたいと思います。

研修会については、協議会会計に一本化します。互助会計の収入は民生委員の方から6カ月に一度1万円、年間2万円の支出という形で、それを収入に充てるという形で実施したいと思います。

あと、県外研修については、3年に一度最後の年は、かなり県外研修は大きな研修になってるんですけれども、通常は1泊2日ですので、150万円程度の歳入で協議会会計での3分の1の支出というものであれば何とか歳入歳出がイコールになるような形の予算組みをさせていただくところでございます。

以上です。

○中島委員

最初の改正案と今の改正案が違うところはどこなんですか。さっき言っていた専門部会の会費の一本化ということですか、そこが変わったという内容でしょうかね。

もう一度最初に提案された今後こうしたいと言われた改正案と、今いろいろと話し合ってた、ここを変えましょうということとどこが違ったのか、もう一度改めて言ってください。

○福祉課長

まず変わった点は、県と市の報償金は全額本人への支給にします。研修については、委員の指摘のあった互助会計にもあったものは協議会計に一本化をさせていただく。赤い羽根については、互助会計よりの支出にするというところでございます。

あと、互助会の収入については、半期ごとの1万円の2万円に抑えるという点でございます。

以上です。

○中島委員

県外研修に関しては、最初の改正提案と同様にやっていきたいということですね。これは先ほど言われたのは、協議会の要綱とも互助会の要綱とも両会計とも研修はうたわれているということで、そのようにしようということですね。もし変えるなら、その要綱の見直しをしなければならないということですかね。

それは3分の1、3分の1、出席したら3分の1という、ここがいいかどうかはもう少し検討したほうがいいかなと思いますよ。出た人と出ない人、結局みんなのお金を参加された方が使うという点ではあると思うんですよね。そういったことを、もう一度検討していただきたいと。先ほどの3つの点については見直しをします。

互助会の6カ月1万円ということでありまして。これについては、支給日ですか、県と市の活動費の支給月というのがこれと合うかどうかですね。

○福祉課長

支給月については、上半期が10月の上旬、下半期が3月の上旬になっておりますので、4月の当初においては報償金をもらってない段階でも互助会計を運営するために1万円をいただくような形になってしまうかなと思うんですが、その辺は民生委員の方にも説明をして納得いただきたい点でございます。

以上です。

○中島委員

正式にいうと、民生委員が県と市からいただく月額はいくらで、それはどういう支払われ方もまとまってくるということであれなんですけど、月額でいくと幾らか、もう一回改めて、私も計算をしてみました。さっきの金額よりも低いので、改めて。

○福祉課長

月額でいきますと民生委員、児童委員活動費用弁償費は月4,850円です。支給は10月上旬で上半

期として2万9,100円、下半期、3月上旬に支払われます、これが2万9,100円で計5万8,200円、これが県のほうです。

月額は、先ほど言いましたように4,850円。

次に、市でございますが、市は4,083円が月額になります。

○中島委員

8,933円が月額で民生委員に渡るボランティア協力費みたいな形ですよ、活動費。ですから、これだけのお金ですから、ほんとにそこからあれもこれもというのはちょっと無理で、本来ならね。研修もあなたの義務だからここから出しなさいというのがいいかどうか、それも私は協議会で全部もつべきだと。

参加した人がプラスアルファするのはいいと思うんですが、互助会から出すという、それも。互助会の要綱にあるからというのは、互助会としてやる研修ならともかく、協議会とやる研修なんですから、その負担の仕方についても一度抜本的に見直しをしてくださいよ。互助会として自分たちの勉強会をやるとういうのと違いますからね、これは。協議会のほうで全体で決める研修会にね。互助会は、それに乗るわという感じでしょう、全部。そういうものではないはずですから、それぞれの要綱で、それぞれの研修があるならそれぞれやればいいわけであって、その点で協議会の研修を一本化しちゃうというのはいいかどうか、それは疑問ですよ。両方とも勉強しようという意思があるのは尊重しますし。ですから、その辺のことも含めて県外研修についても、ぜひ再検討していただきたいと。もう少し時間がありますのでね。

前払い1万円だよという話ですけども、そのところを市の活動費、報償金ですね、これは県に合わせて10月でなければいけないんですか。もっと早く差し上げてもいいんじゃないですか。県のほうは、県の方針でやってるけども、市のほうは、4月に出しましょうと。民生委員は3年間のサイクルでやっていただくわけだから、前払いになるかもしれないけど、半年分というね。もしそれができるなら市のほうが先払いすればいいじゃない

いですか。どうですか。

○福祉課長

中島委員の意見を参考にさせていただいて、またちょっと事務局のほうで検討をさせていただきたいというふうでお願いいたします。

○中島委員

参考にさせていただいてということは、前払いで1万円もらってもいけないのに、まず1万円互助会に出さなきゃならないという、ここのところが解消できるように、例えば2カ月分先払いなら、そんなに大きな先払いでもないわけでやれると思いますし、事務の問題もありますので、半年分なら半年分先払いと。民生委員への委嘱は3年間ということであるわけですから、よほど理由がない限り、3年間の契約のようなものでやるわけですよ。12月に新しい方と交代と、4月からということですので、その辺も含めて、ぜひ検討していただき、少しでもほんとなら市の活動費の補助金もね、補助金を上げるというか、この協議会への出資ですね、知立市の。社会福祉協議会と県と分けて出しておりますよね。3本立てですよ。

知立市の補助金等交付金34万3,000円と、こうなっております。これはどういう根拠があってこの金額かわかりませんが、ここのところをもう少し引き上げて、研修会は市でやってもらうんだから、自分のお勉強しなさいよというんじゃないで、市のほうをお願いして勉強してもらうわけだから、この活動費の補助金の引き上げを私は求めたいと思います。そうすれば、いろいろ解決するじゃないですか。ほんとは県だって、もっと出していただきたいですよ。社協は30万円、県は39万円、市は34万円という形でこの協議会にお金を出して、足りないものは互助会から入れてもらってと、このごぼっと入れるのは、ほんとはやめるべきと、基本はね。協議会としての仕事をやるんだから公費でちゃんとやってもらう、ここのところをけじめをつけてもらいたいと。こういう大改革をしてもらいたいということ、せつかくの改革なのでお願いしたいというふうに思います。最後に、もう一回。

市長、こういう問題、細かい話で報告が今まであったものなのかわかりませんが、いかがですか。市長の最後、お考えも聞いておきたいと思います。

○福祉課長

補助金については、以前の部署が企画政策課でございまして、補助金については削減という形で3年に一回の見直しという立場でやってまいりました。福祉課長になったというところでそのアップを要求するのはちょっとしにくいので、申しわけございません、それはちょっと御勘弁ください。

○林市長

これから高齢社会に入っておるわけでありまして。また、障がい者の方々も高齢者が障がい者になるということも含めてふえてまいります。

また、例えば災害時における災害弱者の方々など民生委員の皆様方に対する期待というのは、これからますます高くなっていくという私、認識持っております。

そうした中で、せんだって私ども、108人に民生委員をふやさせていただきました。改選時期ということで、区長会で民生委員の改選をお願いしますと申し上げましたところ、ほんとに民生委員のなり手がいないと、非常に御苦労されていらっしゃる気持ちがよくわかりました。肌で感じたわけでありまして。

これは、やはり民生委員のお仕事が大変だということもあります。また、大変なことと、あと、民生委員の仕事がみんな大変なのにかわっていただけない。そして、この会計が不透明であり、そして、少ないということもあろうかと思えます。この民生委員のあり方が、先ほど中島委員おっしゃられたように、長い歴史の中で積み重なって今の民生委員の待遇とかそうした会計制度があるかというふうに思いますけれども、やはり時代が変わってきているということもあり、また、一方で民生委員の役割がますます大きくなってきている中で、中島委員おっしゃられたように、抜本的な改革をするという心持ちでやるということも必要かなと思います。そのときには、市民の皆様方

が救われる、とりわけ生活弱者の方が民生委員の方々に救われるようなあり方、環境をつくっていく、民生委員たちがモチベーションを高くしていただいて頑張ろうという気になっていただけるようなそうした環境をつくらないといけないなと思っております。

きょうの今、中島委員の御意見をお伺いさせていただいて、やはり直さないかところを考えさせていただきました。事務局、また、民生委員の委員長とも含めて、ほんとに将来に向けてどういうふうにしたらいいかというのを真剣に考えていきたいなと思っております。

○中島委員

大筋では前向きに御答弁いただきましたが、補助金を市の負担を少しふやしていくという中で、互助会のお金を出してもらわなくてもやっていけるような方向へ一歩進んでいただくと。この点について、もう少し踏み込んだ回答もいただきたいなど。

企画係長をやってみえたので、切るほうばかりだ。前、教育部長が同じような答弁をしていらっしゃって、僕は企画やりましたので教育の要求がなかなかしにくかったというようなことを言っていましたけど、同じなんです。どこのところもお金ほしいばかりで企画は苦労していらっしゃるといって総トータルわかりますけども、一つ一つの矛盾はやっぱり矛盾で見えないうまいけないし、今のこの34万3,000円の市の補助金がどこまで引き上げられるのか、そのところはあれですけども、全体の活動はこれだけ必要なんだということもまずこの協議会としての必要な活動はこれなんだと。この変なものをくつつけないで、これだけが協議会の役割なんだというものがきちっとはっきりしたら、それは公費でやると。県と市と協議会ということで入ってくるお金で賄えるような、そういうシステムにしていかなきゃいけないと思えますね。互助会は大いに活動してもらえばいいです。互助会で集めて、みんなどこかへ行くかという話はしてもらえばいいし、親睦を深めるだけで食事に行ってもらっても構いませんけど、

互助会なんだから、親睦ならそれはそれでいいんですよ。でも、協議会はやはり研修ということが軸足で言われているわけなので、それは公費でもつというそういったところ、市長からもいろいろお話、前向きにいっぱい聞かせていただきましたし、区長の苦労話はよく耳にされているというふうにも言われておりましたので、お金じゃもちろんないんですけど、そういったものもきちっとしていくということが必要なので、やっていただきたいと。見直しをもう少し要望してくださいよ、補助金もう少し上げてくださいと。いいですか。

○福祉子ども部長

補助金につきましては、福祉団体補助金という要綱の中で決めさせていただいて、実は、何年か前にも見直しというんですかね、全体的に妥当かどうかという見直しもやらせていただいた中で、今の金額が決まっているという状況です。

今、委員の言われるように、その辺の補助金アップという形も少しまた検討という形で、頭の中に入れさせていただいて一度やらさせていただきたいと思います。

○中島委員

現実には私の町内でもほんとに苦労して決まりました。立派な方が決まったので、ほっとしているんですけども、区長は区からも何か活動費の補助金をこれだけじゃ気の毒だと、いくら何でも、活動費の補助金として上乘せしたいと。区費から皆さん出してもいいですかねという、こういう提案もあるんですね。

ただ、民生委員の何とかというふうになると、全部の民生委員の公平性ってどうなるんだと、こういう感じもありますので大変難しいかと思いますが、具体的には防災の活動の協力費みたいな形でポイント、ポイント決めた形で少し補助金出さないと、いくら何でもねという、こういうのを市民レベルでみんな話し合っていることなんです。そのぐらいやはり簡単ではない問題なので、重要な活動をやっていただく上で、きちんとしたいなという、そんな思いでございますので、ぜひよろしく、今度の4月からの取り扱いについては、こ

の議論を十分に生かしていただいてやっていただきたいというふうに思います。

次にまいります。

緊急通報装置の問題なんですけど、何件云々ということについては書いてあるとおりにいいですが、この間、知立団地で孤独死がありました。

それで、その方には、実は、私のほうから緊急通報装置の申請用紙を渡してあげました。1人で困ってるということで、それが出される前に亡くなってしまった、こういうほんとに私は悔しい思いをしてしまったので、申しわけないなどという、そんなこともありました。緊急通報装置がそれがあつて救われたかどうか、それもちょっとわからないような亡くなり方だったので、大変複雑な思いであります。

それから、もう一方、自分で緊急通報装置がある方です。その方は、倒れたときに携帯で119を押したそうです。119って何回も何回もざっと並んじやって、ボタンを真ん中押さないもんだから、119、もうもうろうとしている中で救急車を呼べなかったと。途中でボタンがあると気がついて、その方はボタンを押して救急車を呼ぶことができました。もうかつかつのところ焦ったそうです。やり方がわからなくなっちゃう、いざとなると。こういう実態です。

今、設置されている方で救急車を呼んで、そういった形で病院に搬送されたりした件数というのはわかりますか。

○長寿介護課長

今、設置件数、撤去既設台数ということで、通報内容のデータ、今持っておりませんので、あとで報告させていただきます。申しわけございません。

○中島委員

ほんとに命が救えたかなということも今とても気になっております。また御報告をいただきたいというふうに思います。

今、言った例のように、設置された方がボタンを押して練習するというこういう機会はあるんでしょうか。設置したそのときにやるんでしょうか。

ちょっとその辺を教えていただきたい。もうこれがわからなくなっちゃうということなので、その辺の試運転といいますか、途中でも年に1回はやってもらえる機会をつくるとか、そういうことってどうなんでしょうか。

○長寿介護課長

確かにペンダントをして練習してるかというところ、ちょっと承知しておりませんが、毎月安全センターのほうから確認コールというのはくるんですけども、その際に一回もしたことがない人が押してどうなるかというような試しというようなのをやってるかどうか、これも含めて一緒に報告させていただきます。

○中島委員

多分やってないですね。それで、向こうからはくると。若いお姉さんの声で、元気ですかと、何々さんと言ってくれるので、とてもうれしいというお話は聞きます。全員が全員そうかどうかわかりませんが、男性の方がとても喜んで、若いお姉ちゃんが電話してきたと喜んでました。そういう話もあって、お話しする相手がなかなかいない中で、そうやって声をかけてもらうのは、とてもうれしいという話です。

でしたら、そのときなら今から押してください。で、押してみると。何でもないときに押すと緊急だとなっちゃうので、例えばそんなふうで一回押してくださいと、押せますかって練習する、そんな機会をもっていただきたいなと思うんですね。ぜひ。調査しなきゃわからないという話でしたが、多分やってないんですよ。そういうことが必要ではないかと。その点、よろしいでしょうか。

○長寿介護課長

先ほどの件数から報告させていただきます。今年度になりますけど、4月4件、5月3件、6月3件、7月が3件、8月が0件ということで、ちょっと9月はまだ数字まとめてませんが、この8月までで13人ということでございます。

それから、ペンダントを押す練習は最初のとき、設置のときに1回だけやるということでございますので、そのあと何年もたっていて忘れてみえる

方もあると思います。今、中島委員の言われたように、一遍途中でもう一回忘れないように、いつもぶらさげて安全を守るというようなことでは確かに有効な方法だと思いますので、そのように考えさせていただきたいと思います。

○中島委員

これがほんとに命を守る命綱になるようにお願いしたいと。設置されなくて亡くなっちゃった方、設置して亡くなった方も私も知ってます。そういう例もありましたし、設置したばかりで脳梗塞で助かったという方も私はすぐ知人でおりますし、今言った例も2つあったわけですね。

ほんとに練習しとくといいのかなっていうね。助からない場合もあります、確かに。お風呂に入っていて突然心筋梗塞とかなくなっちゃった場合とか、いろんなケースがあるので、絶対これがあれば命が助かるかといえば、そうではないかもしれませんが、助かる命もそこにはたくさんあるということで、ぜひそういった練習もできるような、年に1回でもいいですから、向こうからきた際に、今から押しますよという、そういうことであれば混乱なく練習ができるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、障がい者の各サービスがずっと並んでいる中で、重度訪問介護というのがありますね。これは成果報告書61ページから64ページの間ですので、61ページですね、重度訪問介護、これは実績としては、お一人です。延べ時間が7,181時間で、かかった経費が公費の負担額が1,887万4,202円ということで、重度の方ですので家庭で支援をするということになると、これだけかかるのかなというふうに思ってますが、具体的にはどんな支援をされたのか、訪問介護ですね、お一人の方ですけれども教えてください。

○福祉課長

この方については、ホームヘルパーの方が24時間体制でついてるような状態になってまして、ちょっと支給料が月800時間という形になってしまっているんですが、だから果たしてこの支給料が妥当かどうかというのも議論になった部分なんですけれ

ども、ただ、実際動けないので、常に1人ついた状態で、お風呂に入るときは2人でお風呂に入れたりだとかということをしておりますので、1人でこれだけの金額になってしまったというところでございます。

○中島委員

この方の場合、家族の方もおみえになるんでしょうか。

○福祉課長

お母さんが1人いらっしゃって、お母さんが面倒見きれないという状態になったために今回訪問ヘルパーを派遣したというところでございます。

○中島委員

お母さんも高齢になってみえるということですかね。それとも御本人は何歳の方なんでしょうか。およそで結構ですが。

○福祉課長

この方は、大体40歳ぐらいで、お母さんは70歳ぐらいでしょうか。

○中島委員

重度の肢体不自由、重複障がいの方ですかね、多分ね。そういう方であれば、70歳の方がお風呂へ入れたりとかいうことも1人ではとてもできる問題じゃなくて、こういうふうになっているんだというふうに思います。

これは今、月800時間というような形で、障がいのヘルパーですけれども、これは上限というものもどういうふうになってますか。

○福祉課長

上限については、必要だということで今回800時間を出したという経緯がありますので、必要に応じて知立市は出してしまったという点でございます。

○中島委員

これは自立支援のほうで公費はこうですし、御本人の負担は重度の障がいということで、ないということですかね。全て公費でみています。これに対する国、県のあれは自立支援法に基づくものですか。どんなものですか。

○福祉課長

自立支援法に基づくものです。

○中島委員

それは県も国もこれを認めて必要なものは出していただいたと、割合としては、足切りがあったとか頭打ちがあったとかそういうことでなく、出してもらえたということですね。それならいいですよ。

こういう方が今はお一人ですね。重度の障がいの方が、家族の構成によっても違いますのであれですけども、あと、そういう該当されるような重度の重複障がいの方というのは、どのぐらいおみえになるかというのは手帳のほうでわかりますか。

○福祉課長

正確には把握できてません。

○中島委員

以前に市議会に安城市の方から陳情が出ましたよね、重度の障がいの方のね。施設がほしいと。でも、ないと。早くつくってほしいということで、私どもも全会一致で県に意見書をあげました。重度障がいの方が入所できる施設をこの岡崎西三河の範囲で1カ所つくってくれということを出しました。

一人一人が皆こういうようなヘルパーで2,000万円近いお金を公費で出してもらって生きていく。生きるのに必要なだからね、この方たちにとってみると。そういう場合は、やはり施設がほしいなっていうことをつくづく思いませんか。施設があったら、もう少し好意的という言い方は変ですけども、みられるんじゃないかなというふうに思うんですよ。施設の必要性について、どう思われますか。

○福祉課長

このNPO法人の立ち上げ時に伺いまして、いろいろ話を聞きました。碧海5市にはそういう施設がないということで、設立できれば一番いいかなというところでございます。

○中島委員

本田桂吾さんとおっしゃったね。新聞によりますと、県の施設がなかなかできる見通しがなく、自分はほんとに待てないということで、やは

りこの方と同じように24時間つきっきりかどうかはわかりませんが、ヘルパーを全面的に頼んで借家でひとり暮らしをしてみえるという本田さんの記事が載りましたよね。こういう方たちがやはり何人かみえるし、これからも生まれてくるのではないかなというふうに思いますので、これ、県のほうは、どんな今こういう実態については施設をつくる方向の話はどんなふうになってるのか。

#### ○福祉課長

県のほうでは、新しく障がいにおいては事業所の立ち上げというところがどうもメインみたいでございまして、そのNPO法人をその団体が取得されたので、今後の展開として自分たちでどういことができるのかということで、事業所の立ち上げに向かって活動を今後していくということを言われてました。具体的に県が西三河事務所で行くということは、まだ考えられてないというふうに聞いております。

以上です。

#### ○中島委員

衛生費のほうで肢体不自由児支援相談事業、さくらんぼクラブというのが、これ、保健センターでありますか。この内容はどうでしょう。肢体不自由児の支援ということでやってみえる。

重度の子供たちの特別児童扶養手当もらってる方は重度の肢体不自由児なんですよ。そういう方たちがどのぐらいいるのか。さくらんぼクラブでは、その方たちにどのような支援をしているのか。これは将来必要になってくる福祉の施策の背景です。その辺も赤ちゃんの段階から見通していく。学校を出てからの方たちの話も私も何回もしてきましたけども、重度の方の行く場所がないということですね。赤ちゃんから、学校を出てから、そして、もう少し大人になってから重度の方は大変困ってみえると。これの支援を継続的にやっていけるかどうかということが大きな今、課題じゃないかと思うんですよ。これ、課をまたいじやう話ですけどね。さくらんぼクラブのほうは、どんな支援を何人の方にやっていますか。

#### ○健康増進課長

手元に資料がございませんので、申しわけありませんが、休憩を。

#### ○福祉課長

今回、岡崎養護学校のほうに伺ってきました。現在、岡崎養護学校には高校3年生の方1名と高校2年生の方2名いらっしゃいます。あとは小学生の方3名という形で中等部の方はいらっしゃらないと。

岡崎養護学校の進路指導の先生と社会福祉協議会の相談員と私とで岡崎養護学校のほうに伺って実際お話をしてきました。その中で、実習が6月にあるので、3年生1名と高校2年生2名の方の実習先について、一度見てくれというお話を伺いましたので、相談支援員と私で事業所のほうへ行ってまいりました。

そこで今回、実施計画で予算計上させていただいているんですけども、けやき作業所の心身障がい者扶助料、委託料ですかね、これが定員5名のところ、現在2名でございましたので、けやき作業所のほうとちょっと協議をさせていただいて、平成26年で1人で平成27年で1人という形で委託料を上げることによって受け入れることは可能だというお話を伺ったので、実施計画で今、予算要求をさせていただいているところでございます。

高校2年生の方1名は、交通事故でちょっと脳にダメージを受けて高機能障害になってしまっていましたので、この方は岡崎市に笑い太鼓という高機能障害の専門の事業所がございまして。相談員と相談したところ、やはりその専門の高機能障害の事業所に行ったほうがいいじゃないかというお話しでしたので、岡崎養護の生徒3名についてはそのような形で今後対応をしていきたいなというところでございます。

以上です。

#### ○健康増進課長

大変失礼いたしました。さくらんぼクラブについての説明をさせていただきます。

さくらんぼクラブであります。慢性疾患や身体に関する障がいを持つ児童と保護者に対して、保育士による親子遊びや歌の紹介等を行っており

ます。実際に通って来ている子は、ダウン症とか低体重児が今メインとなっております。

回数は年に12回ほど開催しております、平成24年で実人数10人に対して、延べ44人の参加がありました。

以上です。

○中島委員

さくらんぼクラブは、この知立の健康の19ページに書いてあることをお読みいただいたなというふうに今、思ったんですけども、ダウン症の方があると。重度の肢体不自由児の方は、ここの中にはいないということでもいいですか。

○健康増進課長

現在の利用者は、ダウン症の方ということで聞いております。

○中島委員

特別児童扶養手当の人数はわかります。先ほどの養護学校のその後のという話は詳しくしていただいたんですが、今はそれは聞いてなかったんですけどね。

○福祉課長

特別障害者手当等の支給状況は、延べ人数1,248人でございますので。

ちょっと特別障害者手当と間違えてしまいました。申しわけございません。

○福祉子ども部長

特別児童扶養手当については、基本的に県が直接払ってるものですから、うちのほう通ってないということもあって、若干ちょっと数字がつかめてありません。

○中島委員

かつては私が一般質問をするということで調べていただいて数字を出していただいたこともあるわけで、そういう特別児童扶養手当をもらっていらっしゃる方は、ほんとに重度なんですよ。非常に重度で肢体不自由児、重複障がいということで、大きくなったら今、1人で1,800万円必要となってくるという介護が家族関係にもありますけども、必要になってくる方なんですよ。そういうことも障害者計画等の中でも把握していただいたほうが

いいのかなって思います。

やはり県に対しては、多分知立市だけでなく刈谷市でも安城市でも、安城市は本田さんがおみえになるわけですけども、こうやって大変なお金をかけて1人の方に1人ずつの支援をしている。これ、まとまって施設で見ていただければ、もう少し違った効率性が高まるんじゃないかというふうに思うんですね。お風呂でも2人で入れなくても1人でやれるとかね、施設ならば、もう少しいいケアもできるかもしれないし、そういった点で、こういったものをずっとこのまま、もちろんなければやっていかなきゃいけないのであれですけども、こういう問題意識から入所施設をつくってほしいと県のほうに強く言うことが必要ではないかと、こういうことを思います。

人数は少ないけども、やっぱりこういう大事な命を守るための施設をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

これは、こういったものを言える機会というものがありますか。どんな機会をつかまえて言えるんでしょうかね。市長会のほうでも、林市長、各市にこういう方がみえるんじゃないかということに投げかけていただいて、協働で県に対してつくる計画を早く出してほしいということを言っていたらいいと思うんですけどね。いかがですか。

○林市長

この問題は、県市懇談会などでも議題に1回、2回程度、私みたことあるんですけどもあがっております、県のほうもやらないかなという認識は持っているというふうに思っております。

また、これからもさらにこういった事情も申し上げながらつくって、もうちょっと県が本腰入れていただくように言っていきたいなと思っております。

○中島委員

ぜひ具体的な数字でね、お一人の方を24時間ヘルパーを派遣して見ていくとこのぐらいお金がかかりますよと、国、県からもお金をいただいていますよというふうで、具体的な事例でお話しただけならいいのではないかとこのように思います。

養護学校を卒業してからのお話は、先ほど少しありまして、委託料を少し上げれば重度の方もけやきのほうも受けていただける、そういう方向が少し示されたので要望していくと。まだそれは3名ということで、もっともっとということになると、さらにまた延々とこれは続くかもしれません。それで終わらないのでね。そういった障がい者の支援計画をしっかりとこういうものを見詰めながらやっていただきたい。

結構、今、就労支援等でも移行支援等でも企業が上手に使える程度の方は、まだ企業が上手に拾ってくださるというかね、そこに行けない重度の方というものは、やはり公的にやっていかないといけないという意味では、私は、市がそういった企業ではなかなか手を出していただけないような、企業というかNPOでもそうですけど、余りにもお金がかかる、やってもなかなか採算が合わないというようなそういう方たちの受け入れということについては、もう少し公的に考えていくべきだし、公的な支援が必要だと思うんですよ。

私は、南保育園の跡地をもう少し活用した障がい者の方、例えばNPOの皆さん、ここ使ってやってください、こういう事業だったら募集しますよというようなそういうものに私は本来、南保育園跡地を使ってほしいなって思ってるんですね。本会議でもありましたけど、なかなか場所がない、提供しようにも場所がないですよって、空き店舗の話もありましたけど、大きな施設はとんでもできないということで、一度そういう障害者計画をつくる上で、土地をこう使ってくださいというような、そういう呼び込み型でやっていただく必要も出てくるんじゃないかというふうに思うので、ぜひ来年度、ぱぱっと売ってしまうということになりかねない南保育園の跡地ですけれども、こういった障がい者の施設の不足ということは、ほんとに深刻ですから、その問題を解決する上で目を開いていただきたいなと。副市長、いかがですかね。

○清水副市長

くだんの跡地につきましては、まだまだ決定と

いう段階に至っておりませんが、本会議等々でも出ておりました今のいろんな公共施設をいかに今後保全をしていくかというようなこととの中の財源というようなことも出てるわけでございますので、今どうこうというのはなかなか言いにくいわけですが、もう一つは、先ほどの就労支援のほうも、これはそういった今の市が土地を用意してそういう施設、事業者を募集するという1つの考え方もありますけども、先ほど福祉課長も川合委員にお答えをしているところでもありますけども、また別の立ち上げのところでどんな支援ができるかとか、そういったところが補助金というような形をとるのか、税法上での優遇措置がとれるか、いろんなそういう施策も検討しながら組み合わせる中で、できるだけ事業者の皆さんが立ち上げが可能なそういう環境をつくるということには行政の仕事だというふうに考えておりますので、そういったこともあわせて検討させていただきたいと思います。

土地は今すぐに約束しますというようなことはなかなか難しいなというのが正直なところでございます。

○福祉課長

特別児童扶養手当の件数でございます。平成25年9月20日現在、対象者103人、受給者84人、停止者19名です。

以上です。

○中島委員

対象者が103人で、停止者というのはどういう意味ですか。84の方が特別児童扶養手当を受けているということですね。停止者というのはわからないかな。

○福祉課長

ちょっとその辺は、またもう一度再度お答えさせていただきます。

○中島委員

でも大勢の方が、84人ということで受けていらっしゃるということで、詳細はちょっと不明な部分もありますけれども、たくさんの方が重度の障がいということになっていきますので、やはり重度

の方の受け入れの施設等については拡大する方向で県とも相談し、他市とも相談し、やっていただきたいというふうに思います。

○清水副市長

先ほど話が混乱しておりまして、南保育園の話ですけれども、重度の障がい者の方の施設については、先ほど市長も言いましたけれども、県レベルでしっかり考えていただくことが大事だなというふうに今、思っていますので、そういったことでは市もしっかりとその辺を声を上げていくということは大事だと思います。

そのことと先ほどの南保育園の用地は、ちょっと話がごっちゃになって大変失礼いたしましたけれども、用地の取り扱いについては、先ほど申しましたような考え方もございますので、御理解をいただきたいと思います。

○福祉課長

停止者19名ですけれども、所得要件で所得が十分ある方、もしくは届け出がされてない方等だそうですね。

以上です。

○中島委員

いずれにしても103人はそういった重度の方がみえるということですね。ですから、そういう方たちの将来ということを考えると新しい施設、どんなサービスが必要なのか、これも今度の支援計画の中に障がい者の福祉計画の中に盛り込んでいくこの重要な点ではないかと。

人数少ないにしても、多いですけれども、少ないにしても重要な、どうしても手を差し伸べなければ息もできない、水も飲めない、そういうような人たちについては特別な措置をしていかなきゃならないし、国のほうもそれなりのことが、この手当があるように考えていただいているというふうに思いますので、しっかりそういう方たちを把握しながらやっていっていただきたいと思います。

それから、かとれあワークスの関係なんですけれども、通所状況が、余りなかなか出て来れないということをいつも聞いております。十五、六人ですかね。登録者と来られる方のギャップがどうし

てもあると。これが現状だというふうに思います。前にいろんな施設を作業所等も足りないの、かとれあワークスのスペースを知的障がいの方にも少し供用してもらったらどうだろうというような話が、ちょっと当局側からあったんですけども、なかなかこれは問題もあるんじゃないかなと。今もそんなお考えでいらっしゃるのかどうか。

○福祉課長

かとれあワークスについては、かとれあ家族会等とも話し合いをさせていただいております。いろんな事業所を4月から見させていただきました。今は精神の方に特化した地域サービスセンターに移行させるような形でのものが一番ベストかなというふうに考えていますので。

ただ、その移行時期については、かとれあ家族会の方には平成25年1年間、十分話し合いをさせていただいて、あと、事業所になりますと国、県、市という形での負担がいただけるようになります。

今、指定管理で市単独費用で約1,400万円出るところに事業所として展開していけば、そこに国と県のお金が入ってくるというような予定をしておりますので、そのときには今、週4日開いていただくのが条件になりますので、そういうさまざまな条件をクリアしていただきたいという話をさせていただいています。

最低その常時10名以上の利用者が必要だということで、今ちょうどボーダーラインのところございまして、利用者をふやしていただくというような形での事業展開という形になってくるかなと思っております。

以上です。

○中島委員

知的障がいの方も入れるような方向のお話を確定でも何でもない答弁の中でこういうこともあるのかなというようなことで答弁されたことがあって、その地域サービスセンターへ移行したいという今、意向が出ましたけれども、それは知的障がいの方も可能という意味なんですか。

○福祉課長

精神の人に限った施設という形で事業展開をしてまいりたいというふうでございます。

○中島委員

そうすると、知的障がいの方については、今は話はないということですね、ここのかとれあを活用して。まだキャパがあるので知的の人もどうだという話がちらっとあったんですよ。ちょっと心配してて、精神の方たちにとってみるとなかなか難しい問題もあるので、それはないということですね。

これは10名以上で5日間やらなきゃいかんというふうに条件が変わると。プラスワンということで、10名以上が必要と。それは登録という意味じゃなくて、みえる方が10名以上毎日ほしいと、これが条件で、地域サービスセンターへの移行ができるということですが、内容的には全く変わらない作業所のような仕事をやればよいということなんです。

国、県、市、自立支援法の関係ですか、補助が入る。どのぐらい補助が入るんですか。

○福祉課長

1,400万円の事業費については、稼働日数がやはり1日ふえますので、これに対して事業費はちょっと大きくなるかなというところで、まだ具体的には試算はしてませんが、大体700万円程度の国、県のお金が入ってくるのかなというところまででございます。まだ具体的にその全体事業費は幾らになるかというのは、今後どういう体制をやっていくのかによって変わってくるので、その辺は今後研究をしていくと。かとれあワークスとは話し合いをしていって決めていくというところでございます。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後5時07分

再開 午後5時17分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

かとれあのこととはわかりました。700万円が補助がふえるぐらいで、週4日の人件費掛ける12カ月がそれで出るのかなという、ちょっと心配がありますよね。逆に足が出ちゃいけないので、その辺も含めて市の方向を考えないと、補助金もらっても出るほうが多かったら気の毒になっちゃうもんね。その辺は、十分話し合っていることですので、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、障がい者タクシー助成のこと、65ページについておまして、759万4,660円という支出がありますが、これについてはタクシー会社のチケットの扱いが不適切で、不正ではないかという指摘があって、刈谷市でまずあって、知立市にもあったと。この点については、改善、徹底はできてるのか、その辺のことを伺いたいですね。

○福祉課長

その点については、タクシー会社と十分話し合いをしまして、改善の徹底を今後も図ってもらうということで話についております。

○中島委員

端数が出た場合というか、そういうときに現金じゃなくてチケットをあげてしまうと。それは利用者からすると、ちょっと便利なところがあったみたいだけど、もともとはそういうものではないので、徹底していただくということで、ぜひお願いをしたいと思います。

これは、余るからそうやって使いたいなという人と、おつり要らないから2枚目取ってよって渡しちゃう人と、全く足りないという人と両極端なんです、今の36枚というのがね。その辺は平均でいうと何枚ぐらい使ってみえるのかとか、そういうことはわかりますか。足りない人の分はこれにカウントされないの、戻した人がいると、それが下がるというだけなんですけども、そういうのってわかりますか。

○福祉子ども部長

平成24年度の実績については、基本的にチケットの36枚つづりのものが517名の方が申し込みありました。

それと2冊目ですね、通常週2回以上医療機関のほうに通われる方についてはプラス1冊なんです、その部分が70人ということになっております。

それで、現実には使用したのは枚数等でしか確認とれてないんですが、実質今のやつチケットで計算しますと、全体で1万8,534枚出てることになります。そのうち使われたのが1万1,849枚、63.93%、ですから64%ぐらいの方が使われて、あと残りの方は余っているという状態になっていると思います。

以上です。

○中島委員

36枚一律ですからね、ある意味ね、透析のような方は2倍ですけども、ある意味では一律で、もう少し支援がほしい人と余るよという人というわけですよ。このところでももう少し色分けしてね、必要な人にももう少しあげられないかなというのが私の思いなんですけれども、そういった障がいに応じてとか通院の回数がやはりその中でも多い少ないもあるだろうし、違うんですね、一人一人需要が。もう少し需要に合わせた枚数の設定の仕方はできないのかなというふうに思うんですが、せっかくこれだけの予算を一応取るわけですよ。1万8,534枚使ってくださいとって予算を取るんですけど、執行は約64%と。36%は不用額になるだろうということでもね。

ですから、そういった点で、少し見直しが柔軟的にできないのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうかね。

○福祉子ども部長

まず、予算については、今報告させていただきました1万8,000円の部分で予算を取っているという形ではなくて、例年ほとんど7割ぐらいの利用率になっております。その関係で予算もそれぐらいの形で取らせていただいて、基本的には補正等で足りない部分については扶助させていただくという形をさせていただいております。

それで、支給については、基本的に御存じだと思うんですが、チケットの問題が出たときにあつ

たように、刈谷市と知立市のみが6枚まで使えるということで使い勝手いいような形をとらせていただいている。

ただ、36枚というのは月3枚ということで、それについては各市によってばらばらということもあって、もう少し出てるところもありますし、かなりもっと押しえられているところもあるということで、その辺については今資料ありませんのでちょっと御報告できませんが、今のところそういった形で頻繁に通われる方は、先ほど言ったように、もう一冊余分にお渡しできるということで、今のところその中でやらせていただいているというのが現状になっております。

○中島委員

予算は7割程度なので全部じゃないということではありますけれども、頻繁に通われる方は、もう一冊あげているといっても、この頻繁は相当頻繁ですよ。人工透析のように週に2回行かなきゃいかんというような形であります。そうでなくても1回に何枚も使わなければいけないちょっと距離のあるところに通ってみえる方は、1カ月3枚という割では足りないということもあるんですね。そういうことなんです。だから、足りないという人は、とても足りないといってタクシー代が高いわと言ってらっしゃる方もいるというそのことについて、またこれはもう少し調査しなければ結論は出ない。

私の提案もちょっと中途半端になるかなという感じもしますのであれですけど、現に要る人と足りない人と余る人と、現にいるというこのところをもう少し分析していただいて善処できないかというふうなことを御提案申し上げておきますので、よろしく願いいたします。

それから、国民年金費です。この成果報告書のほうでいくと71、72ページということになります。

もともと国民年金の数字は出ておりますけれども、担当としては、どの程度国民年金の問題にかかわるのかなというのはちょっとあれです。ここに収納率とかありますよね。収納率が今大変低くなっているわけで、収納率状況51.7%、平成24年

度で平成23年度は57.3%で、そのもう少し前は65%とかあったんですよ。これがどっと低くなってるんですね。この状況については、どのようにお感じになっていらっしゃるかということの一つ、市の権限から離れた部分がいっぱいなのであれですけども、ちょっとその辺の御所見を伺いたいと思います。

○国保医療課長

国民年金の収納関係は年金事務所のほうに移りまして、市のほうでは資格の得喪の関係、それと年金の受給の申請窓口というふうに区分けされました。

中には市のほうへみえて、すぐに払いたいからというふうに言われる方もあるわけですが、納付書発行とかもできないような状態で、この間もトラブルになった人があったわけですが、すぐに払うといってるのに払ってもらえない状況になってしまっているという問題もありますので、例えば年金ネットとかがありますので、納付書ぐらい発行できるようになってたら、市のほうで領収書を預かって発行できたりしたらちょっとはいいのかなという感じはしてますけども、いずれにしても市のほうではかかわることができないというのが今の制度ですので、年金の納付率が下がっていくのも仕方がないのかなという思いはあります。

○中島委員

ここに出ている納付書、口座振替何人という納付書が4,071人と振替のほうが1,993件、計6,064件、こういうような納付形態の内容が書かれています。

こういうのも市が直接やるわけではなくて、年金のほうの事務所からこういう資料が回ってくると。それでここに載せている。市が直接かかわる部分というのは、この中にはあるんですか、ないんですか。

○国保医療課長

まず、受給状況についても、これは年金事務所を確認をして主要成果に載せさせていただいてます。それから、加入状況についてもそうだと思います。

一番下の免除については、これは市が窓口になって手続をとってますので、これについてはこれだけの申請を受けましたということは確認ができていうふうだと思います。

あとは、年金事務所の事務だけでも、主要成果は昔からこういうふうに記載してますので、数字を聞いて掲載をしているというような状態です。

○中島委員

ということで免除の関係、法定免除は法定だから自動的にやられるわけだけど、申請の免除というところでも市の窓口で行くと、こういうことですね。ここにしかかわりがないよということですよ。

ちょっと聞きますが、年金受給状況のところでも国民年金だけを受給されている方というのは、どの部分がそうなんでしょう。老齢基礎年金も国民年金の部分いいいますし、前のページに老齢年金という項目がありますよね。老齢年金と老齢基礎年金はほとんど同じだと私は認識してるんですけど、これはどういう、何か違うんですか。

○国保医療課長

老齢年金というものは昭和61年以前から年金を受けている人、この人たちが旧の制度で老齢年金というふうに区分けは一応してあるということです。

今から年金をもらうようになる方については、次のページの老齢基礎年金の部分に入ってくるということです。

○中島委員

老齢基礎年金というのは厚生年金の方も基礎部分のことは老齢基礎年金って同じ名前がいいですよ。

ただし、これについては、国民年金だけの方の数ということでよろしいですか。

○国保医療課長

年金制度は2階建てになりましたよね。そのうちの老齢基礎年金だけの方というふうには、ちょっと自分では思ってたんですけど、一度それは確認させていただきます。

例えば厚生年金の基礎年金部分も含んでいるの

かもしれないなというふうに思いますので、ちょっと確認させてください。

○中島委員

国民年金だけで生活していらっしゃる方がどうなんだろうなというふうに思ったものですから、2階部分も別のほうで厚生年金のほうからそれは払われるものですからここには出てこないですが、厚生年金と2階部分もらってる方が含まれてるかどうかはちょっとわからないと。またこれは教えていただきたいなと思います。

要は、国民年金だけで暮らしていらっしゃる方が知立市には何人みえるのかということを知りたいんです。年金としてね。ほかの収入があるかどうかはわからないですけど、厚生年金を含まないで国民年金で生活していらっしゃる方が何人いらっしゃるのかということを知りたいと思いましたが、今ではちょっとわからないと。あとでまた教えてください。

納付率はそういうことでだんだん下がってるけど、PRもなかなかできないので、下がっていくのを眺めているだけということですよ。

それで、平成15年あたりから大変厳しくなっていて、年金基金について滞納者に対して給料の差し押さえをするという動きが今、強まっているということは御存じですか。

○国保医療課長

具体的にどういうふうに強化していくとか、そういうお話は聞いたことはありませんが、個々の国民年金の受給者について問い合わせを受けたことはあります。

それは差し押さえをこれから予定しているの、どういう状況かということをお聞きしたということはあるんですけど、それが差し押さえの強化の一環の中でそういう話が出てきたのか、ちょっとその辺は定かではありません。

報道では1年、2年前ぐらいですかね、そんなようなものを見たことはありますが、実際にどういうふうに強化したのか、そういうものについては存じ上げておりません。

○中島委員

認識を一致しとかなきゃいけないなと思うんですが、こうやって払わない方がふえているなというのを放置しておくということが重大なことになっちゃうということなんですね。

私も御相談をいただいて、初めてそんなふうになってるんだなという。かつては、今までも掛けてなくて、どうせ25年以上にならないからもう払わないというような1つの選択肢をもつ方がたくさんみえたんですよ。今でもそういう認識の方が多いですよ。とりわけ外国人の場合だと、年金に入っても何の意味もないと。若い方で、これから25年ずっといるという方はまた別だけでも、ある程度年を取ってから来てみえる方は、入っても意味がないから納めたくないわというふうで納めない、加入しない、こういうような事例が多いのではないですか。その辺の実態はどんなふうにかつてからずっと事務を直接行っていたころからそういう問題はあったと思うんですけど、いかがですか。

○国保医療課長

国民年金の制度が改正されて、10年で受給権が出るというような報道が今されてますよね。それについては、まだ確定はしてないと思いますけども、そうなってくると、25年ないので払わないというふうに言ってた人たちの状況は変わるのかなというふうには思います。

それから、外国人については、例えば中国の人たち、まとまって知立市のほうへ10人、20人単位で転入される方あるわけですけど、国民年金については、そういう方たちは全員加入されます。収入が低いということで申請免除ということ。もし障がいとかがあったときには障害年金の担保は少なくともされるというような形ですので、そういう方たちは最初に入る。その後、納付が続いていくかどうかについては、もうあとは社会保険事務所のほうの年金事務所ですけど、そちらのほうになってきますので、こちらで追跡まではできてませんので、ちょっとわかりかねます。

○中島委員

今、中国人の話をされましたけど、日本人の感

覚の中で、かつてはどうせもらえないということ  
で加入しないということが、ある意味、野放しに  
なってたということは実感としてはお感じではな  
いのですかということをお聞きしたんですが。

○国保医療課長

ついこの間も窓口で私が呼ばれてお話しした方  
があります。その方については、25年ないのでも  
う払う気はないということをおっしゃいました。

ただ、そこでもし法改正で10年になるという  
ということも十分ありますので、その辺はアンテナ  
を高くしておいていただいて、受給権が取れるな  
ら納めないと損ですので、今、納めなくてもいい  
ですよということからは私からは言えないですけども、  
そういうこともありますので、しっかり情報だけ  
は取っておいてくださいねという話はさせてはも  
らいました。

だから、日本人の方でも25年ないから払わない  
んだという方は、その方以外にもたくさんいるの  
かなという感じはします。

○中島委員

そのとおりだと思うんですよ。今までの流れは  
そういう人が多かった。ところが今は、それを許  
さないという形になってきて、この間も給料を差  
し押さえますよというような形のね、まだその手  
前の催告状だったんですけども、もしこれが何  
の連絡もなければそういう方向にいきますよと、  
給料の差し押さえをしますよというような手紙が  
年金事務所からきた方がいるんですよ。

今その辺の差し押さえの方針がどのようになっ  
ているのかという認識は、どのようにお持ちです  
か。具体的な基準ですね、わかりますか。

○国保医療課長

市のほうではわかりません。

○中島委員

私もこの間そういうふうに相談をいただいたの  
で、年金窓口に行ってお話を聞きましたら、全然  
知りませんというお答えでした、やはりね。知ら  
ないと。困ったら免除を受けてくださいというこ  
とはおっしゃいました。そこへつなげなきゃいけない  
ですよ、ほんとに困ってる人は。

だけど、その前に、どういう仕組みで今、年金  
払わない方に対して差し押さえがされようとして  
いるのかということをお聞きしてないと、その  
お勧めも力が入らないということになってしまう  
ですよ。

私も事務所のほうへ電話して、具体的にどこに  
どう書いてあるんですかって言ったら、書いてな  
いというんですよ。特別には書いてないと。それ  
を見せてほしいと言ったら、書いてないと。ネッ  
トなどではこのように言ってるんですけど、まあ、  
そんなところですよというような大変不親切な対応  
でありました。

ネットでこの辺の基準というふうに私が言った  
のは、所得が200万円以上ある方は、まずは対象  
になると。13カ月以上滞納が続いた方が対象にな  
ると、差し押さえというね。対象として、その方  
が何も動かない場合には、連帯納付義務者の給料  
を差し押さえますと。つまり世帯主とか奥さんと  
か、まだ結婚していない子供の年金であれば親の  
給料、こういったところに差し押さえがいくとい  
う、こういうことなんですよ。200万円を超えた。  
親の収入200万円を超えてるわねって。完全に差  
し押さえられちゃうというような事例なんですよ。  
この辺ちょっと認識持っていたかかないといけな  
いので、一度調査して、私が言うとおりにどうか、  
国保医療課長の目で耳で確認をして、そういう実  
態だということをお聞きした上で、市民の相談  
を受けていただきたいと、こんなふうに思うん  
ですけど、どうですか。

○国保医療課長

いずれにしても、そういった情報は年金事務所  
からもらうということになりますので、一度担当  
のほうから問い合わせをしてみたいというふう  
には思います。

○中島委員

市民から相談があるので、きちんと教えてくれ  
と。私、市議員ですといっただけでもね、ちゃ  
んとしたことを教えていただけないんですよ。

何しろ御本人に年金事務所まで行って、何しろ  
ほかっといちゃだめだから押しえられちゃうから

相談に行きなさい。行きますからよろしくというふうでつなげましたけども、何しろ黙ってたら差し押さえちゃう。こういうのは日本人の例でも、刈谷市の事例で1つ聞きまして、子供の年金の滞納があって、親が押さえられちゃったと。十分事情がわからないので親が電話したんだけど、あなたには言われないと最初言っていて、結果、親の給料を押さえちゃったと。びっくりしちゃったと、こういうことが実際に刈谷市であったんですね、最近。ですから、この辺のことをよく承知しておいてもらわないと困るんですよ。知らないでは済まない。どんどん下がっていくけど差し押さえの対象者がどんどんふえてくということなんですよ。43%にもなっているということで危機感を持っていただきたい。

総務のほうでは差し押さえの件数がどうだったかという資料を出していただいていたんですけども、差し押さえ件数が税のほうですね、これは国税も含めるわけですけども、463件ということで差し押さえがある。これでも一番ひどかったとき1,161件という対応で、私たちもこれはちょっと批判したんですけども、今は463件という差し押さえとあるわけです。

こういう形の人たちは、ともに年金の差し押さえも同じように多分連動するような形でくと生活破壊になります。ですから、その辺の年金の受給者に対する窓口としては減免のところですけど、これはほかの仕事、例えば厚生年金から仕事をやめて国民年金に入りますよという加入の届けというものは市は受けませんか。

○国保医療課長

加入の届け出は市のほうで受けます。資格喪失も同じように市のほうで受けます。

○中島委員

加入してるということで、加入の状況はわかるわけですね、加入したということはね。

それは名簿としてどうのこうのという把握は全くないと、年金事務所に送るだけと。管理は全くしないということですか。

○国保医療課長

先ほど免除の数がわかると言ったのは、この年度に届け出のあった人の数ですので把握はできるだろうというお話でした。

加入状況というのは、平成24年度に新規に加入した人という意味合いではなくて、平成24年度に加入している人の数ですので、10年前から加入しておっても20年前から加入しておっても加入している人で1のカウントですので、この方たちについては名簿というか、台帳みたいなもので管理していかないと人数の把握はできないわけですけども、それは市のほうで台帳管理をしているのではなく、年金事務所のほうで管理しているので、先ほどはわからないというふうに言いました。

平成24年度中の加入件数ということであれば、それは申請のあった方の数ですので、これはカウントできると思いますけれども、そういう形ではつくってませんので、ちょっと意味合いが違っておりますので、よろしくお願いします。

○中島委員

新規加入者というのは、平成24年度は何件あったんですか。

○国保医療課長

今現在、申しわけないですけど、把握しておりませんので、後ほど提出をさせていただきたいと思えます。

○中島委員

新規加入ということになった場合に、滞納のリスクというのはこういうことがあるよということも情報として、入ったばかりの人にそうやっていくのはどうかという気もしないでもありませんけど、しないとイケない。なかなかそういったPRがされていない中で、爆発するみたいな感じで、もうだめという段階で相談を私たち受けて、ほんとにびっくりしちゃうんですね。

ですから、何らかの形で、納めましょうと。滞納した場合にはこういうことに今なってますよということをやっていただきたいなというふうに思います。

これが徴収ということで、平成15年ぐらいから強まってきまして、平成15年ぐらいですよ、これ

がやられ始めたのが。それまでは、そんなにやらなかったんですね。ずっときて、平成18年ごろにはすごい数になって、全国では31万件と、差し押さえ件数がね。リーマンショックでちょっと緩めて4万件というようなことでありますが、またさらにとすることで、前は500万円の所得という線を一応出してたんです。それが今200万円に下がって強化というふうに私、言ったんですけど、200万円で差し押さえられると、ほんとに多分重複した差し押さえの中身が出てくる可能性もあるというね、大変厳しいものですので、そこまでにいかないようなPRを何とかしていただきたいということを私は切にお願いをしたいということです。

年金のほうに聞きましたら、法律は前からそうなっております。今から始まった法律ではありません。今まではやってなかった。怠慢。そして今になってそういうふうに来たものですから、皆さんびっくりという感じであります。そういう説明が向こうからはありました。

この年金保険料の延滞金、これも14.6%についてきます。ですから、大変ことになります。何年ものというのはありますからね。ぜひこの辺の調査をしておいていただいて、市民窓口のところでもこういうリスクがありますので、皆さん払ってくださいよということも言っていただきたい。

それから、外国のブラジルの方は国際協定がありまして、向こうで入っていた年数を加算して25年以上あればいいというようなことにもなってます。だから、みんなだめというふうには思わないでもいいということです。

ただし、日本でもらえるのは権利は25年あってもらえるけども、日本でかけた分に対するお金しか年金としてはもらえない。その他のものについてはブラジルからもらってくださいと、こういうふうなシステムに今なっています。ですから、そういうことも含めて、外国の方も無理と言っても、大丈夫、向こうと合わせればいいですよと説明もきちんとしてもらいたいんですよ。ぜひそのようにお願いをしたいなという。

保険健康部長もその辺、心しておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○保険健康部長

年金の受け付け等につきましては、窓口等では年金事務所のほうに今、委員おっしゃられたようなことを含めてお願いしていきたいなとは思いますが、一義的には年金事務所のほうの受け付け等になりますので、私どものできる範囲の中でやっていきたいと思っております。

広報等では年金の制度については、たしか月に1回か2カ月に1回ですかね、年金についてのお知らせという形では載せさせていただいております。また、先ほども国保医療課長が言いましたように、一義的には年金事務所のほうにも厚生労働省のほうにも私どもの考えというんですかね、そういうような意見も含めて申し上げる機会もありますので、そういうようなこともあげていきたいなというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○中島委員

年金事務所のほうの仕事が第一義的ということですし、基準について曖昧にしていることに対しては許せないなと思って、はっきりと基準ということでは示していただきたいと。どうなっているんですかということは、ぜひとも担当のほうから聞いていただいて、また明らかになったら何らかの形で教えていただきたいというふうに思います。今、ネットで調べるしかない、具体的な話はということでもありますので、ぜひお願いします。

申請免除という問題も、そういう意味では払えないよという人に対してはこういうことについても十分なPRしていただきたいんですけども、滞納があったからといって国保のように、真剣に、あなた滞納ですよということをこちらからはやらないわけですね。ですから、法定免除も受けにくいというか、知らないでいるとそのままになっちゃうと、こういうこともあります。この申請免除のPRの仕方は、どんなふうにしていますか。

○国保医療課長

申請免除につきましては、窓口で相談があった

方についてはもちろんですけども、広報等も掲載をかけたり、ホームページにも掲載がされているということです。

○中島委員

その辺がちゃんと行き渡るようにして、突然差し押さえになるような事態を事前に食いとめられるようなことが一番ですので、免除の方は免除、納められない事情があればこういうことということで徹底していけたらいいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、保育園費について伺います。

1つは、一層ふえる待機児童ということで、ちょっと最近だと待機児童がいても当たり前という対応ではないかなと見受けられてしまうんですけども、十分な手が事前に打てない、こういうことではないかなと思うんですが、その辺はどういうふうな対策をとろうとしてみえるのかちょっと見えないので、なかなか見えない。いつまでたっても減らないということなので、その辺、対策こういうふうにやってるよという具体的なことを教えていただきたい。

○子ども課長

待機児童のことですが、全国的にもなかなか進んでないというのは御存じだと思います。今回、子ども3法の制定でも取り上げられてはいるんですけど、いろいろありまして、私どものほうもいろいろやってはというか、状況を把握はしてはいるんですけど、今の状況ですと一般質問で回答したように、やっぱりあきはスペース的にはあるという状況で、保育士が二、三人そろえば、ある程度解消はできるという現状はあります。

ですが、それは毎回の回答でございまして、それがずっと続く状況にあった場合はどうするのかということですが、なかなかこの一手というのがなくて、民間保育園の方で分園を広げていただける方がいる場合だとか、私どもの保育園の中でそういう部屋をつくるだとか、そういう考えもないわけではないですけど、今の現状といたしましては、保育所を探して枠を広げて、枠というか枠はありますので手当できるようにというこ

とで努力をしている状況が現在の状況でございます。

○中島委員

平成24年度としては、最終的に何人だったかということを確認をさせていただきます。

○子ども課長

申しわけございません。平成24年度最終的に何人だったかというのは、今、データを持っておりません。

今現在はというと、9月1日の状況で本会議で言いました20人ということですので、多分同等程度ぐらいはあったかと思うのですが、正式な数字というのは持ち合わせておりません。

○中島委員

全国もそうだからというので、ちょっといて当たり前かなというふうな認識になってもらっては困るなということでもあります。

いろんな相談が私のところに来ますけども、育休を取ってると。育休が10月何日に明けるといふね。行ったらあいてないといつてという形で、育休明けの方が入れないということなんですね。ほかにもみえるんですけど、認可外も満員になってきちゃったなという感じはいるんですけど、今からでも保育士の補充をやって、最後まで入れる努力をしていただきたいと。

来年度については、新規の保育士を私は少し余分に取ってくださいと言ってますけども、採用人数は何人ですか。

○子ども課長

内諾的にはちょっと見せていただいたんですけど、はっきりした数字をちょうだいしておりませんのでわかりませんが、4月1日には待機が出ない程度にはなってるかと思えます。

それと、先ほどの育休の関係でございまして、確かに育休が明けるからということで申し出の方があって待機になった方もみえますし、もう一つは、御本人がそうであれば会社につけて、もう少し育休を延ばせるからということで延ばした方も実際にはみえます。そういうことで御迷惑をかけてるというのは現状にあります。

○中島委員

私のところに相談に来た方も、私自身がどうしようもないという話から延ばすことはできないというふうなことを言いました、実際に。気の毒だなと思うんだけど、延びるというふうに聞きまして、まだ結論出てませんが、そのぐらい今、切実な問題としてあるんですよ。

ですから、新規の人数がちよっとわからないとおっしゃって、多分いいだろうという話、4月当初は多分いいですよ。4月当初よくなかったよ、ことしは、4月当初から待機があったんですけど、そのあとずっとふえていくということをもう少し見込んだ採用が、なぜできないのかなということ言いたいんですよ。もう必ずずっと尾を引くんですよ。毎年尾を引く。

ですから、民間なんかだと先生たち首にできないし、たくさんいると大変だなと。即運営状況に響くということもあります。公立も同じだよということもあります。だけど、そういったリスクを多少は公立が負っていただいて、必ず途中で必要になる人数は把握、採用するというぐらいの前倒し、上乘せ作業をしていただきたいと。

これは市長にも前お願いしましたけれども、そういったところに方向を少しかじを切ってもらわないと、毎年毎年同じことを繰り返して、お母さんたちを泣かせているという状況ですので、これはぜひ採用計画を変えてほしいというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○林市長

今、担当課長が申し上げましたとおり、4月に待機児童出ないようにやってるということでありませう。

今、中島委員がおっしゃれたことも十分参考にさせていただいて、また内部で詰めていきたいなと思っております。

○中島委員

ぜひ詰めてください。4月1日もことしも待機ありましたからね、十何人ありましたからね、実質待機が。なかったわけじゃないですから、ことしも。そのことはちゃんと記憶しておいていただ

きたいというふうに思います。

それから、一時保育について伺っておきたいと思うんですね。

一時保育は時間が午前9時から午後4時というふうに思っておりますけれども、そのとおりでよろしいですか。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後6時02分

再開 午後6時12分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

先ほどの一時保育の時間でございますが、こちらのほうは基本の保育時間ということで、午前8時から午後4時となっております。

○中島委員

午前8時から午後4時ということでありませう。私、この一時保育の時間の延長を求めたいと思うんですね。全員やらなくてもいいんですけども、その延長できるということも考えていただきたいなというふうに思うんです。

というのは、やはり保育園に入れてほしいという相談がありました。待機の方です。何とかおばあちゃんに見てもらおうということにしたと。けれども、週に1回はどうしてもおばあちゃんも見てもらえない。じゃあ一時保育はどうですか。そして夕方5時まで仕事だから午後5時半まで見てもらわないと一時保育も使えませんということで、何とか認可外ですので時間こうだから見てもらえませんかという話 came たんですけど、正規に入る子がいっぱいになってきちゃったということで困難をきわめているわけですよ。

一時保育ということについて、そうやって待機のような子供が何らかのいろんな援助を受けながらのいでいるので、そういう方が一時保育を求めてきた場合には、保育の必要な時間を見てあげられないかなというふうに思うわけですよ。趣旨はわかりますかしらね。そうすればその方は、まだ保

育園に入れなくても、何とかおばあちゃんが見てもらえるということで働くということなんですね。ですから、一時保育についてのそういった場合の時間延長というのを、ぜひ検討してもらいたいなと思うんですが、お願いできますか。

○子ども課長

一時保育の延長ということでございますが、多分午前8時から午後4時というのは、御存じだと思いますけど、普通保育の時間ですよ。その時間を基本にしておりまして、それを延長ということで、ほかに弊害なければということもあるんですけど、例えば私的契約時もこの時間になっております。その中で、私も延長させていただきたいなといういろいろ困ることもありますし、一度他市も確認させていただいて検討させていただきたいなと思っておりますが、応急的にはどうかわかりませんが、ファミサポを使っていただくというのも一つの手でありますので、そういうのも一度御検討していただきたいなと思っておりますが、一時保育に当たっては一度検討させていただいて、それからということでもよろしいでしょうか。

○中島委員

検討していただければいいと思うんですが、延長の方は、当然就労していると。何らかの形で一時保育を利用するけども、就労しているからということで、そのほかに、ふだんうちにみえる方が、きょうはテニスの教室に行くからとか、そんなリフレッシュの関係で使われる方はいいと思うんですよ、この時間帯で。

ですから、保育園に入れない待機児童が何らかの形で救えないかという、その1つとして一時保育の必要な方には一時保育の中で保育時間の延長が必要な人には目を開いていただけないかと、こういうことですね。ですから、条件つきで結構なんですよ。みんなみんな、こういう時間を延長するということでは決してない。私は、そんな必要はないと思っておりますが、そういう中身ですので、その趣旨を酌んでいただきたい。

ファミサポで例えば9時間、8時間、これ、幾らになりますか。700円でしたかね。お願いする

ほうの方が幾らお支払いすればいいの。相当の額になるんですよ。ちょっと比較にならないぐらい大きいんじゃないですか。

○子ども課長

サポート料ですけど、1時間、今昼間だと600円だと思うんですが、8時間ですと4,800円でございますか、そうなるかと思っておりますので、こちらのほうの3歳児未満の1,800円ですか、一時保育事業ということで、大分開きが出ます。

1日となると大きいことなんですけど、私が提案したかったのは、午後4時にお迎えに行き、午後5時半ですか、お帰りが、ですので、午後6時ぐらいまでというのが1つはどうかと思って、その1日始終通してということではなかったんですけど、実際にそういうふうであれば4,800円かかってしまうということになります。

○中島委員

2時間見てももらったとしても、そこで1,200円プラスということになりますよね。そうすると3,000円ということになりますよね。そういう方法もあるわけですが、よりそういう方たちにちょっと一時保育の延長、延長すれば少しお金が高くなるかもしれませんが、やはり保育園で見てもらいたいということなので、それ一度検討していただきたいというふうに検討してください。そういう場合はということでね、特別な場合はということで時間の延長を認めるというふうに検討していただきたいと思っております。これも待機児童の1つの解消のための手だてということになるかと思っております。ぜひお願いします。

次に、生活保護の問題ですが、リーマンショックで大変たくさんの方が保護に一気に入られた当時は、家賃がひとり暮らしの場合は、本来3万7,000円であったものが、2人分の4万8,000円でも大目に見ましょと。アパートが全くなってしまって、それしかないということでそういう特別な措置を愛知県のほうからもオーケーをもらって取ったと。県もそのお金を見てもらったと、こういう経過がありました。

今、そうやってオーバーしている方には、何人

ぐらいがみえるかわかるでしょうかね。今、オーバーした方に対しては引っ越しをなささいという指導をしていますよね。その辺の事情をちょっとお聞かせください。

○福祉課長

今、オーバーしている方の人数はちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお知らせします。

現在は4万8,000円の家賃ですと1人当たり3万7,000円ですので1万1,000円、生活費のほうから住宅費のほうに支出が出るというところで、今できるだけ3万7,000円のアパートに移ってもらうというような形で、実際に訪問をさせていただいて事情を説明して、順次移ってもらっているというのが現状でございます。

○中島委員

最初のころは認めていただいた4万8,000円ですけれども、県のほうは、いつからこれを計算上3万7,000円ということで1万1,000円割り込むというような計算に切りかえたんですか。

○福祉課長

その辺についても、後ほど調べさせていただいて報告させていただきます。

○中島委員

今、厳しくといますか、早く変わってねということやってる。引っ越し件数などわかりますか。

○福祉課長

それについても、ちょっと今、手元に資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○中島委員

8月以降、生活保護費が少し下がりました。下がったのとプラスして家賃のオーバー分の割り込みというのは、本人にとっても大変厳しいので、安い家賃に変わったほうがいいですよと、私もそういう場合にはアドバイスをします。そういう方がどのぐらいいるのかなと思って今、聞いたんですけどね。

引っ越しをする場合に、引っ越し代というものを基本的にはこういう場合は保護費でみます。そ

して、家賃の何倍かの入居のための費用もみます。ですから、本人にはそんなに負担がなく、いいところがあればいいわけです。その後の割り込みがないわけですからね、スムーズにいけばよいというふうに私も考えます。

ただ、引っ越しの費用というものが3件以上きちんと見積もりを取りなさいということで見積もりを取ります。その一番安いところということになります。ところが、これは高いからだめという話もありました。見積もりを取って3社ともがこういう値段だったんだけど、その一番低いところも高過ぎるからだめと言われた。基準はあるんですかと言ったら、基準はありません。一体どうなっているんですか。

○福祉課長

その方のケースは、なかなか片づけが難しいというところで、当初見積もりを取ったときは、全てを片づけるような形のものだと思います。ですので、その辺でできるだけ片づけていただいて、引っ越し費用の抑制をお願いしたというところでございます。

○中島委員

聞いていることが違うんですが、基準は何ですかって聞いている。引っ越し費用の基準はあるんですか。

○福祉課長

個々のケースによって違うので、明確な基準はありません。

○中島委員

上限、高過ぎるといって言われたわけだから、何らかの基準があるから言われるんじゃないですか。全くないんですか。

○福祉課長

その辺についても、ちょっと調べさせていただきたいと思いますので、時間をいただけますでしょうか。

○中島委員

さっぱり話が進みませんが、荷物がものすごくあって、障がい者の方だったのでね、その方のケースでいうとね。荷物が自分では片づけられ

ないと。今までの荷物も随分たまってしまって、ほんとに住むスペースが狭まっちゃうぐらいに荷物がたくさんあった。それはそれなりに整理しておいてありましたけども、くちゃくちゃじゃなくて。でも大事に大事に取っていたということでありましたので、この片づけが確かに大変だったわけですね。それらは片づける費用はできるだけ抑えてくださいということで、それはわかるんですけども、でも、引っ越してそういうものじゃないですか。この線まではだめという何かがあるのかと聞いているんです。

○福祉課長

その方の自宅のほうにも伺わせていただきました。確かに服や何かはすごくお持ちの方で、8畳の部屋に一面全部、服だったという状態は確認しております。

2LDKか3LDKなんですが、そこに服が1部屋ずっと服のクローゼットになってまして、1部屋はベッドと、またそこにも服があったという状態の中で、服のほうはかなり片づけていただいたというところです。

ただ、その新しく移るところが今まで2LDK、3LDKの広さのところではございませんので、やはりある程度の精査ですかね、使うもの、破棄していただくものというのは分けていただく必要があったというところでございます。

○中島委員

基準がわからないということで、大変支援をしている者も困りました。相当無償でみんなで片づけて運んで捨ててあげた。それでもまだあって、それでもまた高いからだめだと言われて、もういいかげんにしてくださいというふうなぐらい値段を抑えなきゃいけないと。10万円でも高いというふうに言われましたよね。強引に頼み込んでいただいたようで、結果として幾らでやってくださったのかわかります。

○福祉課長

ちょっとそちらのほうの金額も後で調べさせていただきますと思います。

○中島委員

市役所の力でやったという感じですよ。5万円かそこらでやらせちゃったと。捨てるお金も含めて6万幾ら。クーラーもあったので、それは取り外してまたつけるという、こういうものを全部含めて6万5,000円ぐらい。とても業者なら泣いちゃってしょうがないぐらいの値段で強引に業者にやらせたということがありましたよね。びっくりしましたもん。そんなみんな見積もり取った業者は、要らんと行って逃げちゃいましたよ。でも市のほうがやってもらう業者、これからの市の関係があるかどうか知りませんが、強引に超安でやらせた。

それはお手柄なのかどうか分かりませんが、でも無償でいろいろ手伝いだった上での話であって、ある程度の基準ぐらいは持っててもいいじゃないかなと思いますよ。全然ありませんと言いなながら、高い高いと言われ続けてね、大変困ったんですよ。ほかの引っ越される方たちは、どうしてるのかなという、直接お手伝いはしてないのでわかりませんが、何件ぐらい引っ越されたのかなということを私は心配をして、スムーズにいったのかどうかも心配をして聞いているわけですが、その辺の基準をもう少し引っ越しの際、敷金、礼金とかは出すよという基準ははっきりしてますよね。引っ越しは見積もりを取って決めるということが決まっている。それだけですから、これだめというのはなかったはずなのに認めなかったということで、大変苦勞をした。支援がなかったら、その方は引っ越しできなかったですよ、実際には。甘えてはいけないというものわかりますよ、それはね。甘えてもいけないし、あれなんだけど、ちょっと対応が厳し過ぎたなということは思いました。

もう少し明確な基準でもってこうしてほしいという話であるならば私たちもわかるんですが、対応が不透明で厳しいと。

○福祉課長

その節は、どうもありがとうございました。

その方は精神の方で、自分で行動をなかなか動かなかった。やはり生活保護の中でもそういう方

に関しては、やはり自分でできることは何とかやっていたきたいというところも1つありました。議員の団体がすごく頑張っていたいて、それも非常に片づけていただいたということも聞いております。どうもありがとうございました。

○中島委員

公的な支援の中でやはり基本はやっていただくということをお願いしたいなというふうに思います。特別な人をみんなやってあげられるわけではありませんのでね、ぜひその辺は、市のほうが親切にやってほしいと。

今、精神のという話が出まして、精神病んでいらっしゃる方も多くて、そういう方に対するケースワーカーも苦労はされると思うんですけども、相手の方もパニックになるという状況が何度かあって、とりわけそういった方に対しては、社会福祉協議会のほうの相談員の方、精神のほうの相談員の方、そういう方にも協力をいただいて前向きに生活ができるような支援、ケースワーカーのあり方もちょっと勉強していただくことが必要かなというふうに思います。

精神の方たちへのサポート、何かその後、社会福祉協議会の相談員との連携とか、一応筋道というものについて立てたかどうか伺います。

○福祉課長

心の健康相談の支援ということで、今回10月にまた第3回の会議を開く予定でございます。実際には精神の方がSOSを発したときに、うちの職員だとか、衣浦東部の保健所のソーシャルワーカーの方、相談支援員、現場ではその緊急時には集まって対応したケースもございます。そのために設置をしたんですが、今回第3回ということで、今度は緊急時の連絡先等の簡単な組織図ですかね、そういうものをつくって、それをPRしていきたいというところが第3回の会議の狙いでございます。

以上でございます。

○中島委員

ぜひ連携をとってケースワーカーの研修もやっていただきたいというふうに思います。

それから、太陽光発電、市は企画の担当のほうで屋根貸しの検討が進んでおります。市民の住宅の太陽光発電の設置状況というものを一定出ているわけですが、これまでのトータルとして屋根に何件で何キロ設置されたのか、市の補助金でもってつけた件数、そうでない件数も把握していらっしゃるかどうか、それ以前の問題としてね。中電に聞けばこれはわかるわけですけども、その2点ですが。

○環境課長

太陽光発電の補助金ですが、平成21年度から開始されております。平成25年8月末現在、質疑でも企画部長が答弁したかと思うんですが、基数として824基、これは総出力という単位でしかわかりません。マックスということですよ、発電がその条件によって一番出る出力、規格として3,526.38キロワット。

それで、そのほかということなんですけど、補助金がないもの、法人だとかというのが恐らくそういうことになるかと思えます。あと10キロワット以上というそれは対象にはならないものですから、そういったものについて中電に問い合わせたところでは、この補助金も含めて知立市の中で1,000件売電の契約をしていると。これは個人、法人含んだということでございます。それで、その規格としては4,700キロワット。この出力というのは、あくまでもずっと日が当たってということですので、それは日陰になったりとか、天気によって変わってくることで理解していました。

以上です。

○中島委員

総出力ということで最大マックスですよ、いつも日が当たってるという場合の数字ということですね。

CO<sub>2</sub>削減ということについても、ある程度計算してるかなと思いますけども、その点についても御紹介ください。

○環境課長

CO<sub>2</sub>の削減、これは条件がございます。環境省が出してる1つの基準なんですけど、1世帯で

すね、1つの屋根の平均的発電量を年間4,000キロワットとして、これは何世帯つけたかというそのような形になるんですが、これは補助金の対象となった824件、これに対しておおむね1,285トン、そういうことになっております。

#### ○中島委員

こういう数字が出てきて、やはりCO<sub>2</sub>削減ということの大きな計画をこれからつくっていくまでの1つの出発点ということになりますし、また大々的にこれを広げていくということで、昨日も我が家にもゼロ円ですきまというコマーシャルがきました。ちょっとファンドじゃ全然なくて、聞いてもよくわからない。でも何しろそういった方向でローンのような形でつけましようという、そういうのがあちこちに広がっているようです。

せんだつてもゼロ円の設置ができますよという市民のファンドの株式会社ですけども説明会もありまして、私も、環境課長もいらっしゃっていましたが、地産地消の立場、電気を地産地消でやっていきたいと思います。

もう一つは、地域の業者にこの仕事をやっていただいて、地域経済の活性化に役立てましよう。ファンドする側、お金を投資する側は、全国で集めるという方針ではあったわけですが、ファンドで集まって、みんなそういう電気を起こしたいという思いがある人、志のお金、資金というアピールをしていらっしゃいましたけども、そういう形で広げていこうというね、そういう試みが今、始まって、名古屋市、知立市で40件ことし中につけたいというね、そんなお話がありました。少なくとも知立市で10件ぐらいは目指して、このファンドでやっていきたいという投げかけもありまして、ぜひ御協力をという話がありましたね。

どういう形でこれが根づくか、ちょっとわかりませんが、市のほうとしては、いろんな取り組みについて、どんな立場でごらんになったかなということ伺っていききたいなと思います。

#### ○環境課長

当日は、私もお話を聞きしに行きました。まだ当市としては、ファンドを利用したそういった

太陽光発電の促進、こういったものを最終的にやるのかやらないのかという結論を含めて検討していくということになっております。

今、事務方で愛知県のサポーター制度を利用して県の職員とも一緒に勉強会をさせていただいております。特に先進市の事例を研究して発表して、それぞれどんな取り組みをしているのか、どんな課題があるのかということをやっているところでございます。たまたま県の事業でESDということで地球温暖化とはちょっと違うんですが、それも含まれてるんですが、飯田市に行く機会があったものですから、そこにも行って来ました。

質問のことですが、その飯田市の先進のところですね、ファンドに取り組んでいるところいろいろ勉強しに行ったという御説明がございました。2種類事業としては考えておって、1つは、屋根を借りて定額を一定期間、使用料というか、発電料というか、それをいただきますよ。それについては、いっぱい電気が売れた場合はキックバックをましよう。

それと、もう一つの事業がゼロ円ファンド、これは家庭のほうに渡していくということでございます。家庭のほうとしては、いわゆるリースみたいなものなものですから、自分自身でつけた方は電力を売れるということでございます。これも一定額をキックバックするというところでございます。それを当市においては10件程度を目指してということで、皆さんから資金を調達したいという内容だったと思います。

私を感じたことが1つあったのが、県内で今、数件屋根を借りられる公共施設等が決まっていることの御説明があったんですが、やはり皆さん御不安になっている、お金を出す以上、長いこと10年、20年というスパンでお金を出すわけですのでリスクが一番心配だと。その辺で、できれば数カ所しか今、決まってない公共施設ではなくて、知立市にも屋根借りてますよとか、実際うちは企画課でプロポーザルでやるという話なものですからあれなんです、公共施設の屋根がみんな決まっていますよということがお話があると非常に皆さ

ん安心されたのかなということは感じたところでございます。

いずれにしても、金融取引きの第2種の資格を持ってみえるということで、当市において事業主体がその会社じゃなくても、例えば手を挙げていただいてNPOなりどこかがやりたいというところがあった場合に、その説明会を開かれたファンドが資格を持ってみえるわけですから、利用はできないことはないのかなという所管を持ちました。

ただ、いろんな課題というのはこれからまだ出てくるかと思しますので、そこら辺は、ちょっとまだ勉強をしていって研究していきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

企画のほうじゃないのでちょっとわからないかもしれないけど、企画のほうは屋根貸しということで今、検討してますよね。プロポーザル、幾らで屋根、賃貸料をもらうかという、それも競争なのかなと思うんですけども、この間のファンドについては、そういった競争でまるまるやられると負けちゃうかなとは言ってましたけど、発電量の1割を差し上げますというようなね、発電量の中で、屋根貸しの場合は貸していただいて電気は全部ファンドのほうで売って売電の金額の1割をバックしますというような形で、それを売電の場合は20年間でしたね。売電の期限が20年ということであるので、売電の期限があるまでの年数をやるという計算をもとにしてやろうということで、屋根貸しをそういう形で幾つかのところであれば私はどうかなと思ったんですけども、すごく大きいところと中央子育て支援センター、今度屋根ができますよね。そういったところも設置の段階からつけるというね。南保育園もありますよね。

だから、新しいところはそうやっていくと思うんですが、耐用年数がまだ30年残ってるぐらいのところであれば公共施設の中で、ちょっと小さいところはそれ、大きいところはこれみたいな形で

選択肢の1つになるかなというふうにも感じました。

そのとき紹介されていたんですけど、湖南省が地域自然エネルギー基本条例というのをつくって、みられましたか、これは。

○環境課長

今、手元にはないんですが、先ほど言ったように、勉強会で発表がありましたので、大まかなところは承知しております。

○中島委員

この自然エネルギーを進めようということで太陽光だけに限った形ではないんですけど、自然エネルギーを地域に存在するものを地域に根差した主体が地域の発展に資するように活用しようと。自然エネルギーを観光だとかいろんな資源にもしていこうという大きな志を持ったあれですが、市の役割というものを書いてありまして、市は地域社会が持続的に発展するように前条の理念に沿って積極的に人材も育成して事業者や市民への支援等の必要な措置を講ずる、こういうことで直接どうこうということを書いてませんけども、そういう地域の運動を応援しようというような条例ができております。

事業者の役割、市民の役割というのが条例には載っているわけですがけれども、やはりそういった資源を地産地消で広げようということでは、やはり市民に対して、とてもいいアピールとしてできるのではないかな。地域の業者の皆さんは、必ず通すんだというようなことでやっていくと。

屋根貸しのほうは、その辺では地域の業者限定ということで刈谷市なんかはやってますよね。知って見えますか。

○環境課長

公共施設の屋根について刈谷市がやっているのは、知立市よりも随分前に取り組んでますので知っています。

地域業者が、それは承知してませんでした。入札だと思ってましたので、市外でもやっているのかなと思ってました。

○中島委員

まだ市として研究課題は多いかなというふうには思いますけれども、1つのそうやって運動が進んでくるといことは歓迎すべきことかなというふうに思います。ですから、こういった市のかかわり方という点で、一度研究していただきたいというふうに思います。湖南市の条例であります。

太陽光についても、目標を持って、いつまでにどこまでいくんだという具体的な目標数値、これについては、今、明らかになっている部分ではどういう目標でしょうか。

#### ○環境課長

先ほど言ったように、いろんな課題、いろんなメリット、どんな形態、今勉強中で、まだ最終的にリスクも当然御承知のとおりありますので、知立市にとって広い屋根、そういったのが今、公共施設の屋根は既に企画部署のほうでやってるとい話があります。業者側の立場でいうと、やはり大きいほうが能率が高いんですね。発電量が大きいわけですから、売のお金も入ってくるということがあります。残りものが知立市の中に屋根が公共施設については少ないのかなという部分もあります。

それで、ゼロ円ファンドとかということもあります。ただ、業者は民間であれば固定資産税の税金の話だとか、いろんな部分でリスクもあります。そういったことをいろいろ考えると、今、その目的はというのは言えないんですが、ファンドをやっていくという結論が仮に出たとしたら、そのときには当然先進市の掛川市のように1割ふやそうかとか、今の私どもが先ほど言ったような数字つけた件数が824件であれば倍にするだとか、そういった具体的な数字もファンドをやっていくと決めた時点でこういったものはアピールになるかなと思いますので、その場合には設定をいろいろ考えていかないかなかなと思ってます。

以上です。

#### ○中島委員

大きいほうが発電量がたくさんのほうがという話が今ありましたし、今、知立市は4キロワットを上限にして補助をしますよね。4万円から3

万円に平成24年度引き下げたと、こういうことであります。

今、安くなったからこれでいいんじゃないかという話もそのときにありました。設置費用が安くなってきてるんじゃないかと。それから、近隣も全県的にも低いよというようなことがありました。名古屋市もすごい低いですね。だけど、やはり私としては、例えば4キロワットまでではなくて、そのところを5キロワットとか6キロワットとか、もう少し大きい屋根のうちの人はたくさんつけてるんですよ、実際にオーバーして。そのところを少しフォローできるような内容は見直せないか。

もう一つは、新築のところは、ほとんどつけてくるわけですよ。工事費も安いと。既存の住宅は設置費が高いということで、新築と既存と差をつけてるところがあるんですね。既存の住宅については、1万円オーバーして補助すると。既存のほうがかかるということで、そこは差をつけるという補助の仕方をしているところもあるわけですが、調べたらね。

だから、せめてそういうような形で、まだ30年、40年ともつだらうといううちであれば、十分につけていけるもんですから、新築でなくても。ですから、新築と既築の差をつけた形も含めて、少し補助金をアップできるかどうかということを検討をぜひお願いしたい。やはり今の800何ぼというのを2倍に早く上げようぐらいの後押しをしていただけるような補助制度の研究をしていただきたいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○環境課長

ちなみに、那須塩原市というところは、今、知立市もいろいろ考えておるんですけど、太陽光ファンドにまた飯田市のほうを参考にして取り組んでいるんですね。

やはり事業者のリスク、事業者自体もリスクがあるんですね。要は、資金が集まらなかったりとか、いろいろ太陽光パネルが壊れたりだとかというのがあると思うんですね。

それを補填するような形で固定資産、事業者のものになっちゃいますので、太陽光パネルを誰かのところにつければ、そういう固定資産を肩がわりしたりだとか、市民の方に今出してる補助をやめて、そういったところを事業者のほうに補助金を相当分を出したらどうかとか、そういう考えで取り組んでいるという話も聞いております。そういうやり方もあるのかなという気はします。

今現状の中で、補助金の見直しをということであれば、ちょっと今、中島委員の御披瀝のあった4キロワットからそれを超えた分だとか、既設のところは少し高したらどうかとか、確かに心情的には理解できる話なものですから、ちょっと研究させていただけんかなと。

ただ、私どもで既に実施計画のほうで案として出させていただいているのは、集合住宅のほうにも事業用というのは余り考えてなかったんですが、先ほど言ったように、地産地消じゃないんですけど、屋根は大きな屋根を利用せんことはないということで、それを今ちょっと要求はさせていただいています。これが実現するかどうかはまだわかりませんが、そういった形で、いずれにしても太陽光はパネルがいっぱいつくような形で環境課としては考えたいと思います。

○中島委員

いろいろと検討していただいているということですので、集合住宅も含めて、そういう場合もいろいろ例が出ておりましたけど、やはりやるところもあるということで、ぜひいろいろ駆使して倍化するぐらいの勢いでやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと今年度は3万円に下がって、その影響というのは何か感じてらっしゃいますか。

○環境課長

確かにちょっと伸び悩みという感じは平成23年度が224基、平成24年度が222基、8月現在平成25年度は90基ということで、少し伸び悩みがみられます。

ただ、これが補助金を減らしたからというよりも、少し飛びつきが落ちついたのかなという感じ

はします。

あともう一つ、何か補助金の額を上げるのがいいのか、そうでなくて取っかかりが、高い買い物なものですから、車1台ぐらいのものなものですから、何かおまけをつけてあげるとか、促進するための何か努力が必要なのかなと思います。

金額につきましては、さっき中島委員がお話しされたとおり、県内でも別に低いわけじゃないわけですし、近隣市でも別にひけをとってるわけじゃないと思いますので、余り金額的なことは私は違うのかなという気はします。何かでも、取っかかりが市民の方が購入をしたいというような呼び水になるような手段をちょっとまた考えたいと思っています。

○中島委員

補助金削減は私どもは反対したわけですけども、推進の立場でいろんな施策をやっていただきたいというふうに思います。

資源ごみ集積所のことで聞かせてください。

台風で集積所の電気の配線が断線してしまって、この間、2週間前、真っ暗な中でやりました。真っ暗といっても、だんだん暗くなってくるんですけどね。この修繕というのは、どこの負担になるんでしょうか。

○環境課長

停電ということで、原因が何かというのは私、把握してないんですが、基本的に大きな修繕、大きな修繕というのは抽象的で、ちょっと申しわけないんですが、球が切れた程度だとか消耗品の交換だとかヒューズの交換だとか、そういったたぐいのものであれば地区の集積所のほうに報償金という形でお渡ししておりますので、そのところでやっていただきたいと思いますが、根本的に機械が壊れただとか、電気事業者がかかわらないとこれは直せないとか、そういったことがあれば、ケース・バイ・ケースかもしれませんが、御相談をしていただきたいと思います。予算の範囲内でやれるものであれば市のほうで直していきたいと思います。

○中島委員

線が中で切れちゃったということで、上の電線からぐっと引いて太い黒いテープが巻いてありますけど、集積所のところまで電気が来てるわけです。電柱からじゃなくてね、それ業者がやったんですけど、これ、中で切れちゃってるわということで、中に2つ電気があるんですけど、両方ともつかないということで直してもらうことをやりました。電気屋に来ていただいてね。高いところだったので、とてもじゃない、やれませんか、これは金額的なものじゃなくてでしょうかね、それは。何か特に決めはないということですね。

○環境課長

金額で線を引いてるわけではございません。先ほど言ったように、ケース・バイ・ケースな部分はあるんですが、相談していただいて、今のケースは既に修理がお済みだということで申しわけないと思うんですけど、今後も何かあったときには、一度ちょっと相談していただいて、よそのかかわりがあるので、このケースはよそで直したことがあるとかいうこともありますので、できれば一度相談をしていただければなどは思っています。

○中島委員

領収書を持ってまた相談してもいいというふうには受け取っていいんですか。現場を見なければだめだということですか。相談というのは、どういう。

○環境課長

修繕料は、直接私どもが請求して直行したものをのこを言っています。今後の話で恐縮でございます。よろしくお願いいたします。

○中島委員

これはじえじえですよ。だって真っ暗から慌てて、まずはその真っ暗でつかないというときに副区長も来て、何だ何だということになって、即電話をしましたので、即来ていただきましてということですので、直って。それじゃあもうだめだと。設計もそちらでやるというのが前提だということですね。そんなこと言ってもらえないですよ、真っ暗な中で次の集積の仕事がありますから。

○環境課長

ちょっと支弁する手段があるかないかということも含めて、今即答はできないので、また検討させていただきたいと思います。

○中島委員

確かに報償金がありますからね、副区長、まあいいわと。でも筋としてはどうなんだろうというこういう話をしていらっしゃった。

電気料なんかは、当然報償金の中で払うということになってますよね。でも、故障しちゃった場合は、線が切れちゃったということで、設置についてはやっていただいたわけですけども、その設置したものが壊れたという場合についてはどうかということで、ちょっと研究してください。

○環境課長

あくまでも今のケースで私が検討させていただくと言ったのは、緊急事態だったということでございますので、相談する余裕も全然なかったということでございますので、一度ちょっと持ち帰って、中で支弁する手段があるかどうかということもありますので、ちょっと研究させてください。

○中島委員

よろしく願いいたします。

次に、商工振興のほうなんですけれども、アンケートを実施していただきましたね。多額の費用をかけてやっていただきました。企業の皆さんがどういうふうにいるのか、空き店舗の状況がどうなのか、幾つかの分野に分けてまとめを発表していただきました。

要は、中小企業の皆さんが今どんな思いにいるのか、何を支援していただきたいと思っているのか、これをしっかりつかむということが必要なかなというふうに思いながら見させていただきましたけれども、その点では、物をどのように今後生かしていくのか。条例も中小企業振興基本条例ができて審議をする時間もできてということですので、その辺でアンケートの結果を生かして、今後どのようにそれを施策に反映するのかと、この辺についての御所見。アンケートについての結果のいろんな考察という形で書いてありましたけれども、担当としてどのように受けとめていращし

やるのか伺いたいと思います。

○経済課長

中小企業振興基本条例に伴うアンケートを昨年度実施しております。その中で、今回中小企業振興会議を平成25年度から設けました。それで、1回目の会議を8月に実施しまして、今後10月4日ですか、2回目の会議を計画しております。

その1回目の会議に振興条例の結果等を全て委員にアンケートを配りました。それをちょっと皆さん、委員見てください。こういう結果でした。これに基づいて皆さんの意見を今度持ち寄ってきてくださいというような形で今、振興会議のほうを実施しております。

あの中では、具体的にいろんなことが書かれております。例えば後継者がいないだとか、いろんな調査をしています。駅前の通りの通行量調査やったり、空き店舗調査やったり、中小企業の区分がちょっと明確じゃないですけども区分を分けて会社の方にもいろいろ今の状況を聞いたりだとか、いろんなアンケートの結果があります。

それを踏まえて、知立市で今後どういう施策がとれるんだということを中小企業振興会議の中で1個1個これはできるんだろうかという近隣の状況だとかそういうのも全て加味しまして、今後検討していつて諮問を受けて議会の質疑のほうでしたかね、あの中でも、一般質問でしたか、中でも言いましたけど、今年度中に答申ができるかどうかはまだ確認はとれませんけども、知立市の商工業の振興施策を1つつくっていかうと、今後やっていくそれをつくって市の実施計画のほうに反映させていきたいと、そういう今、取り組みになっております。

ですから、ほんとに具体的にはどういうことができるかというのを今から検討していく今状況でするので、その施策に関しては、振興会議の方々に、うちのほうは、知立市は今こうですよということ提示しますけども、その振興会議の皆さんで考えていつてもらいたいというように担当としては思っておりますので、今からどういう状況になっていくかというのを一緒になって考えていきたい

と考えております。

以上です。

○中島委員

たくさんの内容で報告がありますよね。空き店舗数は中心市街地で42件ありますよとかね、駅よりも東南のほうにそれが結構集中して空き店舗がたくさんありますよとかね、いろんな調査をさせていただいておりますね。

通行量、ごみの調査まで含めてありまして、膨大ですけども、業者の皆さんのところで言いますと、今後、支援策として臨んでいられっしゃるといのが、39ページですが、融資や補助金の充実、情報提供、入札制度の改革など、直接的に経営支援につながる取り組みを求めたいといのが1つ、もう一つは、まちづくりや観光など市内の活性化を通じて集客数をふやし、間接的に経営支援につながる取り組みをしてほしいと、この2つがまとめて書いてありまして、なるほどと言っておりましたけど、具体的にどうするかはこれからの問題ということになりますけれども、こういう意見が出されていると。これは業者の事業所、商店街の皆さんの調査結果の中の考察の部分にこれがまとめて書いてあるわけでありまして。やっぱり商売を何とか活性化していくための援助をもらいたいなという思いがにじみ出てくるわけなんですよね。

今後、そうやって振興会議のほうで具体化をして、何か1つの大きな政策についてまとめて、これを総合計画の中に入れてもらうようにしていくと言われたんですかね。

○経済課長

総合計画ではなくて、実施計画の中に予算を盛り込むということを答申をしたあとで実施計画のほうにのせていきたいと考えております。

以上です。

○中島委員

実施計画のほうで、より早くやってもらわなきゃいけないですからね、そういうことで具体的なものを1つまとめて出していかうと。1つだけということを遠慮しなくてもいいんじゃないかと思えますけどね。

ところで、この融資の問題で実績が述べられておりますが、1億円預託をして振興資金預託事業、中小企業等振興資金預託事業とあります。いずれも件数が載っているわけですが、これは前年度と比べてどんな状況だったのかなど。申請件数と採択された件数はどうだったのかなど、この辺の数字がわかればお聞かせをいただきたい。申請を出した人が却下されちゃったというのも幾つかあったのか、その辺が実態がわかれば教えてくださいと思います。

○経済課長

平成24年度の実績でいいますと商工業振興資金貸付金の預託事業ですが、目標は7億2,000万円ですが、実績は2億5,400万円です。35.3%の達成率です。平成23年度は2億7,300万円です。38%ということで、目標金額からすると平成23年度よりも平成24年度は減っているという状況でございます。平成22年度は、正直言いますと、1億2,700万円ということで17.7%でしたので、それを比較すればリーマンショックの後と思えば、その倍になっているという状況でございます。

○中島委員

申請した方が、これは却下じゃなくて、みんな採用された結果の数字でしょうか。

○経済課長

当然申請すれば審査があります。申請して却下されたというケースは余り聞いておりません。ですから、ほとんど採用されていると思いますので、却下されたというケースを聞いておる件数ありませんので、よろしくお願いたします。

○中島委員

却下された件数はないよと。融資や補助金の充実というものを求めるというね、融資という点では、これで貸していただけるわけですよね。これは却下されるものではない、現実はいいよというなら、そんなに重要な施策で出てくるのかなって逆に思っちゃったわけですが、補助金といういろんな補助金ですからあれですけども、融資制度というものについてももしっかり応えていけるだけの預託金を積んでいくと。預託金は、これで

十分だということですか。

○経済課長

預託金には問題はないと思うんですけども、考えていくのは利子補給のほうの関係を今後どういう充実をさせていくかという話になっていくと思います。

以上です。

○中島委員

補助金というので利子補給の補助というところでの内容に含まれてるのかなとアンケートの中にも出てると。その点については充実の方向で検討していくという、こういうことですかね。今から振興会議の方たちと詰めていく話だと思いますので、今お答えがないかもわかりませんが、この要請に早く応えていく方向をとっていただきたい。

中央通りの商店街のアーケードの撤去の問題が先ほども一般質問でも山崎議員が要望していらしゃって、私も聞いてるわけですが、あのアーケードを壊すということ、あれはアーケードをつくったというのは、どういう背景の中でつくったのかは御承知でしょうか。

それから、下にある歩道、縁石がありますよね、もちろん。あそこの歩道はああいう形態はいつの段階でつくったのか。アーケードをつくる時に一緒につくったのか、その辺の経過がわかりますか。誰があの縁石をつくったのか。

○市民部長

アーケードの建設につきまして、集客力の向上を目指して、お客様が来たときに雨等にぬれなくて済むというようなことで、あれは設置をさせていただいておると思います。

それから、下のインターロッキングですかね、あれもそのときに一緒にやっておったと認識しております。

○中島委員

縁石もありますよね、ずっとね。あれも含めて、どういう形態だった。土木じゃないのでわからないところですよね、きっとね。

平成5年ぐらいにつくったかなという話がさつ

きありましたよね、アーケードは。もう少し前かな。私も一応議員だったわけです。中心市街地の活性化のためのいろんな調査が行われて、いろいろまとめて大々的な調査してお金かけたんですよ。でき上がったのがアーケードだったんです。その結果。市が真剣に応援してその計画、市街地活性化という方針のもとであれば市が後押しをしてアーケードをつくったんですよ。

私どもは、ものすごい勢いで調査したりいろいろお金もかけてね、コンサルだとかいろんなところでいろいろやったんですよ。お客さんがどう流れるのかとか、知立市のお客さんが名古屋へたくさん行っているのか、そういう大きな調査が行われて、何とか食いとめようということであのアーケードが結論だって、これだけが結論かという印象も持ったぐらい、でもそれが最大の活性化だといって市も後押しして補助金もつけてつくったというふうに認識をしてるわけですね。一体的に下のインターロッキングもやったという大きな市の方針でそうやってやってきたわけですよ。

だから、今ちょっと取りかえていこうというときに、商店街の勝手なことをやる事業というふうに見てはいけないと思うんですよ。新たなまちづくりの中で、今これもはやらなくなっちゃってね、どこのまちへ行ってもオープンにするというふうに変わってきてるでしょう。だから、取るのも今の大きな商工振興の視点で取っていくという側面も強いわけです。

だから、取ることは中央商店街の勝手だから補助金の制度があるから補助しようかと、こういう姿勢は、私は本来まずいと思うんですよ。すごい大々的に進めてきたんですよ、市が。だから、その位置づけをちゃんともってもらえたら少し視点が変わるんじゃないか。

○経済課長

アーケード撤去に関しても平成24年度まで補助がありませんでした。平成25年度、中央通りの話を聞いて、撤去するのもそれでは補助金を出しましょうということで20%の補助を今年度設置しました。ですから、私どもとしては、補助はして

いくという方針で考えたわけですので、前向きな対応をしたと思っております。

○中島委員

それはわかっているんですよ。問題になっているのは地下に埋まっているものの撤去に対して1,000万円かかってしまうと。それやってもらわなきゃ困るといって土木から言われてるわけですが、この埋設にしても、その当時の事情でそうなったわけであって、商店街の皆さんが勝手にやったという、もちろん施行する主ということでやった。占用料は払わないですけど貸してもらうという形でやってるわけですけども、あの当時の事情からしたら、縁石があって、側溝がここにはないわけですよ、前に。道路の形態として縁石の部分には側溝がなかったわけですよ。側溝がないから、しょうがないので下をくぐって家のすぐ前にある側溝部分まで水を流さなきゃならなかったということでしょう。

ですから、道路の事情もあったということが1つですよ。ここは土木いないんですけど、側溝がそこにはないけども縁石だけつくって、水はもっと家の近いほうに流してくださいよというね、これは道路の管理者のほうの作品なんですよ、ある意味。ここに側溝があったら、そんなものは要らなかったわけ。地下をくぐること。だから、その辺はやはりその当時の道路行政の範囲で今の形態の工事が行われたという、このところをやはり十分に見るべきなんですよ。

ですから、今回撤去するかどうかということについて、しばらく埋め殺しにしたらどうかと、こういうこと。これはだめだということで代替案をさっき山崎委員が言われたように、これをまた電柱に使おうかという話もあるという話ですけど、本来は埋め殺しにして、次期のときにそれは市でやっていかなきゃだめだと私は思いますよ。長い経過見てきた者としてね。その辺の経過を十分に反映した議論をしてもらいたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○市民部長

そのアーケードの設置に至ったときに、その道

路的な構造的なことまで私、把握はしていませんけれども、確かに中島委員言われるように、あのアーケードを設置したときには県と市と補助金を出してつくったという経緯もございます。そしてまた、中央通り商店街、立地的にも駅に近くて街路灯というのは本来顧客誘導灯ということで目的がございます。

また、一方では防犯灯の役割をやっていることも承知しておりますので、中央通り商店街がそういった位置づけの中で重要な役割を担ってきたということは十分認識しておりますので、構造的なことをここでどうだということは言いたいんですが、中央通り商店街が今回アーケードを撤去するに当たりまして、どんなふうにしたら一番いいかというようなことを議論を先ほども言ったように3部、そして商店街を含めて協議をさせていただきたいと思っておりますので、その中で、いい形が見出せればと思っております。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後7時23分

---

再開 午後7時32分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

先ほど生活保護の方の特別基準4万8,100円で転居指導を行った方の対象者は、平成25年で3名の方でございます。

これは県の監査のときに県のほうから指導ございまして、自立の見込みのない方に対しては緩やかな転居の案内を行ってくださいというところで6カ月間の猶予をもって転居指導に当たりました。

移送費については、保護上、基準はございませんが、社会福祉事務所に権限があるため、ほかの2名の方が単身者で3万円から8万円程度ということでございました。この中には清掃、包装などは自分でやるという条件でこの金額になってます。該当の方は7万1,350円で契約をさせていただきました。

以上でございます。

○中島委員

アーケードの件は、先ほどいろいろと述べさせていただいた経過、一番ポイントは、中心市街地活性化のための大々的な市の取り組み、底の市民部、当時は市民部じゃなかったかもわかりませんが、名前がね。要するに、商工農政のところの大きな取り組みとしてアンケート活動をやって、もう1年じゃないですよ、いろんな取り組みをして結論づけてアーケードをあそこに設置するという取り組みをやったんですよ。市挙げてやったようなものですね、担当を挙げてね。ですから、その耐用年数も過ぎてしまったと、ある意味ね。

街路灯が落ちてしまったものがあると。大変危険というようなこともあって、新しい環境をつくるわけですから、そこでの位置づけを明確に押し出させていただいて、土木のほうにもその旨はおっしゃっていただいて、新しくつくるまちづくりする段階で、あそこの下はまだ入ったままじゃないかということがあると思いますけど、今取れば、また上も下も直さなきゃいけないというので余分にお金かかるわけですので、そこは区画整理の区域にはならないですね。一部道路がひっかかる。多分、道路はひっかからないんですよ。だからどういうふうにするのか、ちょっと私わかりませんが、区画整理やったときに、前の道路がみすばらしい舗道だから直そうということになるのかどうか、それはわかりませんが、やはりそういったまちづくりの大きな流れの中で手を入れるという、そういうことにしといていただきたいなとは思っています。二重投資のようなことをあえてやらせなくてもいいんじゃないかということ強く申し述べておきたいというふうに思います。

先ほどの市民相談の件、1つだけ言っときます。前に奈良県のほうへ視察しまして、市民福祉員会で行ったときに相談窓口ということで、玄関入ってすぐのところパーテーションで幾つかあって、そこで、さあどうぞという市民相談の窓口を開いている、ちょっと名前忘れちゃったんですけど、市の名前をね、そういうふうでやって、1階で

一番よく見えるところでまとまってやってるとい  
う、こういうスタンスでありました。

今、知立市の場合は1階と2階にばらけてやっ  
ておまして、2階はちょっとわかりにくいなと  
いう面と、わかってしまえば非常にプライバシー  
が守られるからいいなという面と両方、担当者  
の方に聞いたらそういうふうには言ってみえて、こ  
ちらに全部集めてもいいしということも言ってい  
ました。2階へ外国人の相談窓口というのもまと  
めてもいいんじゃないだろうか。どちらがいいと  
いうことは決定はあれですけども、やはり相談窓  
口は1カ所でまとまっているといいなという、こ  
んなことを聞いているですけども、その点どのよ  
うにお考えになっているのかということと1点聞  
いておきたいと思って質問させていただきました。

○市民課長

現在、外国人相談につきましては、市民課のす  
ぐ横にあります。あと、市民相談につきましては、  
2階の相談コーナーということで分かれておりま  
す。

確かに中島委員がおっしゃられるように、外国  
人相談につきましても、結構よろず相談的なもの  
ですとか、あと、市民相談的な相談も最近では多  
いものですから、確かに市民相談と外国人相談が  
併設というんですかね、一緒にくっついていたほ  
うがお互いの情報の共有というんですか、情報交  
換がとりやすくていいかと思えます。

ただ、今のスペースですと、ちょっとそれだけ  
の外国人相談が2名、市民相談が1名という形で  
今現在やってるんですが、それだけのスペースを取  
れるかどうかというのが、それが一番ネックにな  
ってくるのではないかなと思います。確かに併設  
すれば、そちらのほうがより効率的でいいのかな  
という思いはあります。

以上です。

○中島委員

2階のほうは金融というか、司法書士の方やら  
そういうプロの相談の日にちも設定されていて、  
一般的な市民相談の窓口の隣に、ここは部屋の中  
でやっておりますよね。それもセットであそこの

はあるわけですよ。

うまくできればそういう形でまとまったらいい  
のかなというふうに思いますけれど、市民相談も  
水曜日がなくなってしまって、相談の件数が減っ  
たなという。きょうは休みなんですかという人が、  
その日は労働相談のほうというか、高齢者の職業  
相談というほうは水曜日があいてますので、そこ  
に来たお客さんが、市民相談はきょう休みですか  
というふうに言われて帰っていくということも言  
われておまして、本来なら水曜日カットではな  
くてやってほしいなというふうに思います。やっ  
ぱり件数が減った分というのは、そこにも大きく  
原因があります、実際にね。ですから、これもケ  
チケチ作戦の一環で週1日抜いたという、人件費  
を少し削るというね、あのとき予算の審議の中  
でいろいろさせていただきましても、本来なら  
充実させるべき窓口だなということを思っており  
ます。

場所を統合ということについて検討するという  
ことで、ぜひお願いしたいんですが、これは具体  
的に検討が進むもの、そういう体制を今から検討  
の体制ですね、配置が変わってくるということに  
なると、そこだけの問題ではなくなるかもしれない  
ので、全体の調整が要るとは思いますが、でも、  
一本化ということについて、ぜひ進めてもらいた  
いと思いますが、もう一度お願いします。

○市民課長

ちょっと難しい面もあるかもしれませんが、研  
究のほうをさせていただきたいと思っております、  
よろしく願いいたします。

○中島委員

あと1点だけ聞いておきたいなというふうに思  
います。

先ほど三浦委員がおっしゃった、よいとこ祭り  
の件なんですが、確認ですが、よいとこ祭りの開  
催趣旨というのは一体どこにあるのかということ  
を一度お聞かせをいただきたい。

○経済課長

当初の開催趣旨、当然、中心市街地の活性化と  
いう目的でよいとこ祭りが始まっております。

以上です。

○中島委員

今もそういう趣旨で続けようと思っていらっしゃいますか。

○経済課長

現在、中心市街地の活性化という目的の中にはうたってありますけども、現実的にそれが今も通用しているかということ、ちょっと疑問がありますので、店屋開いての方が非常に少なくなってきた現在の現状は当然行けばわかる話ですので。

ですけども14回続けてきております。ですから、どうするかということを検討、研究している状況でございます。

以上です。

○中島委員

検討ということで、今回コンテストといいますか、市役所チームが優勝しちゃったということですね。それもちょっとどうかという話がありまして、ちょっと遠慮したらという話もあったんですけど、コンテストの審査員はどういう方がやったんですか。

○経済課長

山本学園と知立高校の生徒に審査員をやっていたいております。

○中島委員

ギャルの皆さんが審査をするということでやられたということですね。

ギャルの皆さん、山本学園だとかいろんな高校生の皆さんというのは、参加するほうにも加わったんですか。

○経済課長

ボランティアとして参加していただいた方に審査員もお願いしたという形になっております。

○中島委員

踊りは参加しないでボランティアで参加していた人がやったということで、やはり若い方の目ということなので、評価の仕方が違ったなど、結果見るとね。一生懸命浴衣を着て、長年盆踊りやっただけの方たちは評価されないという、結果的に見るとね、そういうことがあって、やはり従来

の盆踊り、そういうものも目を当ててもらいたいし、企画という段階でもそういう盆踊りの押し上げとかそういうこともやってほしいなということが意見として出されております。ちょっとつまらないわというふうな形なんですよ。

実行委員会のほうには、そういう踊りの皆さんのメンバーも入っていらっしゃるということですか。

○経済課長

よいとこ祭りの実行委員会のほうには準備委員会のほうに踊りの方が入っていらっしゃいます。

○中島委員

なかなか踊り連の方たちとしては、意見が取り上げられてこなかったということの話もありまして、ちょっと不満が聞こえてきております。新しい祭りというものを目指すということなのかもしれませんけれども、いろんな方たちが集まっているし、もう一つは、飛び入りでそこを見に行った人が踊ろうという場面がやっぱりないんですね。みんな見るあほうにしかならなかった。踊ってる人は踊ってる人。見るほうは見るほうに徹しなきゃならない。ちょっと入って行って踊ろうかなというふうには全くならないという、そういうことでいいのかなと。その辺の見直しはどうなんだろうというふうに私自身も感じました。

前は飛び込んで踊ったことがあるんですけど、みんなグループなので全然入れないなという、そういう感じでありまして、自主的な参加というものはできるような雰囲気づくりももう少しつくってもらいたいなと。自由参加連はここみたいな形であれば、またそれはそれでいいかもしれないんですけど、そういった市民のチーム登録をしなかった人たちが見に行くと踊りの輪に入っていくというね、そういう場面が十分配慮されていないという感じがしてならなかったんですけども、その点も一つ改善すべきではないでしょうか。

○経済課長

そういう意見もありますものですから、9月の中旬ですけども、碧南市のほうに元気ッス！へきなんといって知立市と同じ事業、碧南市役所の前

を道路をとめて踊っている事業をやっています。うちより2回余分にやっております。そこでは昨年度から飛び込み連というんですかね、そういうのもつくりまして、一般の方が飛び込んで入れる踊りの場もつくっております。そういうのも参考にしながら聞いてきました。今後、知立市のやり方をどういうふうにしていったらいいかということ、を碧南市も1つの参考事例ということで、碧南市のやり方をちょっと今、参考にさせていただきかなと思って資料いただきましたので、そういうのも必要だということは重々わかりました。

○中島委員

あそこは、すごい元気にやっていますよね。碧南市の場合ね、すごい盛り上がりやっているので、それはちょっと参考にしているということですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あとは、発電機を使っていっぱいの方は、今回はなかったですかね。一般質問でしたかね、危険だからどうだったんだろうと言ったら、ガソリンを使っているところはなかったというのが答で答えていっていったんですね。それはどういことでしょうかね。ガソリンを使わないで、ほかのものを使ったのがあるんですか、混合オイルですか。

○経済課長

電気の配線はしておりますので、電気は使えるようになっております。衣浦東部に回っていただきまして、消防のほうに回っていただいて、発電機の使用はないということは確認しております。

○中島委員

発電機そのものを使わなかったと。どこからか電源を確保させていただいて、その電気ですと、こういうことですね。それが一番安全だし、商店街があるわけだから、電気量とかは別途払っていけば、そのほうが安全で、臭くないし、うるさくないし、いいかなというふうに思います。

何か訂正があるのでしょうか。

○経済課長

電気につきましては、基本、主催者側で用意しているそうです。

○池田福子委員長

しばらく休憩いたします。

休憩 午後7時49分

---

再開 午後7時50分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

市のほうで発電機を用意しまして、全て、それで電気を用意したという。だから、発電機自体は市が全部用意している。

○中島委員

大型の発電機を市が設置したということで、それはガソリンは使っていないということかということ、またわからないですか。それは発電機だからガソリン使いますよね、どんなものも。

要は、安全にやったかどうかということを確認したいと思って言ってるわけです。

○経済課長

プロパンだと思うんですけども、ちょっと確認させていただきたいと思いますので、後でお答えさせていただきたいと思います。

○市民部長

電気については、先ほど言ったとおり、私どものほうで用意させていただいたんですが、テナントにおいて使った、例えば焼き物するときにガスを使いますよね。そのときにはプロパンで使用されていて、ガソリンの携行缶を持ってきてやっておったというのはなかったということで。

ですから、テナントの数としましては32カ所ありまして、そのうちの火を使っていたところが14カ所と。そこでガソリンを使って発電したりとかですね、そういったことはやってなくて、焼き物をやっておった場合にはプロパンガスを使ってやっていたということで消防署のほうから報告は受けております。

○中島委員

電気という意味では、市のほうが準備した発電機でやったということですね。その詳細がわかれば、また御答弁ください。

○経済課長

電気に関しましては、発電機でやったそうなんですけども、市のほうで設置したその発電機に関しては、使っている時間は給油をしないということで、最初に入れたやつでずっと電気を最後までもたせるという対応をしておるということです。お願いします。

○中島委員

ガソリンを使ったということははっきりしていますね。給油というところで事故が起きた例が新聞で出たわけですけども、給油はしないということでやったという、それはわかりました。

今後もお祭りにはつきものでね、例えば知立団地の夏祭りもお店は全部発電機なんですよ。電源を取るところがないし、自治会が大きな発電機でどうぞというふうにもならないしということで、事故は起きなかったんですけども、たくさんのお店、20ぐらいありましたかね、全部ガソリンの発電機ということでやっております。

そういった地域の夏祭りについても、あんな事故が起きて初めてその恐ろしさというのが皆さんのものになってということですけども、地域の場合についても、その辺は十分にね、消防署に指導していただくのか、その辺は届けというのはどういうふうにしてやってるのか、その辺確認をして、安全なように指導してもらいたいなというふうに思います。

○経済課長

今回大きな事故がありました。それを受けて、消防署のほうにも頼みに行きました。今後とも事故がないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中島委員

ここは市民福祉委員会ですけど、副市長に、ああいう大きな祭りをやる6号公園などには電柱で電気を取れるようなそんな設備がほしいなと思っておりますけれども、どの町内もそういう問題が起きますかね。その辺はどんなふうに全体としてはお考えなのか、ちょっと副市長。

○清水副市長

場所もそれぞれ主催者が確保してそれぞれの場所でやられます。安全には十分に注意してやっていただきたい。

また、必要な場合には、そういった火器を取り扱う、発火物を取り扱うという場合には、当然消防署のほうにも届け出とか必要なケースも出てくると思います。そういうところを十分御注意をいただいて、安全な運営をしていただければというふうに考えております。

○中島委員

公園という場合に、6号公園ですけどもね、ああいうところは電気の配線というのは考えていただけないでしょうかということについても。

○清水副市長

どの程度の電源が必要なのかどうかわかりません。従来の家庭用のそういうもの一つでどうかということでは、とても難しいと思いますので、それを常設で常時するというのはちょっと考えにくいのかな。必要があれば臨時的な工事というものは可能だと思いますので、それを主催される皆さんが公園管理と打ち合わせをする中で、そういった臨時的な手当をしていただければありがたいと、このように考えております。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成24年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○中島委員

主要成果報告書の133ページ、ここにまとめて国保の今回の会計の評価が書いてあります。被保険者数は少し減ったということがありますが、あと、財政調整基金の動きや一般会計での繰入金が2億2,000万円減少したとかいろいろ書いてありまして、全体としては歳入歳出差引額は1億6,042万8,000円、これが来年度の繰越額となりました。差し引きでこれだけの黒になりました。

また、歳入決算総額のうち、国民健康保険事業基金繰入金と繰越金を除いた額からいろいろすると単年度収支、これは6,893万8,000円、単年度で黒字になったと、こういう形で書いてあります。

そういう意味では、国保会計が平成23年度から引き上がって保険料が上がって2年目ということではありますが、単年度も黒字ということではありません。基金は先ほどの話にもありましたけれども、5億3,300万円余ということで平成24年度の決算はなっておると。大変大きな。

先ほど3億円は、どうしても猶予したいというようなお話がありました。そうだとすると大きな財政になってるなという、基金になってるなという感想を持っております。

ところで、保険料の収納率、これはどういうふうに評価されているのか。90.69%。滞納繰り越しについての前年度の滞納繰り越しは16.81%、これは前年度と比べてそれぞれどうだったのか、不納欠損額をどう見るのか、この辺

についてちょっと御所見を伺いたと思います。

○国保医療課長

収納率は前年度に比べて若干低下ということになります。それから、滞納繰り越し分についても低下しました。

ただ、滞納繰り越し分については、監査委員の主要成果の中で類団との比較がありますけども、それを見ていただくと、依然まだいいほうかなということですよ。

収納率全体が若干下がった理由につきましては、税務課のほうにちょっと聞いたわけなんですけども、同じ人から徴収したお金は、ほかの税目と合わせて古いものから充当をしているということで、国保が下がったけれども他の市税は下がってない、逆に上がったという状況の中で、国保だけ下がったのが平成24年度の結果なんですけども、偶然こうなったという話ですので、ちょっとそれ以上はこちらとしても国保を優先してもらいたいという気持ちはあるんですけども、収納率というのは調整交付金なんかにも影響しますので、そういう点も考慮していただけたらなと思うわけですが、税のほうの徴収担当のほうで、そういった形でやっているというルールの中での結果ですので、わかりましたという返事をさせてもらいました。

以上です。

○中島委員

収納率が下がるというのはいろんな理由があるかもわかりませんが、税が上がったままできてるわけですし、不況の話もあるでしょうし、現実、収納率が下がったと。下がって不納欠損が出るということです。値上げをしても収納率が下がって不納欠損はふえるということであつたら何のために値上げをしたのかということになってきて、全体的にはマイナス部分も大きく生まれてしまったのではないかと、そんなふうに思います。

確かに不納欠損の部分は市税全体で言いますと11億円ですね。国保がそのうち半分と。大変高い比率で国保が不納欠損されているという今のお話がありましたように、ちょっと国保にこれだけ配分されては困るじゃないかと私も思います。全体

で指導しますもんね、滞納については、国保だけでやるわけじゃないから、どうなんだって私、思いました。

国保の滞納の徴収のための嘱託員がいますよね、名目的には、国保の徴収員ですね、これも税務課のほうへ出向いていって一緒に仕事をしてると、こういうことでよろしいですか。

○国保医療課長

平成24年度まではそういった形で、平成25年度からは国保徴収嘱託員ということではなく徴収嘱託員という形にリニューアルして税務課のほうの職員というふうに変わりました。

それに伴って、平成24年までは隣戸徴収ということを重点に置いて活動をしてもらっておったということですが、今年度からは内勤の事務中心というふうに変わったというふうに聞いております。

○中島委員

国保という頭文字が取れたということですが、それは前ついていたときは国保会計の人件費を使ってたと思うんですね。今度は国保会計の人件費は使わないんですね。

○国保医療課長

人件費としては国保は使っておりませんが、ただ、事務費負担金という形で一般会計に繰り出しという形をとっております。

というのは、一般会計から人件費相当分というのは国保会計に繰り入れてもらってるんですけども、それをもう一回繰り出すというややこしい手続をしているわけですが、こうすることで国保会計から支出したということで、これが調整交付金の対象にできるということでそういうちょっと面倒くさいですけども、そういう手続を取らせてもらってます。

○中島委員

なるほどという、少しでも有利なやり方で処置したということですね。実質的にはこちらのお金でやってもらってるよという、そういう徴収員の方がいる。それは嘱託員の人件費イコールのものを出しているという、そういうことでいいんです

か。今まで嘱託員を国保で出していた分と同じ額を繰り出すということでいいんですか。

○国保医療課長

そのとおりです。

○中島委員

3人の方が一応行ってるけど、仕事としては、みんな一緒にやっていると。私は国保のものだけを取りに行く係ですということじゃないのでね、全体まとめて滞納処分のための働きかけをするということですね。

それにしてもなかなか欠損額が大きいということがとても気になりましたし、どこの自治体も余りよくない状況だということで、知立市だけが悪いわけじゃないよと。滞納繰り越しは頑張ってるよと、そういったことでありますけれども、実質的には今回は滞納繰り越しは約3%減ったわけですね、収入がということで、やはり大変な中で取るのは難しいというのが現実だというふうに思います。

少しでも低く抑えるということが私は必要だというふうにずっと思っておりますけれども、保険税の適正賦課及び収納率向上特別対策事業というのが136ページに載っております。短期保険証ですとかいろんなことも書いてありますけれども、平成24年度としては短期保険証は何件になったのでしょうか。

○国保医療課長

平成24年度という形ではなく、平成25年6月1日現在という数字でもよろしいでしょうか。

交付世帯数が327件です。資格証は0件ということです。

○中島委員

平成25年6月1日ということですが、例えば1年前、これ何件だったか。多いですね。

○国保医療課長

1年前は344件でございます。

○中島委員

少し減ったんだと。それがまたいいのかどうなのかはわからないわけですが、短期保険証ということで6カ月ごとの指導を行いながら発行す

るということですね。

この成果といいますか、どんなふうに見ていただけるのかなと思いますが、ずっと短期で続いているのか、これが短期で指導している間に卒業して正規の保険証にかわったのか、そうやってやったことの効果はどうなんですか。

○国保医療課長

ちょっと効果という評価の仕方が難しいですけども、対象者については、順次入れかえがあるということですね。中には何回でも短期証という方もあるわけですけども、結局短期証というのは、先ほど委員おっしゃられたように、相談のためということで6カ月ごとには窓口のほうに来ていただいて税務課のほうの徴収担当と相談をしていただく。その中で、短期証じゃなくて正規のものに切りかえができるだろうという人については、税務課のほうの判断でいいですよと言われた分については切りかえをしていくという形をとっております。

○中島委員

税務課の徴収の範囲で指導しながらやっているけども、結果的にはなかなか払えないわけで、327件という方が短期保険証となっていると。資格証はゼロということで、その点では評価しますけれども、修学旅行行くときに資格証明書を持っていったんじゃね、子供がかわいそうじゃないかと。短期保険証ならその場はわからないで済むかもしれないですけど、後から払うような資格証明書では子供たちが悲しい思いをするというようなこともあって、この資格証明書の発行については大変慎重にと。特に子供のいる世帯はだめだよと、こんな議論もしてきたわけですけども、現在はゼロということですね。

先ほどもちょっと聞いてたんですが、国民健康保険に加入しない外国人の方もたくさんみえて、今から入ろうとすると何年もさかのぼって私はお金を払わなければならないから国保に入るのが怖いと、どうしたらいいだろうという相談に先ほどもみえてたんですけど、あしたまたみえるんですけどね。そういった場合、どんな指導をされるんで

しょうか。

○国保医療課長

基本的には遡及してお支払いをしていただくというふうにしております。

というのは、病気になってから健康保険に入るというふうに皆さんが仮にそうされた場合は、保険という制度が成り立たなくなるのかなという思いもありますし、やっぱり保険ですので、健康なときにも加入していただいて、病気になったときに使えるようにさせてもらうということだと思います。

○中島委員

基本はそうわかっているですけども、例えば、それこそ来日して何年になるのって。10年ぐらいになると。全然入らないまま今日まできていたということなんですね。そういう場合は、来日した10年間分さかのぼって請求されるということでしょうか。5年ですか。

○国保医療課長

遡及するのは2年間ということで、10年間ではありません。

○中島委員

2年間の遡及で請求されると。それで、加入時にそれを払わなければならないので入れないというふうに皆さん思い込んでいますけども、そういったところはどういうふうに対応されるのでしょうか。

○国保医療課長

今その2年分の保険税をお支払いいただかなければ加入はできませんということではありません。逆に10年前にさかのぼって加入する必要がありますよということで加入手続はとっていただきます。

保険税につきましては、その考え方とは別途徴収をさせていただくという形です。

○中島委員

2年の遡及だから過去2年の分の保険料をまとめて払わなければならないから加入できないかと思っていますが、それはどうですかと聞いてるんです。

○国保医療課長

2年分の保険税は払っていただく必要はありま

すが、それを払わないことで加入できないということではありません。

○中島委員

結局、滞納をどのようにして返していくのかという相談になるということですか。最初からこれは税務課の窓口のほうの相談になるんですか。

加入して加入手続をしたと。その月払ったと、例えばね。でも過去の分がありますよね。それについては税務課へ回して相談を受けると、こういうことになりますか。

○国保医療課長

加入するときこういう形で幾ら払う必要が出てきますよというお話はさせていただきますね。

滞納になれば税務課のほうの職員を国保のほうの窓口に来ていただいて、そこでお話をさせていただくということもやりますし、直接2回目以降は、本人が税務課という窓口を認識していただければ、そちらへ行ってお話をさせていただくこともございます。

○中島委員

一度に払わなければだめだと思込んでいらっしゃる方が多いんですよ。だから、とても近寄らないと、国保のところには。逃げ回っちゃって、逃げるって変ですけど、そこには足が向かないと。何しろ10年分払わなきゃいけないんだからと思っているわけですよ。

その辺は、ほんとは払ってほしいほうですけども、一応2年間分の遡及ということでやるという話は今わかりましたし、あしたまた相談にみえるということですので、またぜひ窓口のほうで具体的な話を、多分この方は国民年金も払ってない。先ほどの話で、国民年金のほうも滞納の話がきてしまう。ほんとに深刻で泥沼になりそうな人がいっぱいです。十分わからない中でね。

ですから、そういったことがあるということも十分にこれも配慮しながら親切に、人生がぼきんと折れないように対応してあげていただきたいというふうに思います。

根本は今度の会計については、やはり基金が大きくなり過ぎと。1世帯1万円引き下げても1億

円かからないでできると。世帯数も出てますね、8,710世帯ということでありまして、8,710万円あれば1万円下がるということで、そういう意味でいうと5億3,000万円。また、補正でいくと6億円になってましたよね。そういう意味では、やはりたとえ繰越金を一時たくさん入れたからということがあったとしても、現時点ではやはり大きいということを私は感じております。ぜひその辺の痛みも市民の方は持ちながらやってるんだということ肝に銘じて窓口やっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号について、挙手により採決します。

認定第2号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、認定第2号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第5号 平成24年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

実質収支ということで3,764万1,588円、この決算書の大きな薄い冊子のほうの最後のページに出ておりますよね。そういう意味では、これも今、黒字でやってると。平成24年、平成25年、平成26年と3年間ということでこの見直しがされることになるわけですが、これについても前回は保険税そのものは11ランクということで細分化していただいたりしましたけれども、第1段階、刈谷市なんかだと基準に対して0.1という低い設定をしたりいろいろしてますけれども、今回は第2段階の滞納が多いなという感じも受けました。低いところでもやっぱり滞納が多いということを感じておまして、国保と同様ですね、やはり保険税の重みというものをいろいろと負いながら受けていらっしゃる方が多いなということを感じています。

いろいろ利用のことをずっと書いてありましたので見させていただきましたが、サービス料ですね、大体計画に対して九十数%ということで計画に対してはまあまあの比率でサービスは提供をされていると。特に居宅の場合ということですが、いつも問題になってくるのは介護施設の問題であります。これも待機者が相変わらずということだろうというふうに思いますけれども、ダブって介護を登録しているということも前提に待機者の人数というのはどういうふうになっているのか、この点、ちょっと御披露をいただいてよろしいでしょうか。

○長寿介護課長

事業計画をつくる際の調査では名寄せ的なことをやらせていただいたものですから50名程度、2カ所の特別養護老人ホームで50名程度というふうになりまして、それで60人規模の特養をつくれれば、おおむね全部市内の方が入るわけではありませんけど、何とか解消するのではないかなというような調査結果になりました。

その後、やっぱりきちんとした名寄せというものはその後やっておりません。申しわけございま

せん。

ただ、聞きますと、かなり大きな何百人という数字の御報告になってしまうものですから、なかなかこの数字というのはそのまま使えないということだと思います。だから、その時点から若干ふえとるとは思いますけども、大きくそれが倍になるとかいうようなふうには思っておりません。

○中島委員

名寄せというのは、かつてはそれぞれの事業所がプライバシーだからということで名前は出してくれないというふうに言っていましたけど、どのように行ったんですか。

○長寿介護課長

名寄せというのはちょっと大げさな表現ですけども、この60人規模の特養を事業計画の中で位置づける際に、実際ほんとに何に必要なんだというところを議論した中で、これは審議会の中でほんとに待機者を把握する必要があるということで、ヴィラとほほえみに協力していただいて、それぞれの担当の方でダブリを取るような形で、私どもの認識では、ほとんど両方同じ人が申し込んでるんだというふうには思ってたんですけど、そうでない方もみえて、絞り込んでいたという作業を事業者の協力のもとにやらせていただいたということでございます。

○中島委員

それは今の計画をつくる前の段階で行ったということですか。60名の特養を新たにつくろうということの段階でやったということですから、少し前ですよ。

○長寿介護課長

平成23年度末のことでございます。

○中島委員

できればまた来期、当然計画づくりということになってくるわけで、また繰り返しこういうことをやっていただいて正確に待機者の数を把握すべきだと、こんなふうに思います。

今、60人規模の特養をつくるという計画で平成26年度には完成というそういう方向でしたけれども、これがなかなか進んでいないのでしょうか。

グループホームもつくる。これは具体的に今、動いてますか。

○長寿介護課長

グループホームにつきましては、予定どおり平成26年4月1日の開所というところで動いております。

それから、特別養護老人ホームにつきましては、平成26年度の開所ということを目指しておりますけれども、国の補助金の関係でつかないということで平成27年度にずれ込むということで、2期の中での計画が難しくなったということでございます。

○中島委員

それ、国のほうの補助金がつかないということだけど、具体的になぜなんですか、それは。こういう計画に挙げてきたわけですよね。非常に計画的にやってることに対してだめだというのは、他の施設がたくさんできると。だから知立市は待つとってくれと。切実さが違うと、例えばね、そういう判断で知立市にはお金がもらえないと、こういうことですか。

○長寿介護課長

私どものほうも圏域の中で特別養護とか老人保健、施設をつくる整備する際には、この西三河南部圏域の中で調整する形で事業計画をつくるものですから、国の補助金は、ただしちょっと係は別でして、必ずその圏域の中で位置づけられた施設整備に全て補助金がつくということではないということございまして、補助金なくてもつくられるならどうぞというのはちょっと冷たい言い方ですけども、そういうニュアンスで、やっぱり皆さん手を挙げるものですから、補助金なしではなかなか難しいと。1床当たり275万円ですかね、それぐらい、たしかついたと思います。だから60床ですと1億6,000万円少しになるかと思っておりますけれども、それが内規にないということで今回もヒアリングに私どもも行っておりますけれども、まだ幾つかはだめになるというふうに聞いておりますので、落される可能性もあるというふうに言われたんですよね。だからそうなると、もう少しまたずれ込

むのかなと。これは一回議会本会議の中で、昨年度ですかね、御報告はさせていただいたかと記憶しております。

○中島委員

特養については、パティオ知立のすぐ北側といえますかね、近辺のところを確保してというような話がありましたけど、そういうものについては頓挫するということではなく、ただただ待ってるとい、こういうことでよろしいんですか。そこまでだめになったら大変ですよ。

○長寿介護課長

順番がありますけども、必ず私ども手を挙げてというのはリストには入っておりますので、順番が先にくるのか後になるかということで、それは間違いなくいずれということではないですけど、平成26年は難しいんですけど、平成27年か最低でも平成28年にはできるはずだというふうに思います。

○中島委員

それにしても保険税も介護保険料も60床の特養ができるという前提のもとで計算されて、保険料が設定されてるわけですよ。設定したのにつくらないという、これは大問題なんですよ、そういう意味では。その分、介護保険料下げよと、こういうことになるですよ。計画どおりにはいかないということは、そういう問題なんですよ。3年間のプランの中で保険料設定してるんで、その点は大問題だなと。

かといって補助金なしでつくったら、もっと大変になるということありますよね。痛しかゆしですけども、そういう問題であるということは確かなわけですよ。その分はきちっと保険税が残ってくるのかなということに逆になりますけど、その辺、運営上はよく見ていかなきゃいけないというふうに思います。

最後に、特別養護老人ホームの全国の話ですけども、事故が起きて、その事故を報告しないという事業者が多発している。いわゆるブラック企業という形でこれも言われてるわけですよ。ワタミ、国会議員が出ましたけども、ワタミの事業所

もこれで摘発されたんです。

中では事故があって、死亡したと、そういうことまで起きてるわけですね。でも事故が起きたときに、すぐに報告これもしてなかった。大問題になっているわけでありまして、今大変、特養などをつくるに当たっても、そういった業者の選定を厳しくやる動きがありますが、この点はどんな御所見でしょうか。

○長寿介護課長

特養につきましては、社会福祉法人というところがありますけど、例えばグループホームですかそういうところだと株式会社でもいいというようなこともあります。

特に施設に入所している方の被保険者の住所地に、必ず事故が起きたら報告するというので、私ども時折届いております。今回、今御質問の新たな事業者の参入というようなことで考えればいかと思いますけど、そういうところでは今回のグループホームにつきましても特養につきましても、きちんと応募のあったところを私どもで審査させていただいて、そういうところではないという判断のもとに決定させていただいております。

○中島委員

名古屋市が特養ホームの認可を見送ったと。貴徳会という名前も新聞に出てましたね。ここは給与の支払いをごまかして運営上の問題があると、こういうことで支給されていて、名古屋市は待ったと、それは認めません、こういう動き、当然のことだというふうに思います。

こういう事故報告などについての義務がありますけれども、いろんな評価をしていく取り組みもあると思うんですが、この辺で事故の報告があったとおっしゃったかね、そういう事故の報告なんかの実績、どんな事故だったのか、それはちゃんと報告をしっかり義務づけて徹底してやっていたらいいのか、その辺ちょっと実態をお知らせください。

○長寿介護課長

おおむね事故の報告につきましては、市内事業所がもちろん多いわけですが、特にショート

ステイ、特養の入所者、こういうところで24時間見守り体制はあるものの、どうしても本人が移動の際に骨折されとか、そういう事故が多いということで、ただ、見ていて特別、家族とトラブルになるとかそういうこともございませぬし、もちろん保険も入っておるものですから、保険の中で対応しながら病院のほうもすぐに搬送してきちんと対応していただいておりますというふうな形の報告書をいただいております。

○中島委員

何件ぐらいあったとかそういうことについても一度資料出していただきたいなというふうに思います。

私の知人がショートステイに入って、台風がひどかったときなんですけど、怖いのでショートステイを頼むということで入れていただいたんですね。そしたら、そちらで骨折しました。もう帰って来れなくなっちゃって、そのまま入所されて、早い時期に亡くなってしまったと。ちょっと高齢者の方だと骨折して寝てしまうとそういう死にも近づいていくと。すごく残念だったなと。怖いからショートステイに行くわと聞いた、それがもう帰って来れなかったというこういうことありまして、骨折ということについては、その方、ひとり暮らしでしたので家族ともめることはありませんでした。そういうこともあるので、やはり教訓などもしっかり事業所に知らしめてやっていたくためにも指導していただきたいと、こういうふうに思います。

そういう実績についても、時折こういう資料の中でもしあれば、事故の報告なんかもあったと。あることのほうが普通だからね、隠してるほうがおかしい。それはそれでいいんですよ。そういうことを報告していただきたい。今、平成24年度ではどうだということはわかるんでしょうか。それはまだ難しいですか。難しければ、また後ほど資料で。

○長寿介護課長

きた事故報告書をそれぞれファイルしてあるだけでございますので、事業所ごとに固めたとか、

事故の内容ですか、全部それぞれをデータ化してはございませんので、少しお時間がかかりますので、よろしくお願いします。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号について、挙手により採決します。

認定第5号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、認定第5号 平成24年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号 平成24年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号について、挙手により採決します。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、認定第6号 平成24年度知立市後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

午後8時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 3月31日

知立市議会市民福祉委員会

委員長 池田福子